

令和3年度 調査研究報告書

# 特別区における 森林環境譲与税の活用

～複数区での共同連携の可能性～



特別区長会調査研究機構

Kuchokai  
Institute for Research and Study

令和 3 年度 調査研究報告書

# 特別区における 森林環境譲与税の活用

～複数区での共同連携の可能性～



特別区長会調査研究機構

Kuchokai  
Institute for Research and Study

## はじめに

---

特別区23区長が組織する特別区長会は、平成30（2018）年6月15日、特別区長会調査研究機構を設置しました。

その設立趣旨は、特別区及び地方行政に関わる課題について、大学その他の研究機関、国及び地方自治体と連携して調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることにあります。

平成31（2019）年4月からは、各区より提案された研究テーマや基礎調査テーマについて、特別区職員・学識経験者が研究員となり、プロジェクト方式で調査研究を開始しました。以来、いずれのテーマも特別区の課題解決を中心に据えながら、広く地方行政の一助となるよう、さらには国をはじめ他の自治体との連携の可能性も視野に入れながら研究を進めています。

本年度は、昨年度に引き続きコロナ禍の中での活動スタートとなりましたが、研究会の開催やインタビューの実施に際してオンラインツールを活用するなどの工夫を凝らして取り組みました。また、7月には令和2年度の研究テーマ（11テーマ）に関する報告会を開催し、ホームページによる公表と合わせて、調査研究活動のステージを広げることができました。

本調査研究報告書は、令和3（2021）年度の1年間の各研究プロジェクトの調査研究成果を取りまとめたものです。

特別区政の関係者のみならず、地方自治体の皆様、学術研究の場など多方面でご活用いただけると幸いです。

最後に、調査等にご協力いただいた地方自治体関係者の皆様、国や民間企業の皆様をはじめとして、報告書の作成にあたり、ご協力をいただきました全ての方に深く御礼申し上げます。

**特別区長会調査研究機構**

令和4年3月

# 目次

---

研究にあたって	12
1. 研究の背景と目的	12
2. 研究概要	12
2.1 研究内容・方法	12
2.2 研究結果概要	13
2.2.1 森林環境譲与税に関する現状把握	13
2.2.2 特別区における取組状況	16
2.2.3 森林を持つ自治体のニーズ把握	18
2.2.4 課題の整理	18
2.2.5 新たな事業スキームの検討	19
<b>第1章 森林環境譲与税に関する基礎情報の整理</b>	<b>26</b>
1. 森林環境譲与税とは	26
2. 森林環境譲与税に関連する背景情報	28
2.1 日本の森林・林業の状況	28
2.2 森林環境譲与税の用途：森林経営管理制度、気候変動対策	31
3. 森林環境譲与税創設までの流れと創設をめぐる議論	32
3.1 税創設までの流れ	32
3.2 税創設に際しての主な論点	33
<b>第2章 森林環境譲与税の活用動向</b>	<b>38</b>
1. 全国の自治体における森林環境譲与税の活用動向	38
1.1 全国的な動向	38
1.1.1 譲与税の配分額	38
1.1.2 譲与税の用途	39
1.1.3 山村部自治体と都市部自治体における特徴の比較	41
1.2 自治体間連携による森林環境譲与税の活用事例	51
1.2.1 はじめに：自治体間連携とは	51
1.2.2 自治体間連携の類型化	52
1.2.3 譲与税活用における自治体間連携	56
1.2.4 譲与税活用における都市部自治体の連携事例	56
2. 都市部自治体と山村部自治体における特徴の比較	62
2.1 先進自治体等アンケート調査	62
2.1.1 これまでの譲与税の活用状況	62
2.1.2 譲与税の用途の検討	64

2.1.3	新たな用途の検討	68
2.1.4	自治体間連携	69
2.2	先進自治体等ヒアリング調査	73
2.2.1	ヒアリング先の選出	73
2.2.2	譲与税活用の現状と課題・今後の見通し	74
2.2.3	自治体間連携に対する意向	75
3.	特別区における譲与税活用の傾向および特徴	77
3.1	特別区アンケート調査	77
3.1.1	これまでの譲与税の活用状況	77
3.1.2	譲与税の用途の検討	78
3.1.3	新たな用途の検討	81
3.1.4	自治体間連携	83
3.2	各区研究員による自区の調査結果	85
4.	森林環境譲与税活用における課題の整理	89
<b>第3章</b>	<b>森林環境譲与税を活用した新たな事業スキームの検討</b>	<b>96</b>
1.	新たな事業スキームの検討アプローチ	96
1.1	本研究事業で検討対象とする連携事業：複数区での連携	96
1.2	複数区での連携によるメリット	96
1.3	事業スキームの検討フロー	97
2.	連携先の検討	99
2.1	既存連携を活用し譲与税事業に拡張するケース	99
2.2	新規に連携を行い譲与税事業を実施するケース	103
2.2.1	事業内容が合致する自治体との新たな連携	103
2.2.2	地理的な結びつきを有する自治体との新たな連携	104
3.	事業内容の検討	106
3.1	自治体間連携のモデルケース	106
3.1.1	山村部自治体の森林整備支援	106
3.1.2	山村部自治体からの木材・木材製品の調達	108
3.1.3	森林環境教育・林業体験などの現場活動	110
3.1.4	カーボン・オフセット事業	111
3.2	複数事業の組み合わせ実施	112
3.3	その他の事業アイディア	113

4. 事業構築の流れ、タイムスケジュール	114
4.1 山村部側で既に連携し譲与税活用メニューを有している 地域との連携	114
4.2 木材の販売を希望する自治体との連携	116
4.3 現場体験や森林整備への支援を希望する自治体との連携	118
4.4 森林セラピー基地を活用した現場体験を提供できる 自治体との連携	119
4.5 東京都多摩地域との連携	120
5. 連携先に応じた都市部側（複数区）の体制構築検討	122
5.1 都市部側（複数区）の体制のあり方	122
5.2 連携体制の構築方法	124
5.3 民間事業体の活用	125
6. 新たな事業スキーム構築に向けた道筋	126
6.1 仮説1：同じ事業ニーズを持つ2区程度の少数で オプション1を実施（小規模連携に留まる）	127
6.2 仮説2：同じ事業ニーズを有する複数区で オプション1からオプション2に移行	128
6.3 仮説3：山村部側のうち連携体制が構築されている先と オプション2を構築	130
6.4 仮説4：東京都とオプション3を構築	131
6.5 仮説5：既存の枠組みに参画	132
7. 具体的な連携先との事業スキーム構築の方向性	134
おわりに	138
資料編	142
1. 研究会開催結果	142
2. ヒアリング調査の概要	144
3. アンケート調査の概要	146
3.1 特別区へのアンケート調査	146
3.2 先進自治体等へのアンケート調査	156

## 目次

図 0-1	調査研究のフロー	13
図 0-2	特別区側の複数連携体制のオプション	21
図 1-1	森林環境税及び森林環境譲与税の制度枠組み	27
図 1-2	森林環境譲与税の譲与額、譲与割合	27
図 1-3	森林面積に占めるスギ・ヒノキ人工林の割合	28
図 1-4	人工林の齢級構成の変化	28
図 1-5	林業産出額の推移	29
図 1-6	木材供給量と木材自給率の推移	29
図 1-7	森林の有する多面的機能	30
図 1-8	森林に期待する役割の変遷（世論調査に基づく）	30
図 1-9	森林経営管理制度の概要	31
図 1-10	森林環境税・森林環境譲与税が創設されるまでの流れ	33
図 1-11	森林環境譲与税基準率と1人あたり3年度平均林業費の散布図	34
図 1-12	府県版森林環境税と森林環境譲与税の税収額一覧	35
図 1-13	府県版森林環境税と森林環境譲与税のすみわけ（長野県の例）	36
図 2-1	森林環境譲与税配分額の全国的な傾向（2019年度）	38
図 2-2	森林環境譲与税の主な用途及び特徴（2019年度）	39
図 2-3	森林環境譲与税の用途の傾向（2019年度）	40
図 2-4	森林環境譲与税の基金積立に関する状況（2019年度）	40
図 2-5	森林環境譲与税の用途の傾向（2020年度）	41
図 2-6	自治体間連携の分類と具体例	52
図 2-7	自治体間連携の類型化	52
図 2-8	近接地連携の具体例	54
図 2-9	遠隔地連携の具体例	55
図 2-10	森林環境譲与税活用における自治体間連携のかたち	56
図 2-11	森林環境譲与税活用における自治体間連携の分類と事例	56
図 2-12	「都市と山村の友好の森」事業のスキーム	57
図 2-13	「としまの森」事業のスキーム	58
図 2-14	「川崎市木材利用促進フォーラム」の概要	60
図 2-15	「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の概要	61
図 2-16	用途検討に際しての課題（都市部自治体）	66
図 2-17	用途検討に際しての課題（山村部自治体）	66
図 2-18	用途検討に際し重視する点（都市部自治体）	67
図 2-19	用途検討に際し重視する点（山村部自治体）	68

図 2-20	新たな使途の検討に対する意向（先進自治体等）	68
図 2-21	自治体間連携に対する意向（都市部自治体）	69
図 2-22	自治体間連携に対する意向（山村部自治体）	70
図 2-23	連携先の意向（山村部自治体）	70
図 2-24	連携意向と林野面積との関係（山村部自治体）	71
図 2-25	連携意向と人口との関係（山村部自治体）	72
図 2-26	使途検討に際しての課題（特別区）	80
図 2-27	使途検討に際し重視する点（特別区）	81
図 2-28	新たな使途の検討に関する意向（特別区）	82
図 2-29	自治体間連携の意向（特別区）	83
図 2-30	連携先の想定（特別区）	84
図 2-31	カーボン・オフセット事業のスキーム	86
図 2-32	森林環境譲与税活用事業における複数の検討フロー	94
図 2-33	検討フローに応じた課題との関係性（イメージ）	94
図 3-1	本研究事業における新たな事業スキームの検討フロー	98
図 3-2	上下流連携による木材利用等促進コンソーシアムの概要	105
図 3-3	愛知県豊明市における新生児への木材製品配布の事例	109
図 3-4	カーボン・オフセット事業のイメージと比較	112
図 3-5	吸収量の変動に対処するアプローチ（案）	112
図 3-6	協議会による譲与税活用事業のメニュー	115
図 3-7	連携事業ごとのスケジュールイメージ（秩父地域）	116
図 3-8	連携事業ごとのスケジュールイメージ（木材販売中心）	118
図 3-9	連携事業ごとのスケジュールイメージ（現場体験等中心）	119
図 3-10	連携事業ごとのスケジュールイメージ（環境教育等中心）	120
図 3-11	連携事業ごとのスケジュールイメージ（東京都西多摩地域）	121
図 3-12	特別区側の複数連携体制のオプション	123
図 3-13	地方自治法（第252条の2）に基づく枠組みの一覧	124
図 3-14	地方自治法に基づく枠組みの特徴	125
図 3-15	スケジュールイメージ（仮説1）	128
図 3-16	仮説2のスキームイメージ	128
図 3-17	スケジュールイメージ（仮説2）	130
図 3-18	仮説3のスキームイメージ	130
図 3-19	スケジュールイメージ（仮説3）	131
図 3-20	スケジュールイメージ（仮説4）	132

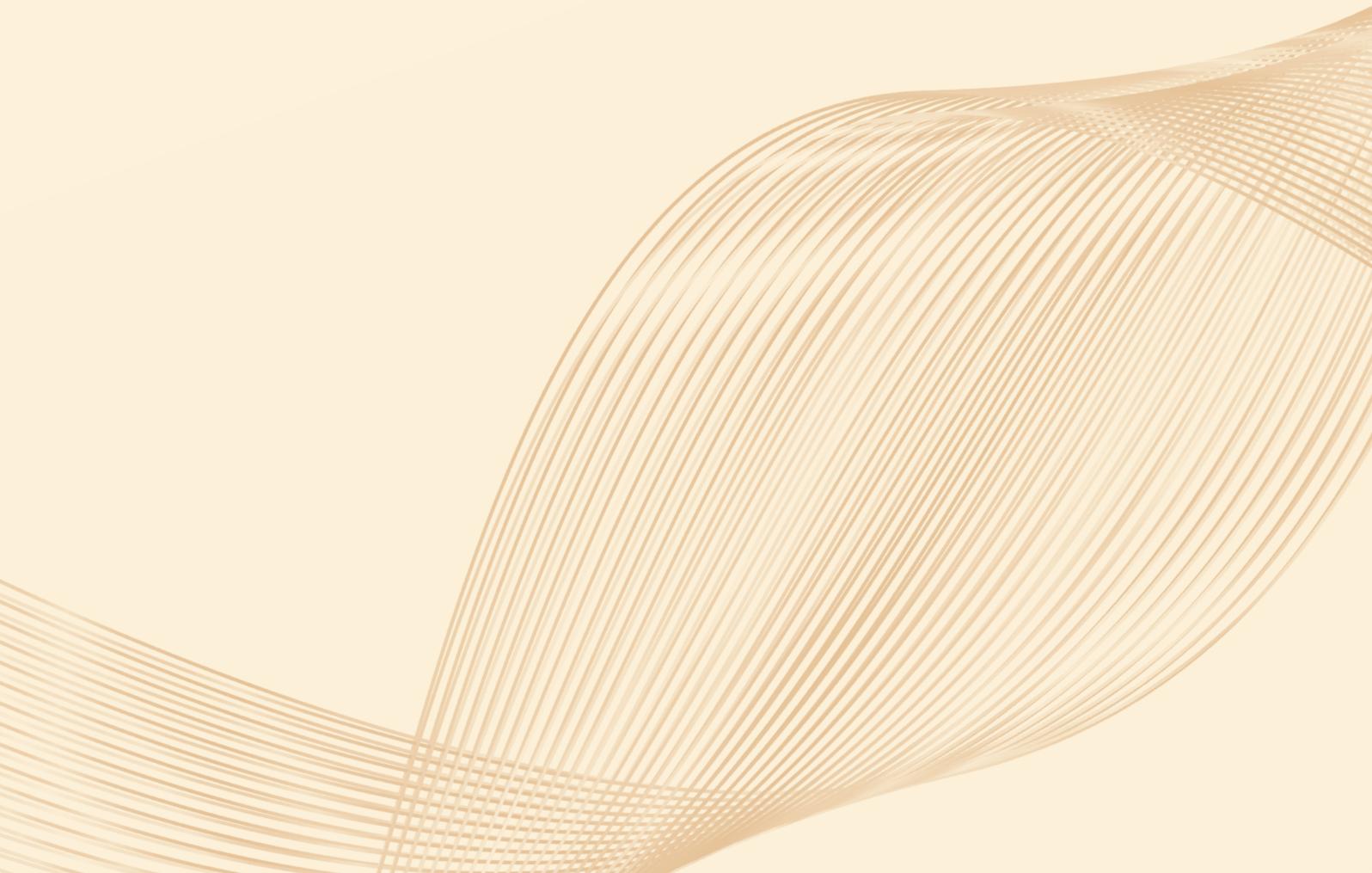
図 3-21	仮説5のスキームイメージ	133
図 3-22	スケジュールイメージ (仮説5)	134

## 表目次

表 0-1	具体的な連携先を想定した事業に適用可能性のある 事業スキームの仮説	23
表 2-1	山村部自治体の取組例（2019年度）	43
表 2-2	都市部自治体の取組例（2019年度）	46
表 2-3	特別区における2019年度の森林環境譲与税活用状況一覧	48
表 2-4	森林環境譲与税の活用状況（2019年度、2020年度） （都市部自治体）	63
表 2-5	森林環境譲与税の活用状況（2019年度、2020年度） （山村部自治体）	63
表 2-6	森林環境譲与税の用途検討プロセス（都市部自治体）	64
表 2-7	森林環境譲与税の用途検討プロセス（山村部自治体）	65
表 2-8	自治体間連携を検討するにあたっての課題認識（先進自治体等）	73
表 2-9	ヒアリング対象自治体の選定理由	74
表 2-10	森林環境譲与税活用の現状と課題・今後の見通し	74
表 2-11	連携先の意向と課題	75
表 2-12	連携内容の意向と課題	76
表 2-13	連携プロセスの意向と課題	77
表 2-14	森林環境譲与税の活用状況（特別区）	78
表 2-15	譲与税の用途検討プロセス（特別区）	79
表 2-16	特別区におけるこれまでの用途検討内容	82
表 2-17	自治体間連携を検討するにあたっての課題認識（特別区）	84
表 2-18	森林環境譲与税の主な用途及び特徴（2019年度）	85
表 2-19	森林環境譲与税を活用した事業の検討・実施にあたっての 課題一覧	90
表 2-20	参考：特別区による、自治体間連携を検討するにあたっての 課題認識（再掲）	92
表 3-1	研究会参加5区による自治体間連携の実績	100
表 3-2	連携のあり方（森林整備支援）	107
表 3-3	連携のあり方（木材・木材製品の調達）	108
表 3-4	木造木質化施設における規模と木材使用量の目安	108
表 3-5	連携のあり方（現場活動）	110
表 3-6	連携のあり方（カーボン・オフセット）	111
表 3-7	事務局機能を担う際の工数の目安	126
表 3-8	具体的な連携先を想定した事業に適用可能性のある 事業スキームの仮説	135



# 研究にあたって



### 1 研究の背景と目的

2019年度より、気候変動対策や災害防止といった森林が持つ多面的機能発揮のために使用される財源として、森林環境譲与税の各都道府県・市区町村への配分が開始された。森林を持たない特別区においては、森林環境譲与税の有効な活用方法を模索しながら、様々な独自の取組を実施している。

本研究においては、特別区ならではの森林環境譲与税を活用した施策について検討した。あわせて、森林整備の規模の拡大のほか広域的な展開として、各自治体間の単独の連携ではない、特別区域外団体との複数区での共同連携の効果を検討し、事業を幅広く弾力的に実施できる森林環境譲与税の最適な用途について考察することを目的とした。

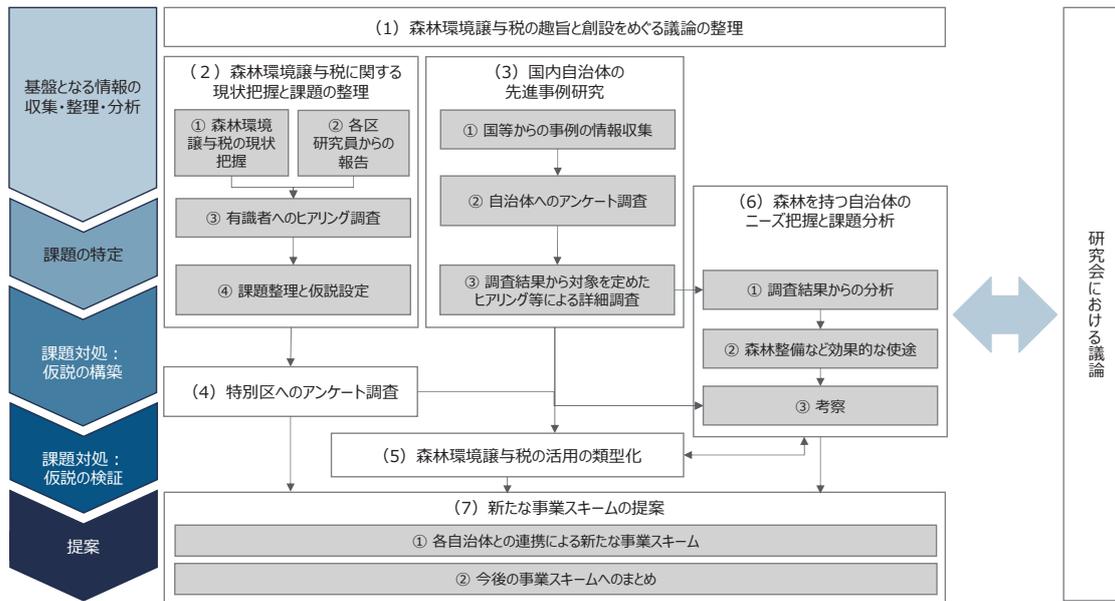
### 2 研究概要

#### 2.1 研究内容・方法

文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査及び研究会における研究員との議論を通じ、以下の調査研究を実施した（図0-1）。

- 森林環境譲与税の趣旨と創設をめぐる議論の整理
- 森林環境譲与税に関する現状把握と課題の整理
- 国内自治体の先進事例研究
- 特別区へのアンケート調査
- 森林環境譲与税の活用の類型化
- 森林を持つ自治体のニーズ把握と課題分析
- 新たな事業スキームの提案

図 0-1：調査研究のフロー



## 2.2 研究結果概要

### 2.2.1 森林環境譲与税に関する現状把握

文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査に基づき、全国の活用動向について把握を行った。調査結果は山村部自治体と都市部自治体<sup>1</sup>に分け、使途内容、使途検討のプロセス・課題、使途検討に際し重視する点、新たな使途の検討意向、自治体間連携に対する意向について整理した。アンケート調査及びヒアリング調査の概要は以下の通りである。

#### 【先進自治体等アンケート調査】

- 調査対象数：174自治体（有効回答数115、回答率66.1%）
- 調査時期：2021年7月2日～30日

#### 【有識者ヒアリング調査】

- 調査対象数：5名
- 調査時期：2021年5月6日～13日

#### 【先進自治体等ヒアリング調査】

- 調査対象数：6自治体

1 特別区を除く（特別区に対するアンケート調査は別途実施）

●調査時期：2021年9月2日～30日

※上記以外にも適宜実施。

## (1) 使途内容<sup>2</sup>

### 【山村部自治体】

●森林・緑地整備（例：所有者への経営意向調査、間伐、病虫害対策、林道の補修）への利用が78件（44%）と最も多く、続いて木材利用（例：公共施設整備における木質化等の木材利用、木質バイオマス利用の促進）が26件（15%）、普及啓発（例：森林体験・イベント、普及啓発パンフレットの作成、木製品の贈呈）が21件（12%）となった。

### 【都市部自治体】

●木材利用（例：公共施設整備における木質化等の木材利用）が18件（40%）と最も多く、続いて基金積立が16件（36%）となった。基金積立の目的としても木材利用である場合が多くみられた。また、森林・林業体験や木工教室の実施といった普及啓発事業も実施されていた。

## (2) 使途検討のプロセス<sup>3</sup>

### 【山村部自治体】

●庁内職員間（部署内）での意見交換が194件（42%）と最も多く、続いて国や都道府県からの情報提供・説明会への参加が114件（25%）となった。事業の分類によらず多くの場合、庁内での検討で使途が決定されることが明らかとなった。また、国や都道府県からの情報提供・説明会への参加を使途分類別にみると森林・緑地整備が69件（52%）を占めており、森林経営管理法の運用を中心とした森林・緑地整備については、国や都道府県からの情報提供も参照されていた。

### 【都市部自治体】

●庁内職員間（部署間）での意見交換が27件（29%）と最も多く、続いて庁内財政部局による判断が25件（25%）となっており、事業の分類によらず多くの場合、庁内での検討で使途が決定されることが明らかとなった。

## (3) 使途検討の課題

### 【山村部自治体】

●課題として挙げられた内容は、「担当職員の知識・経験が不足している」「担

2 文中に記載の件数はいずれも2019年度の値を示す。

3 複数回答可の設問となっているため、各プロセスの占める割合の合計は100%を上回っている。

当職員マンパワーが不足している」等、人材・人員に関するものが顕著であり（ともに「非常に悩んでいる」及び「悩んでいる」の回答割合が73%）、山村部自治体における人員体制の不足が改めて確認された。

#### 【都市部自治体】

- 課題として「域内のみでは活用が難しい（使途が思いつかない）」が最も多く挙げられた（「非常に悩んでいる」及び「悩んでいる」の回答割合が57%）。一方で、利害関係者間の調整や財源、自治体間連携については、相対的に課題認識が低い結果となり（同割合がいずれも20%以下）、地域内での活用に難しさを感じながらも、既存事業への充当以外の使途を検討しきれていない現状にあると考えられる。

### (4) 使途検討に際し重視する点

#### 【山村部自治体】

- 重視する内容として、「森林環境譲与税の使途として適切か」が挙げられた（「非常に重視する」及び「重視する」の割合が86%）。その他の要素では、都市部自治体では重視されなかった林業・木材産業への寄与を含め、財源、住民への説明や事業効果について重要視されていることが伺えた（同割合がいずれも49%以上）。

#### 【都市部自治体】

- 重視する内容として、「森林環境譲与税の使途として適切か」「事業の効果が明らかか」「市民にもたらすメリットが大きいかな」等が挙げられた（「非常に重視する」及び「重視する」の割合が、それぞれ89%、65%、65%）。一方で、環境への貢献や林業・木材産業への寄与については相対的に重視されない結果となった（同割合がいずれも30%以下）。

### (5) 新たな使途の検討に対する意向

- 山村部自治体では、半数以上の自治体が新たな使途を検討していたのに対し（48自治体、64%）、都市部自治体（特別区を除く）では新たな使途の検討を行っている自治体は半分に満たない結果となった（16自治体、43%）。

### (6) 自治体間連携に関する意向

#### 【山村部自治体】

- 自治体間連携に前向きな意向を示した自治体は35自治体（47%）となり、約半数を占めた。連携に前向きな意向を示した自治体ほど、林野面積が大きく人口が少ない傾向にある。

- 森林資源と都市地域の双方を併せ持つ自治体を除き、ほとんどの自治体が都市部自治体との連携を希望していた（想定される連携先を回答した自治体の97%）。姉妹都市・友好都市等との連携を希望するケースが半数程度を占めたが（同45%）、広く連携先を募る自治体も確認された。

#### 【都市部自治体】

- 新たな用途の検討に対する意向と同様に、自治体間連携に前向きな意向を示した自治体は12自治体（32%）にとどまった。
- 全ての自治体が山村部自治体との連携を希望していた。姉妹都市・友好都市等の既存の繋がりを持つ自治体との連携を希望するケースや、同一都道府県内の自治体や水源林が位置する自治体を念頭に置くケース等、連携時の説明根拠を意識した回答が半数を占めた。

### 2.2.2 特別区における取組状況

文献調査、アンケート調査、各区研究員の調査に基づき、特別区の実施状況について把握した。アンケート調査の概要は以下通りである。

#### 【特別区アンケート調査】

- 調査対象数：23自治体（有効回答数23、回答率100%）
- 調査時期：2021年6月10日～30日

#### (1) 用途内容

- 事業内容としては、木材利用（例：公共施設整備における木質化等の木材利用）が最も多く（23件、46%）、次いで普及啓発（例：連携自治体での森林体験、普及啓発パンフレットの作成）（11件、22%）、森林・緑地整備（例：連携自治体の森林整備、自区の緑地整備）（8件、16%）が多かった。
- 自治体間連携は、森林・緑地整備や普及啓発、カーボン・オフセット事業で多く見られた。
- 事業件数のうち、森林環境譲与税導入により新規に実施された事業の数は2019年度、2020年度とも非常に少ない結果となった（全体の8%（2019年度）、13%（2020年度））。既存事業の一部に森林環境譲与税を充当していることが伺えた。

#### (2) 用途検討のプロセス

- 譲与税の用途検討プロセスについて、庁内財政部局による判断が43件（80%）と最も多く、続いて庁内職員間（部署横断）での意見交換が30件（56%）、庁内職員間（部署内）での意見交換が23件（43%）となっており、

事業の分類によらず多くの場合、庁内での検討で用途が決定することが明らかとなった。また、とくに財政部局の判断が大きな影響を与えていることが確認された。

### (3) 用途検討の課題

- 「庁内の部署間の調整が難しい」「域内のみでは活用が難しい（用途が思いつかない）」等が課題として挙げられた（「非常に悩んでいる」及び「悩んでいる」の回答割合がともに48%）。

### (4) 用途検討に際し重視する点

- 重視する内容として、「森林環境譲与税の用途として適切か」「区民のニーズに合致しているか」等が挙げられた（「非常に重視する」及び「重視する」の割合が、それぞれ83%、78%）。環境への貢献は重視されている一方で（同割合57%）、林業・木材産業の活性化は相対的に重視されず（同割合がいずれも20%以下）、特別区以外の都市部自治体と同傾向となった。

### (5) 新たな用途の検討に対する意向

- 新たな用途を検討している区は8区（35%）にとどまり、半数以上の区が当面は現在の用途を継続するとの回答であった。
- 特に「公共施設における木質化の推進・補助」については、回答した区の70%が実施中と回答した（「検討あり」が17%、「検討せず」が13%）。
- 今後の用途としてのポテンシャルを有するのは、「公園・緑地の整備」「木製品の提供」「カーボン・オフセット事業」と考えられた。また、特に自治体間連携事業においては、森林整備、森林環境教育や体験活動、カーボン・オフセット事業等において高いポテンシャルが認められた。

### (6) 自治体間連携に対する意向

- 既存の自治体間連携事業は、13区による全15事業であった（2019年度、2020年度とも）。
- 自治体間連携に前向きな意向を示した特別区は15区（全体の65%）で、特別区を除く都市部自治体と比較すると高い割合を示した（12自治体、全体の32%）。
- 連携を検討したい取組としては、森林整備（5自治体）、木材利用（4自治体）、普及啓発（6自治体）、カーボン・オフセット（4自治体）が挙げられた。
- 連携の意向を回答した全ての区が、山村部自治体との連携を想定してい

た。また、想定される連携先は、既存連携のある自治体（姉妹都市・友好都市、包括協定・防災協定、既存交流）との回答がほとんどであった。

### 2.2.3 森林を持つ自治体のニーズ把握

アンケート調査において、特別区を含む都市部自治体との連携に前向きな意向を示した山村部自治体に対するヒアリング調査から、自治体間連携に対する具体的な意向を調査した。

#### (1) 連携内容

- 具体的にイメージしづらく、都市部自治体のニーズを把握したうえで検討したいとの意見が多く聞かれた。一方で、複数の事業メニューを幅広く検討している自治体であっても、各自治体において優先順位の高い事業メニューの想定を有している場合が多くみられた。また、域内の担い手不足が事業メニューのボトルネックとなる可能性も示唆された。

#### (2) 連携先

- 友好都市等の既存連携先が着手しやすいとしつつも、これに関わらず連携したいという意向を持つ自治体が多くみられた。周辺の山村部自治体同士との連携については、可能・困難のいずれもの回答があり、意見が分かれる結果となった。

#### (3) 連携に向けたプロセス

- 小規模な自治体ほどスピーディーな対応が可能との回答であった。山村部側の費用負担が無い場合には比較的早期に準備可能であるが、協定締結や山村部側の事業費負担等が生じる場合には、議会や予算編成の時期が検討スケジュールに影響するとのことであった。都市部側との連携に際しては、連携意向はあるもののアプローチ先が分からないという意見が多く挙げられた。

### 2.2.4 課題の整理

文献・アンケート・ヒアリング調査を通じて明らかとなった森林環境譲与税の活用を検討・実施する際の様々な課題について、ヒト・モノ・カネの軸で整理した。

- ➡ヒト（体制）：連携を含む実施体制をどう構築するか
- ➡モノ（内容）：森林環境譲与税を活用し何を実施するか
- ➡カネ（費用）：予算をどう構成するか

**【山村部自治体】**

- 連携を検討・協議する足がかりが無い等、ニーズ把握やきっかけづくりといった体制づくり（ヒト）に関する課題についての言及が多かった。加えて、都市部自治体における市民理解の難しさについても多く挙げられており、都市部側の課題を山村部も認識していることが伺えた。また、事業地の選定や安定した木製品の供給体制といった使途内容（モノ）に関する課題への言及も多くみられた。

**【都市部自治体】**

- 山村部自治体との連携意義や事業の効果に関する説明等、市民からの理解が課題として挙げられた。

**2.2.5 新たな事業スキームの検討**

まず連携先自治体をどのように見つける方法があるかを整理した。次に、自治体間連携により実施しうる事業としてどのようなメニューがあるかを整理した。続いて、ヒアリング調査等を通じ複数区との連携可能性が確認された自治体を具体的に想定しながら、そうした先との連携事業の内容や事業実施のタイムスケジュールをシミュレーションし、課題等を整理した。さらに、複数区の連携に向けて特別区が取り組まなければならない都市部側の体制構築について、どのようなかたちがあるかを挙げたうえで、とくに可能性のある体制構築の道筋を「新たな事業スキーム」として仮説的に提示した。

**(1) 連携先の検討**

既存連携を活用する場合と新規連携先を検討する場合に分け、連携先の見つけ方として以下のケースを想定し、先進事例を踏まえた各ケースの特徴や連携に際しての留意点等を分析した。

- 既存連携を活用して森林環境譲与税事業に拡張するケース
- 新規に連携して森林環境譲与税事業を実施するケース
  - ➡事業内容が合致する自治体との新たな連携
  - ➡地理的な結びつきを有する自治体との新たな連携

**(2) 事業内容の検討**

以下4つを自治体間連携のモデルケースとして、事業内容、区及び区民にとっての期待される効果・成果、連携のあり方・規模感、事業構築にあたり取り組むべき事項・留意点といった情報を整理した。

- 山村部自治体の森林整備支援
- 山村部自治体からの木材・木材製品の調達

- 森林環境教育・林業体験などの現場活動
- カーボン・オフセット事業

さらに、アンケート・ヒアリング調査を通じて等を通じて複数区との連携可能性が確認された自治体について、研究員と具体的な議論を行い、上記4つのうち想定連携先と取り組む事業内容や事業構築までに実施すべき事項、タイムスケジュール、留意すべき事項等を整理した。

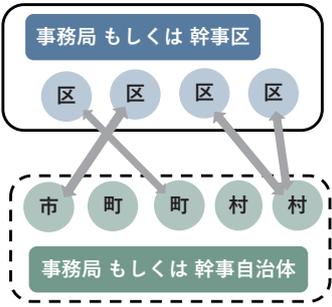
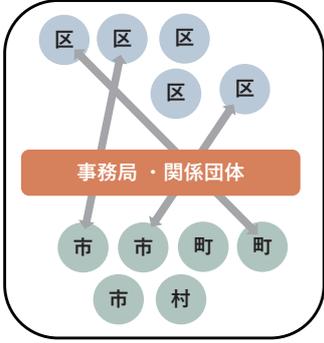
- 山村部側で既に連携し森林環境譲与税活用メニューを有している地域との連携
- 木材の販売を希望する自治体との連携
- 現場体験や森林整備への支援を希望する自治体との連携
- 森林セラピー基地等を活用した現場体験を提供できる自治体との連携
- 東京都西多摩地域との連携

### (3) 連携先に応じた都市部側（複数区）の体制構築

特別区側が複数区で連携する際の体制のあり方について、以下3つのオプションを挙げ、その概要や体制構築に係る利点・欠点を整理した（図0-2）。

オプション1は、目指す譲与税活用事業の内容が共通している少数（例えば2区）の複数区で取組を開始するものである。小規模で開始するので組織体である必要は必ずしもなく、それゆえ早期の開始が可能である。オプション2は、はじめからある程度の数の特別区がまとまり、組織体を組成して幹事区等がこれを運用していくかたちである。同様に山村部側で既に連携しているような先と将来的に連携事業を行うことが想定される。つまり、特別区側の事務局もしくは幹事区は、参加区間の調整と、山村部側事務局もしくは幹事自治体とのやりとりの役割を担う。オプション3は、山村部自治体も含めてまとまった組織体を組成するものである。事務局は特別区側だけでなく山村部側自治体の調整も担うことになるため、特別区が幹事を務めるというよりは、都道府県規模の自治体や専門性を有する民間事業者等の支援を確保することが考えられる。

図0-2：特別区側の複数連携体制のオプション

オプション1	オプション2	オプション3
		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目指す事業が共通している少数からスタート</li> <li>● 開始時点では組織体は必ずしも必要ない</li> <li>● 山村部側は1～数自治体</li> <li>● 将来的に、参加区・事業の拡大・多様化を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数区による組織体を組成</li> <li>● 先方（山村部側）も同程度の複数自治体</li> <li>● 参加自治体間の事業の調整機能を有する（事務局もしくは幹事自治体）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山村部側も含めたまとまりを形成</li> <li>● 事務局を特別区側・山村部側の調整を担う立場の組織が担当</li> <li>● 参加自治体間の事業の調整機能を有する</li> </ul>

#### (4) 新たな事業構築に向けた道筋

都市部側の体制構築のかたち（オプション）をもとに、複数区の連携として可能性のある体制構築の道筋を「新たな事業スキーム」として検討した。以下、5つの事業スキームの仮説を設定したうえで、調査結果の分析と研究会における議論を通じ、以下の通り、事業スキーム（体制のあり方、各区の担うべき役割、資金の流れ、課題・留意点、スケジュールイメージ等）を検討した。

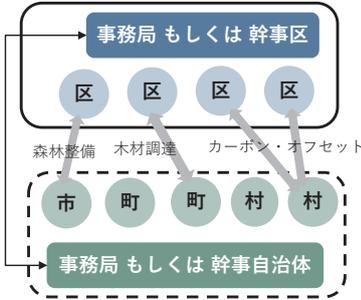
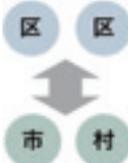
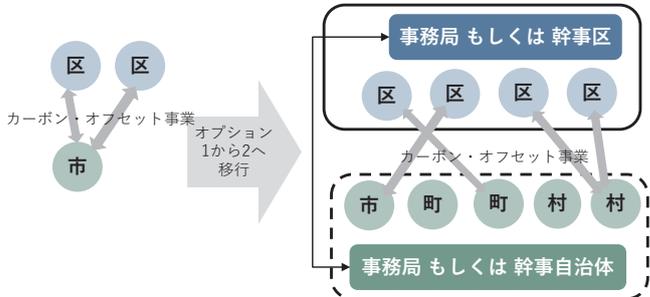
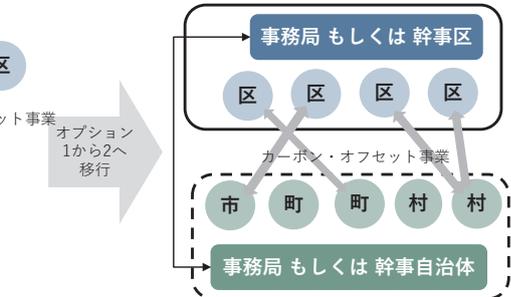
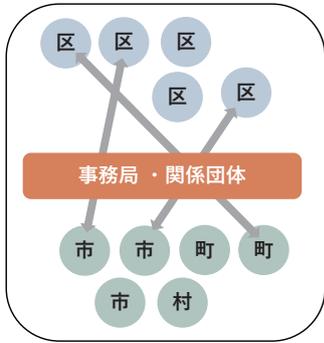
- 仮説1：同じ事業ニーズを持つ2区程度の少数でオプション1を実施（小規模連携に留まる）
  - ➡ 主なメリット：早期の開始が可能
  - ➡ 主な課題：既存の連携先・事業とのすみわけや理由付けについて検討・明確化が必要、連携の長期的な持続性が低い（山村部側の事業ポテンシャル（事業適地等）の減衰）
- 仮説2：同じ事業ニーズを有する複数区でオプション1からオプション2に移行
  - ➡ 主なメリット：スモールスタートで知見・ノウハウが構築されたうえで組織化するため、比較的スムーズに体制を拡大することが可能
  - ➡ 主な課題：特定の事業内容でしか連携できないため、数年単位で参画区の入替わりが生じる。運営を幹事自治体が担う場合は負担が大きいうえ、入替わりが頻発すると連携のノウハウが蓄積されづらい

- 仮説3：山村部側のうち連携体制が構築されている先とオプション2を構築
  - ➡主なメリット：多様な事業メニューを提供できる山村部側（複数）と連携することで、各区のニーズに何かしら合致する連携が成立しうる
  - ➡主な課題：初期段階から一定数の複数区が連携するため、仮説1,2に比べて区を集め、まとめることが難しい
- 仮説4：東京都とオプション3を構築
  - ➡主なメリット：事務局を外部民間機関等に委託することで、各区職員の業務負担が軽減される
  - ➡主な課題：運営組織を法人格を要する一部事務組合等にする場合、参加するすべての自治体の議会決議が必要なため、設立までに比較的長い数年単位の時間を要する
- 仮説5：既存の枠組みに参画
  - ➡主なメリット：既存スキームへの相乗りのため、早期に連携枠組みへの参画が可能
  - ➡主な課題：現状、国内にスケールメリットを発揮するような複数連携を促すスキームはない。既存スキームの中で複数区の連携を実現するためには、特別区同士が合意形成し、共同で事業ニーズの提示を行うことが必要

(2) で具体的な連携先を想定し事業内容を検討したものと、上記仮説を組み合わせて事業スキーム構築の方向性を考察すると、表0-1に示すような可能性が考えられた。

既に山村部側で連携体制が構築されている連携先とは、仮説3のように特別区側でオプション2の体制を構築していくことが考えられる。山村部自治体側が優先的に提供したいメニューが明確な自治体とは、仮説1のようにオプション1として小規模な複数連携を行うことや、仮説2のようにそれを段階的に拡大しオプション2のようなやや組織だった連携体制に進んでいく方策が考えうる。東京都内での連携については当然、仮説4が妥当と考察できる。

表0-1：具体的な連携先を想定した事業に適用可能性のある事業スキームの仮説

具体的な連携先を想定した事業	事業スキームの仮説
山村部側で既に連携し譲与税活用メニューを有している地域との連携	<p>6.3 仮説3：山村部側のうち連携体制が構築されている先とオプション2を構築</p> 
木材の販売を希望する自治体との連携	<p>仮説1：同じニーズを持つ2区程度の少数でオプション1を実施（小規模連携に留まる）</p> 
現場体験や森林整備への支援を希望する自治体との連携	<p>仮説2：同じ事業ニーズを有する複数区でオプション1から2に移行</p> 
森林セラピー基地を活用した現場体験を提供できる自治体との連携	<p>仮説3（再掲）</p> 
東京都西多摩地域との連携	<p>仮説4：東京都とオプション3を構築</p> 

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

3

- 1.
- 2.
- 3.

おわりに

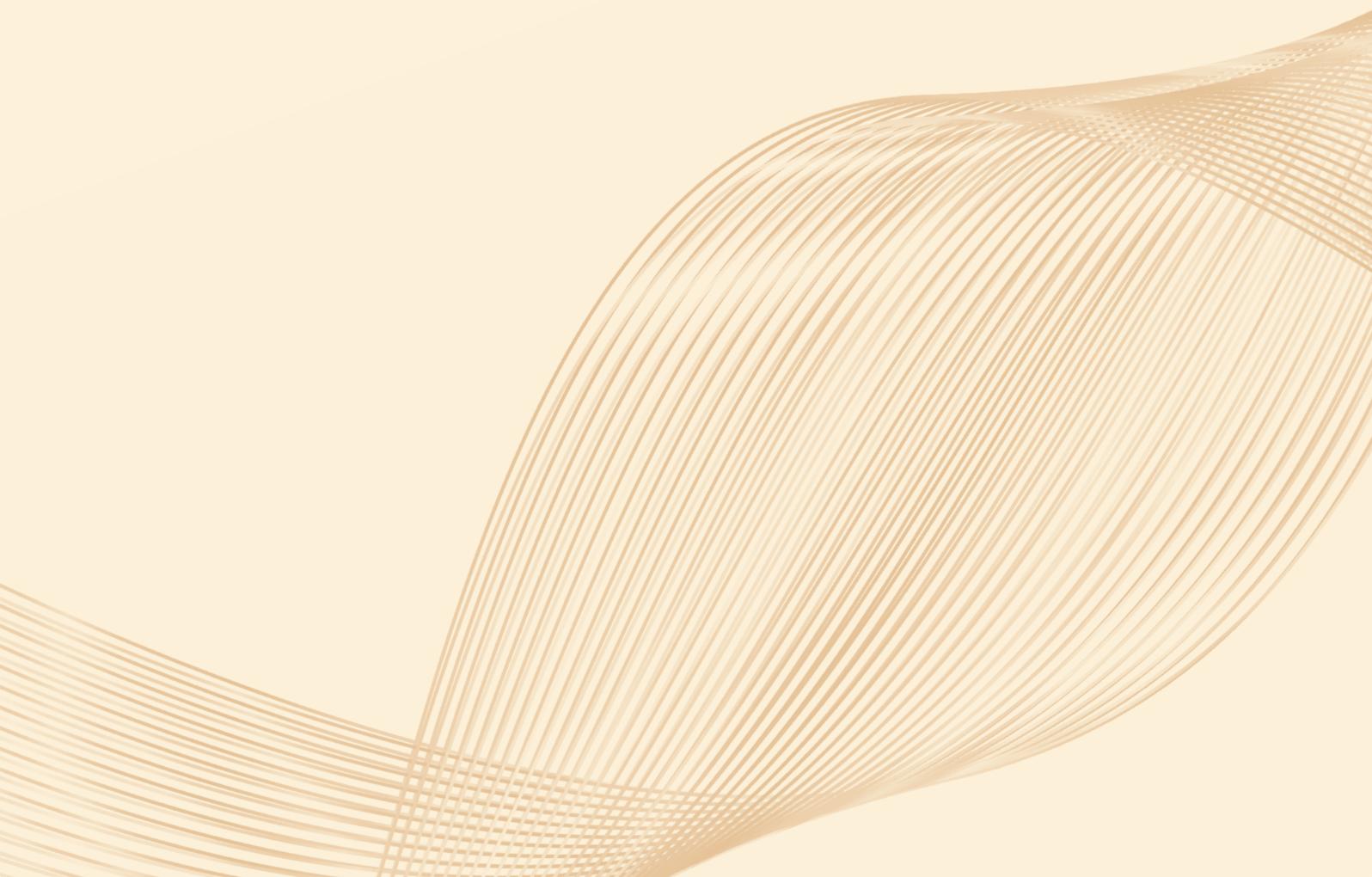
資料編

- 1.
- 2.
- 3.



# 第 1 章

## 森林環境譲与税に関する 基礎情報の整理



### 1 森林環境譲与税とは

森林環境税及び森林環境譲与税は、2019年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき創設された税制度である。税創設の目的は、「2018年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する<sup>4</sup>」こととされている。気候変動対策や災害防止といった森林が持つ多面的機能発揮のために使用される財源である。

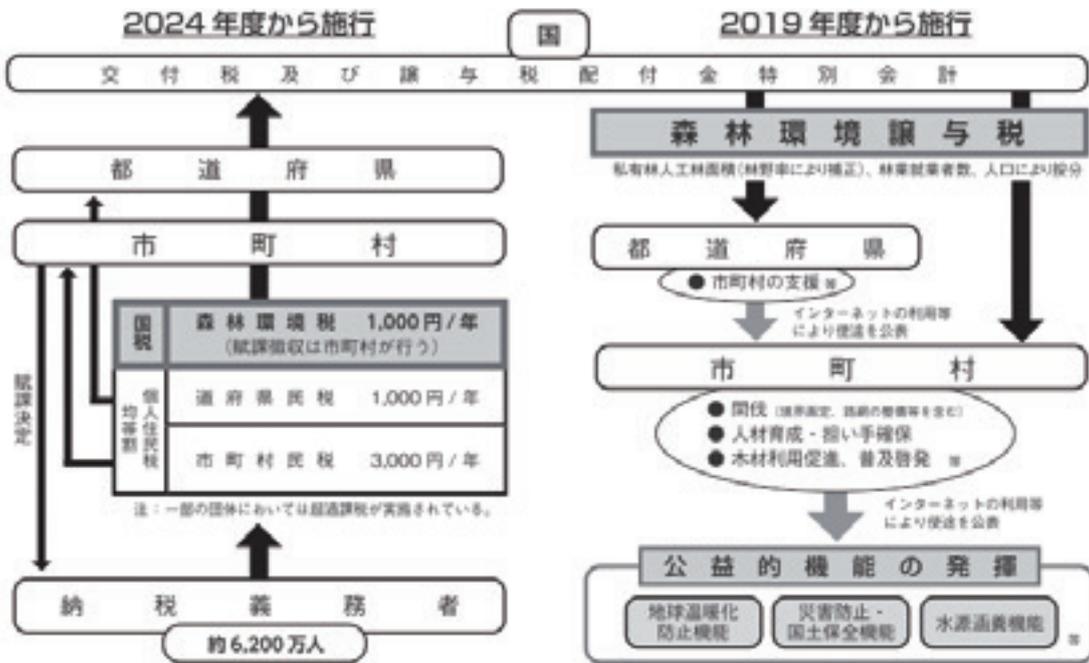
森林環境税及び森林環境譲与税の仕組みを、[図1-1](#)及び[図1-2](#)に示す。同税制度では、国民から広く税を徴収したうえで、これを都道府県・市区町村に譲与（再配分）する。前者が森林環境税（以下、国政における森林環境税）、後者が森林環境譲与税（以下、譲与税）である。国民からの徴収は、1,000円/年を住民税に上乘せするかたちで2024年度から課税される。都道府県・市区町村への譲与は税の徴収に先行して2019年度から開始されている。金額は、①私有林人工林面積（ウェイト50%）、②林業就業者数（同20%）、③人口（同30%）の3要素を用いて算出・決定される。森林面積が大きい山村部の自治体だけでなく、人口の大きい都市部自治体にも一定額の譲与税が配分されるという特徴を有する。

税の用途は、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用<sup>5</sup>」とされている。地域内の森林・林業・木材産業に関する取組を主体的に実施するのは市区町村とされ、都道府県は市区町村の支援を担う。制度開始からしばらくは都道府県による支援がより必要と考えられ、都道府県と市区町村に配分される譲与税の割合は2:8となっているが、これは段階的に1:9へと移行し、市町村への譲与割合が拡大する予定である。譲与額の合計も、2019年度は約200億円であったところ、今後段階的に約600億円まで引き上げられる予定である。

4 （出所）林野庁ウェブサイト「森林環境税及び森林環境譲与税」([https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyousei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)) より引用（取得日：2021年10月13日）

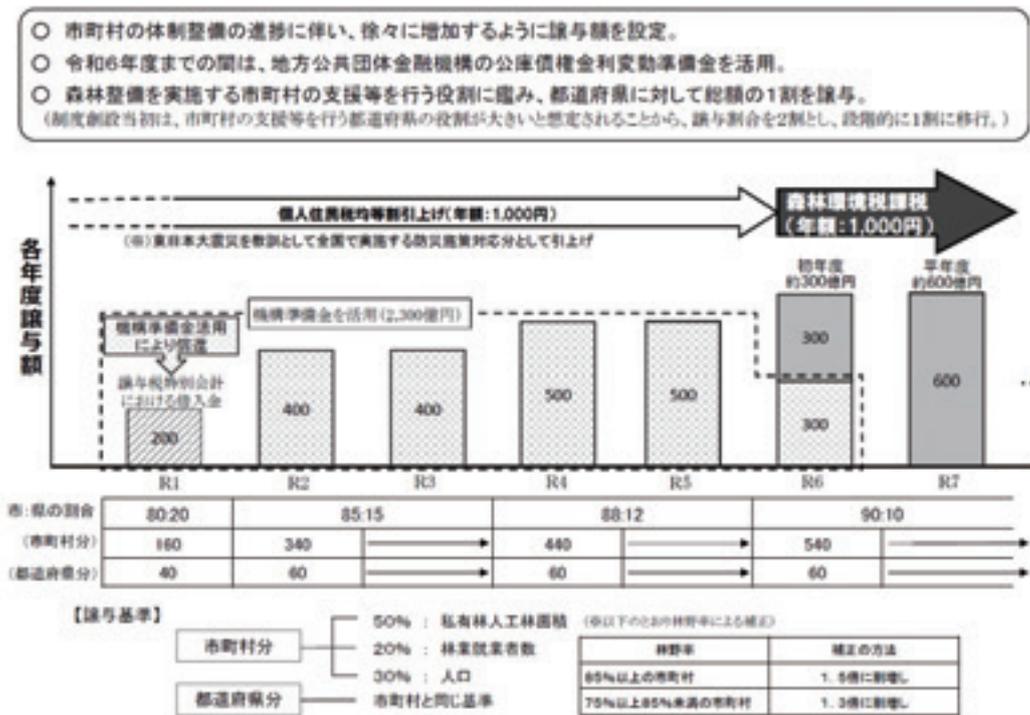
5 一部、森林率による補正が適用されることに留意。

図 1-1：森林環境税及び森林環境譲与税の制度枠組み



(出所) 林野庁「令和2年度森林・林業白書」(2020年)より転載

図 1-2：森林環境譲与税の譲与額、譲与割合



(出所) 林野庁ウェブサイト「森林環境税及び森林環境譲与税」([https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyozei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyozei.html))より転載 (取得日：2021年10月13日)

研究にあたって

- 1.
- 2.
- 1.
- 2.
- 3.
- 2.
- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 3.
- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

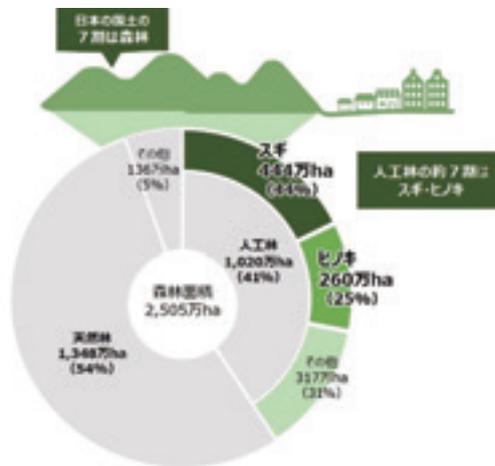
- 1.
- 2.
- 3.

## 2 森林環境譲与税に関連する背景情報

### 2.1 日本の森林・林業の状況

日本は国土の約7割を森林が占め、このうち人工林は約4割（約1,000万ha）である。さらに、人工林の約7割はスギ・ヒノキが占めている（図1-3）。戦後に再造林が進められた人工林は現在利用時期を迎えているが（図1-4）、その面積・蓄積量に対し、森林整備・伐採活動や木材生産が行われている割合は非常に小さい<sup>6</sup>。

図1-3：森林面積に占めるスギ・ヒノキ人工林の割合



(出所) 林野庁ウェブサイト「スギ・ヒノキ林に関するデータ」([https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin\\_riyou/kafun/data.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/kafun/data.html)) より転載 (取得日：2021年10月13日)

図1-4：人工林の齢級構成の変化

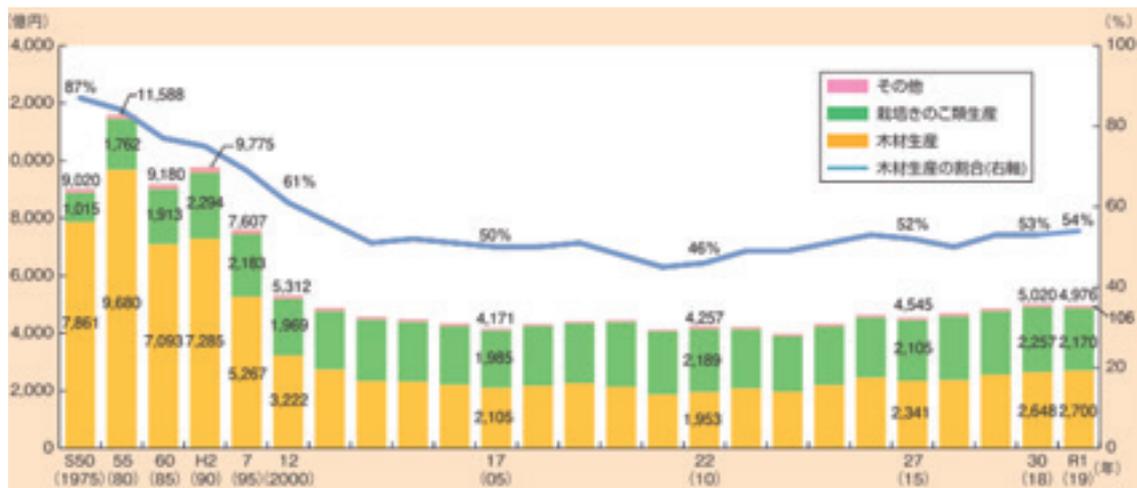


(出所) 林野庁「令和2年度森林・林業白書」(2020年) より転載

6 (参考) 2018年度の森林整備面積（人工造林、間伐を含む保育等の森林施業が行われた面積）は約54万haである。

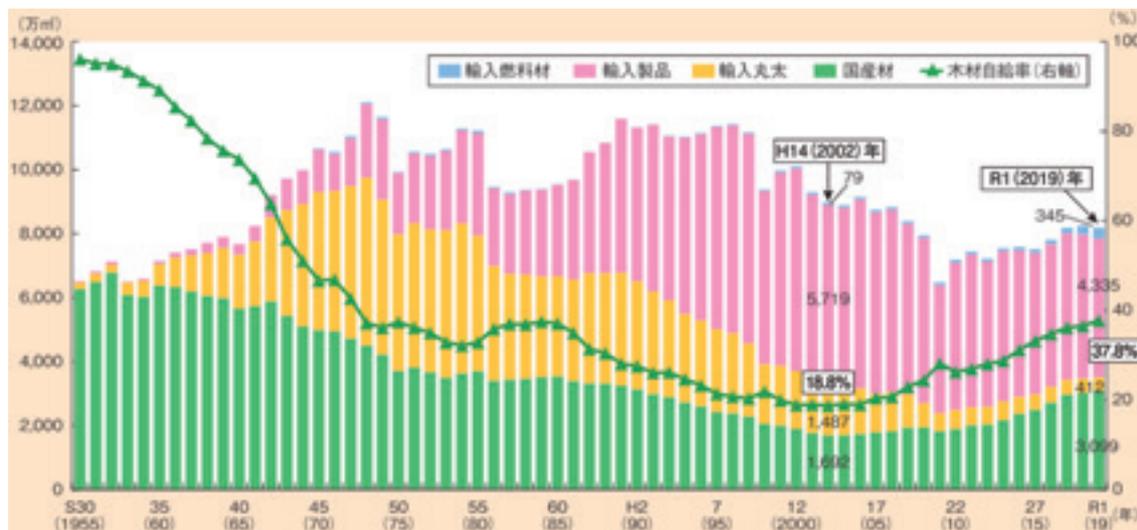
日本の国土の約7割を森林が占めている一方で、林業就業者数は約7万人（人口の0.06%）と非常に少ない。林業算出額は約5,000億円だが、そのうち木材は約半分であり、残りはきのこ等である（図1-5）。木材自給率は戦後に大きく低下したが、最も低かった18.8%（2002年）から2019年時点で37.8%まで回復している（図1-6）。これは技術革新による合板原料としての利用増加と木質バイオマス燃料の利用拡大に支えられている。

図1-5：林業産出額の推移



(出所) 林野庁「令和2年度森林・林業白書」(2020年)より転載

図1-6：木材供給量と木材自給率の推移



(出所) 林野庁「令和2年度森林・林業白書」(2020年)より転載

森林は、木材生産だけでなく、水源涵養や地球環境保全、レクリエーション機能等、多面的な役割を有する（図1-7）。例えば2019年度の日本の森林によ

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

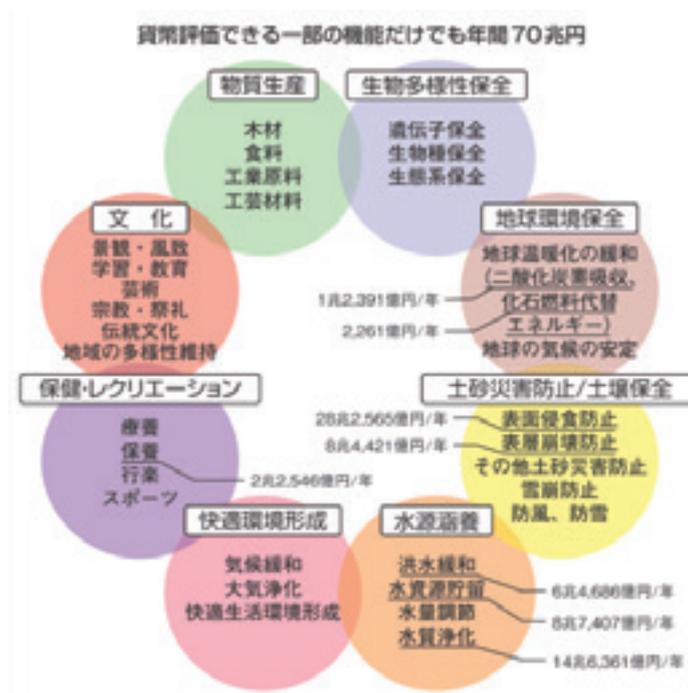
おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

るCO<sub>2</sub>吸収量は4,290万tCO<sub>2</sub>であり、日本の温室効果ガス（GHG）総排出量の約3.5%に相当する。森林のあらゆる機能の中でも、近年では災害防止や地球温暖化防止への貢献が期待されている（図1-8）。

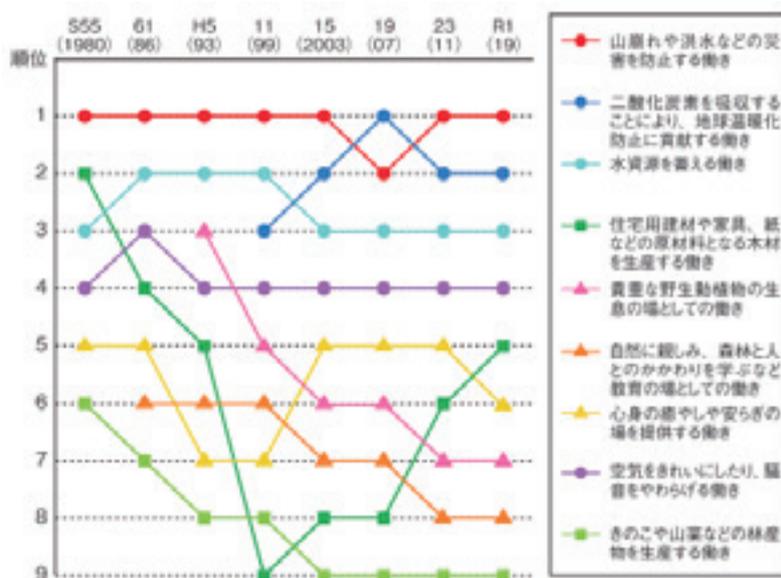
図 1-7：森林の有する多面的機能



(注) 評価額は日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(2001年)に基づく。

(出所) 林野庁「令和2年度森林・林業白書」(2020年)より転載

図 1-8：森林に期待する役割の変遷（世論調査に基づく）



(出所) 林野庁「令和2年度森林・林業白書」(2020年)より転載

## 2.2 森林環境譲与税の使途：森林経営管理制度、気候変動対策

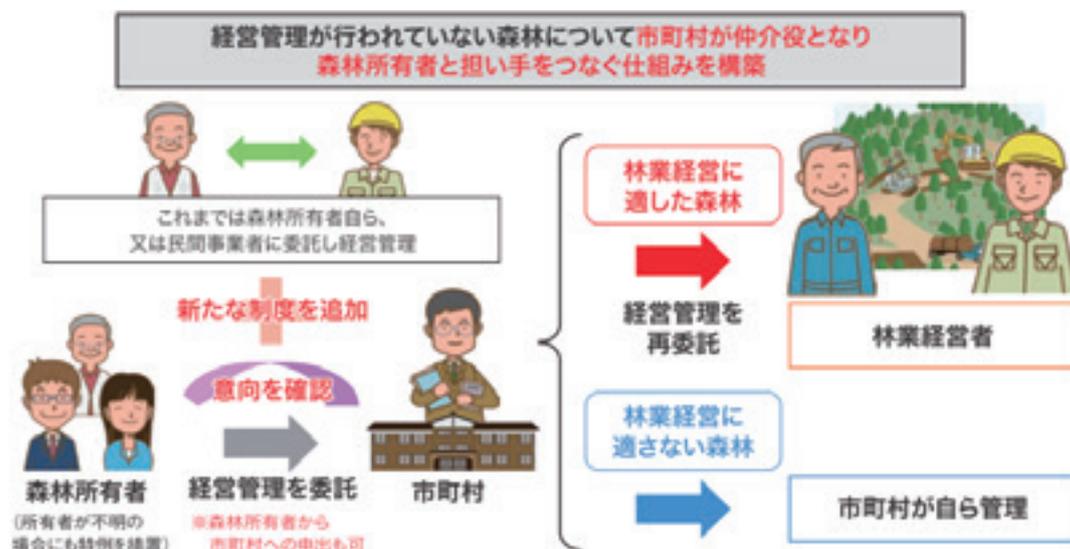
上述の通り、森林環境譲与税は、「森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備」に用いられるとされている。本項では、「森林経営管理制度」及び「パリ協定」を、森林環境譲与税を理解する上でのキーワードとして解説する。

### (1) 森林経営管理制度

森林経営管理制度は、2018年5月に成立した「森林経営管理法」に基づく制度である。

同制度の仕組みは、図1-9の通りである。まず、市町村が森林所有者に対し今後の森林経営の意向について聞き取りを行い、自ら森林の管理・経営を行うか、市町村へ管理を委託するかを確認する。その結果、管理委託の意思がある場合には、該当する森林が林業経営に適するか否かを判断する。林業経営に適すると判断された場合は市町村が林業事業者へ経営を委託し、適さない場合は市町村が自ら管理を実施する。

図 1-9：森林経営管理制度の概要



(出所) 林野庁「令和2年度森林・林業白書」(2020年)より転載

### (2) パリ協定

パリ協定は、1992年に採択された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下での、気候変動対策に関する2020年以降の法的枠組みである<sup>7</sup>。世界全体の平

7 (参考) 2008～2020年までの法的枠組みが「京都議定書」である。

均気温上昇を工業化以前から2℃以内に抑えるための取組の大枠を定めたものである。これに基づき各国はGHG排出削減等の目標（Nationally Determined Contribution: NDC）を定めこれを国連に提出する。また、森林については、協定第5条に、森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し強化する行動を実施すること、途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を奨励すること、が規定されている。

日本はNDC（2021年10月更新・国連提出）において、2030年度までにGHG排出量46%削減（2013年度比）の目標を掲げている。この目標達成の手段については、閣議決定「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2019年6月）が定められている。森林等に関する言及は以下の通りである。

- 森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林等を推進する
- 国民にとって、最も日常的に身近な吸収源対策である都市緑化等を推進し、実際の吸収源対策としての効果はもとより、気候変動対策の趣旨の普及啓発を図る
- 低層非住宅や中層建築物について木材利用の推進に必要な技術の開発及び普及に取り組みつつ、都市の高層建築物等についても、更なる木材利用の拡大が図られるようイノベーションを創出する

なお、近年では国内外の政府や企業による2050年に向けたカーボンニュートラルの意思表示が多数見られている。日本政府も2020年10月にこれを宣言した。この達成に向けては、森林における炭素吸収の役割が重要と考えられており、2021年11月に開催されたUNFCCC第26回締約国会合（COP26）では森林保全や回復のために多様な官民の資金を動員することを盛り込んだ「森林・土地利用グラスゴー宣言」が日本を含めた140カ国超により採択されるなど、世界的な動きも見られる。

---

## 3 森林環境譲与税創設までの流れと創設をめぐる議論

---

### 3.1 税創設までの流れ

森林環境税・森林環境譲与税創設までの流れを図1-10に示す。森林分野において環境に関する予算の確保が進められるきっかけとなったのは、2005年、UNFCCCの下での京都議定書発効である。日本をはじめとする先進国が排出削減目標を有し、その達成手段として森林による吸収量が認められたことを契機に、吸収源対策としての財源が求められるようになった。

これと並んで、地方発信での森林環境税創設の動きがあった。2003年の高知県を皮切りに、現在までに自治体独自の森林環境税が37府県及び1市で導入されている。

全国統一的な森林環境分野の税制度導入について本格的な検討が開始されたのは、与党税制大綱に財源確保の必要性が位置づけられた2012年度、農林水産省が税制改正要望に森林環境税を位置づけた2013年度頃であった。その後も必要性は指摘され続け、2017年度には税制度の本格検討のために「森林吸収源対策税制に関する検討会」が総務省地方財政審議会の下に設置され、検討が実施された。その結果も踏まえ、2018年度の税制改正大綱にて森林環境税・森林環境譲与税の基本枠組みが示され、翌2019年度の税制改正大綱の閣議決定を経て、根拠法の成立に至った。

図 1-10：森林環境税・森林環境譲与税が創設されるまでの流れ

年度	農林水産省 税制改正要望等	与党税制改正大綱
平成 16	【平成 17 年度要望】 環境税（地球温暖化対策税） 平成 17 年 2 月 京都市議定案発効	
~		
18	全国森林環境税創設促進議員連盟結成 全国森林環境税創設促進議員連盟結成	
~		
24	平成 24 年 10 月 1 日～ 地球温暖化対策税導入 （石油石炭税の税率の特例） 森林吸収源対策は 促進に含まれる	<平成 25(2013)年度の与党税制改正大綱(平成 25(2013)年 1 月 24 日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について緊急に創設的な検討を行う。
25	【平成 26 年度要望】 森林環境税	<平成 26(2014)年度の与党税制改正大綱(平成 25(2013)年 12 月 12 日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、(財)創設的な仕組みについて専門の検討チームを設置し緊急に創設的な検討を行う。
26		<平成 27(2015)年度の与党税制改正大綱(平成 26(2014)年 12 月 30 日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、(財)創設的な仕組みの導入に関し、(財)COP21 に向けた 2020 年以降の減量目標及び削減目標の設定までに具体的な案について結論を得る。
27	11 月 30 日～12 月 11 日 COP21 (パリ) パリ協定の採択	<平成 28(2016)年度の与党税制改正大綱(平成 27(2015)年 12 月 16 日)> ①エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出抑制のための地球温暖化対策税の適用の充実、②自然村による創設的な安定的な森林整備等の財源に充てる創設「森林環境税(炭素)」等の創設的な仕組みの検討について記載。
28	11 月 4 日 パリ協定発効	<平成 29(2017)年度の与党税制改正大綱(平成 28(2016)年 12 月 8 日)> ①エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出抑制のための地球温暖化対策税の適用の充実、②森林環境税(炭素)の創設に向けた、具体的な仕組み等について創設的な検討し、平成 30(2018)年度税制改正において結論を得る旨について記載。
29		

(出所) 林野庁ウェブサイト「森林環境税及び森林環境譲与税」([https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyousei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)) より転載 (取得日: 2021年10月13日)

## 3.2 税創設に際しての主な論点

税制度の設計に際しては様々な議論が行われたが、とりわけ「税の使途」「譲与額決定の基準」「自治体独自の既存森林環境税との関係性等」が論点となった。

税の使途については、まず、森林整備のみを特別扱いして増税を行うことへ

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

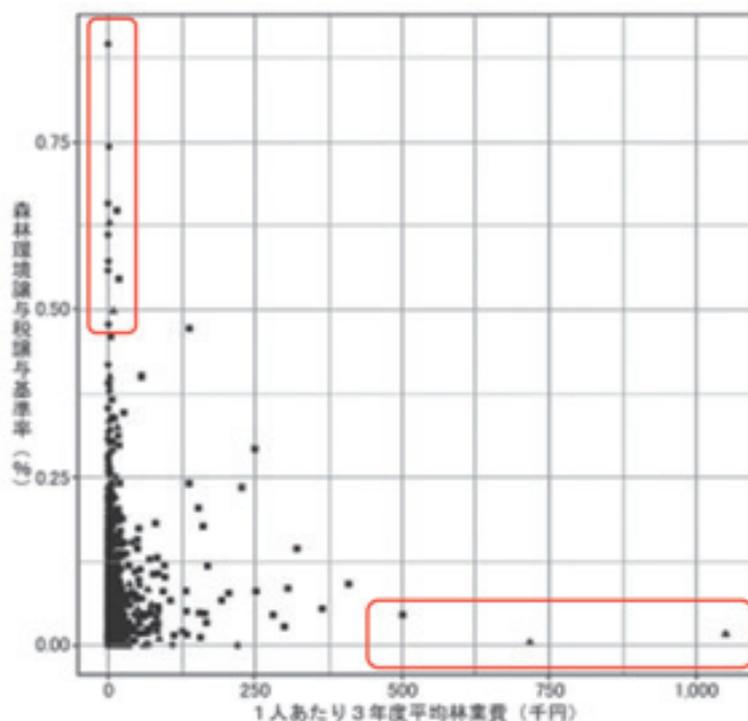
資料編

1.  
2.  
3.

の説明（目的、根拠及び政策効果）が不明確との指摘があった。また、広く国民から負担を求めることを踏まえ、「森林が所在する市町村が森林現場においてそれぞれの地域におけるニーズに対応するための森林整備やこれらを担う人材の育成・確保に関する費用等に充てる」とともに、「木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部にも存在する需要についても用途の対象とする」べきとの意見が上がった。

譲与額決定の基準（私有林人工林面積、林業就業者数、人口）については、そもそも人頭税（国民一律1,000円）に対し配分額が人口以外の基準も踏まえて決定されることの不公平への指摘があった。他方、人口が大きい一方で林業需要のない都市部に高い割合で税源が配分されることで、森林率は高いが自治体面積の小さい自治体を中心に、林業需要のある自治体への譲与額が小さくなり森林整備が行き渡らない懸念も示された（図1-11）。また、都市部自治体は森林政策に関するノウハウに乏しいと考えられるため、譲与税が配分されたとしても有効活用がなされないおそれがある等、活用体制面の課題が指摘されていた。

図 1-11：森林環境譲与税基準率と1人あたり3年度平均林業費の散布図

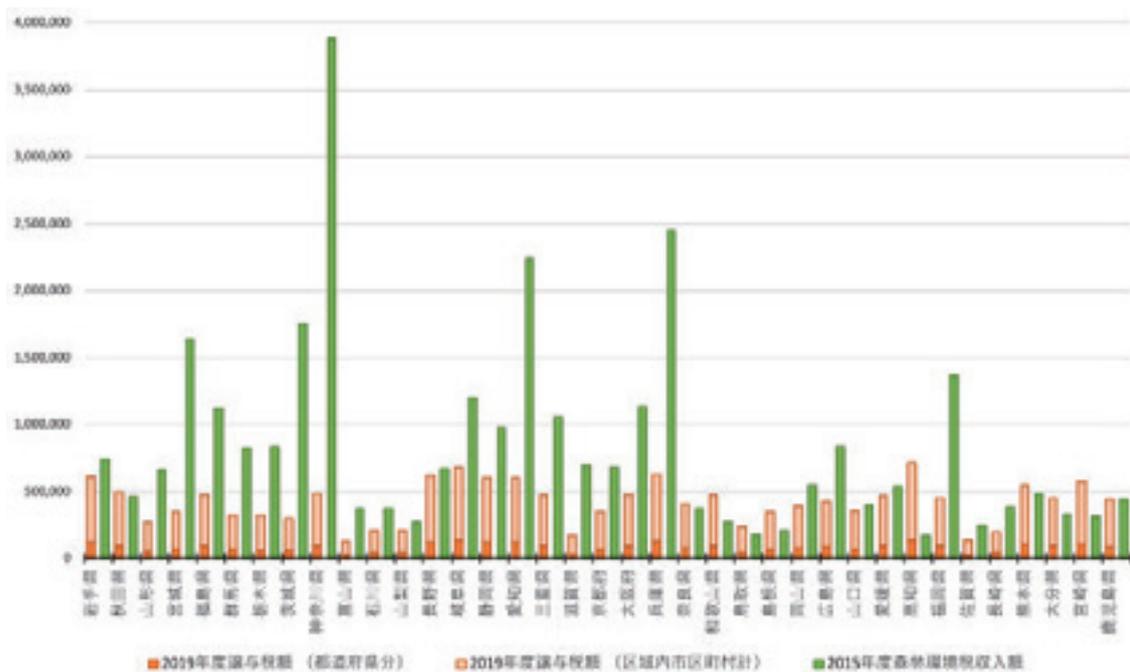


（注）右下の赤枠は林業費用が一定ある中で譲与税額が低い自治体、左上の赤枠は林業費用が低い一方で譲与税額が高い自治体を表す。

（出所）吉弘憲介「森林環境譲与税の譲与基準の試算及びその検討について」（自治総研通巻484号、2019年）より転載のうえ一部加工（赤枠を追加）

府県や市が独自に実施する既存の森林環境税（以下、府県版森林環境税）との関係性については、先行してこれを導入していた自治体（図 1-12）について、二重課税ではないかとの指摘があり、国政における新たな森林環境税・森林環境譲与税との線引きが必要との意見が上がった。こうした指摘を踏まえ、一部の自治体では、既存の府県版森林環境税と国政における新たな森林環境譲与税のすみわけを説明する等により対応を行っている（図 1-13）。

図 1-12：府県版森林環境税と森林環境譲与税の税収額一覧



(注) 単位は千円。  
 (出所) 浅田陽子・阿部達生「森林環境所与税：新たな税制度が都道府県・市町村の森林行政に与える影響とは①（都道府県編）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究レポート、2020年）より転載

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

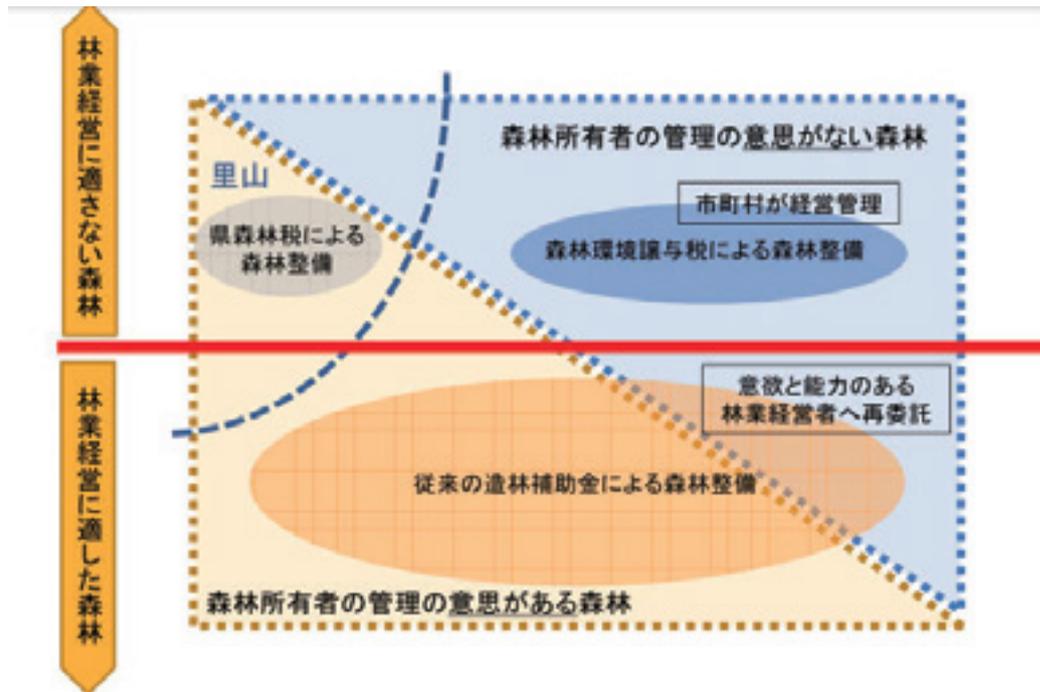
- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

図 1-13：府県版森林環境税と森林環境譲与税のすみわけ（長野県の例）



(出所) 長野県林務部森林政策課森林経営管理支援センター「森林経営管理制度及び森林環境譲与税の概要」(2020年)より転載

## 第 2 章

# 森林環境譲与税の活用動向



## 第2章 森林環境譲与税の活用動向

### 1 全国の自治体における森林環境譲与税の活用動向

本研究事業では、文献調査及び有識者へのヒアリング調査に基づいて譲与税活用の動向を網羅的に把握したうえで、先進自治体や特別区へのアンケート調査・ヒアリング調査によりその詳細を把握した。

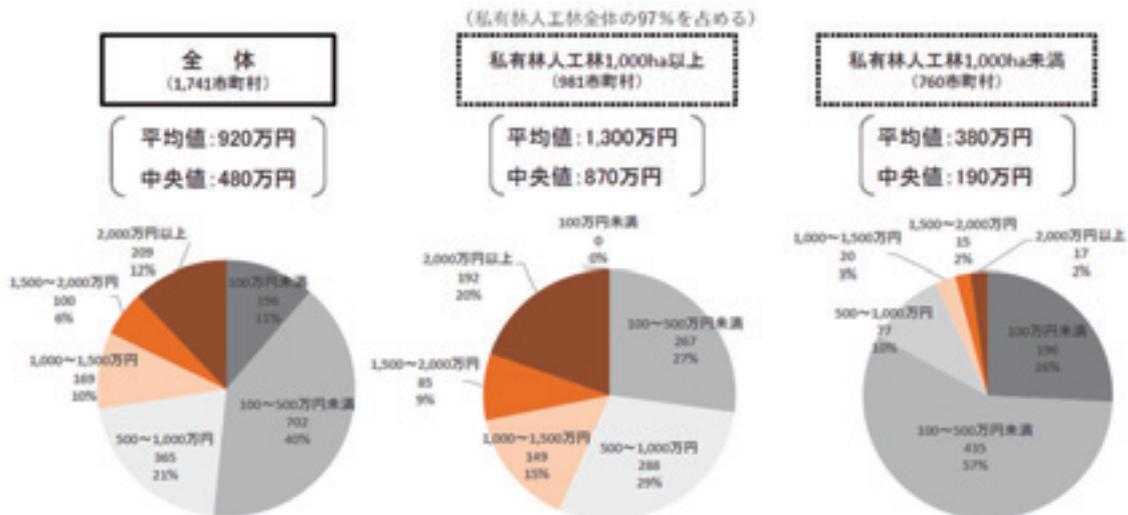
#### 1.1 全国的な動向

##### 1.1.1 譲与税の配分額

2019年度について、市町村全体における譲与額の平均は約920万円（1,000万円以上が約3割、100～1,000万円が約6割、100万円未満が約1割）であった。譲与額決定の基準の1つである私有林人工林面積の大きさを比較すると、1,000ha以上の市町村における譲与額の平均は約1,300万円（1,000万円以上が約4割、100～1,000万円が約6割）、1,000ha未満の市町村では平均約380万円（100～1,000万円が約7割、100万円未満が約3割）であった（[図2-1](#)）。

特別区における譲与額の平均は約1,577万円で、全国平均と比較して高い水準にある（参考：東京都の市区町村全体の平均は約929万円）。なお、特別区には私有林人工林<sup>8</sup>は存在しない。

図2-1：森林環境譲与税配分額の全国的な傾向（2019年度）



(出所) 総務省・林野庁「令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について」(2020年)より転載のうえ一部加筆

8 私有林人工林面積について、東京都の市区町村全体で平均421ha、全国平均は3,349ha。

### 1.1.2 譲与税の使途

2019年度の譲与税による取組は、のべ1,714件であった。使途は、ソフト面の森林整備（意向調査及び意向調査の準備）、ハード面の森林整備（間伐・路網整備・病虫害対策等）、人材育成・担い手確保、木材利用（公共建築物等の木質化）、普及啓発（森林環境教育等）の5つに大別される（図 2-2）。また、多くの自治体が基金化による積立を進めているほか、森林GISの整備等のシステム構築や、ステークホルダーによる地域協議会の運営、森林のCO<sub>2</sub>吸収量の算定等、多様な使途がみられる。

図 2-2：森林環境譲与税の主な使途及び特徴（2019年度）

項目	主な取組	特徴	のべ取組数
森林整備 (ソフト面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 意向調査（森林所有者への経営意向の聞き取り調査）</li> <li>■ 事前調査（意向調査の推進地域の検討等）</li> <li>■ 現況調査・境界調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山村部自治体に多い。森林経営管理制度の推進に寄与するもので、林野庁も推進を図る</li> <li>● 意向調査を共同で実施する等、山村部自治体間の連携事例を有する</li> </ul>	701市町村
森林整備 (ハード面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林の整備（間伐、荒廃森林の整備、病虫害対策）</li> <li>■ 作業道の整備（新規開設・補修）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山村部自治体に多い。従来の森林整備関係の補助金等との棲み分けが重要になる</li> <li>● 山村部-都市部の自治体間連携事例を有する（都市部自治体が山村部自治体の森林整備等を支援）</li> </ul>	359市町村
人材育成 担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就労環境の改善、資格の取得支援、新規就業者の支援</li> <li>■ 林政アドバイザーの雇用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山村部自治体に多い</li> <li>● 新規就業者向けの対策と、林政アドバイザーの雇用の2通りに分類される</li> </ul>	225市町村
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共建築物・民間施設における木質化の補助</li> <li>■ 地域材の利用拡大支援（活用補助金、PR活動）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市部自治体における主要な取組であるが、地域材のアピールや地元での消費拡大を目指し、山村部自治体での事例もある</li> <li>● 山村部-都市部の自治体間連携事例を有する</li> </ul>	189市町村
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材普及活動（木材製品・家具の提供、PRイベント）</li> <li>■ 環境教育活動（森林環境教育、関連人材の育成）</li> </ul> <small>※本資料では、木材普及活動のうち、地域材等を使用している取組については「普及啓発」と「木材利用」の両方に分類した。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市部自治体における主要な取組であるが、山村部自治体における事例も多い</li> <li>● 山村部-都市部の自治体間連携事例が多数。都市部住民が山側自治体を訪問するケースが多いが、双方向の交流が実現している例も存在する</li> </ul>	240市町村

（出所）総務省・林野庁「令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について」（2020年）、各自治体公表資料、（一社）全国林業改良普及協会「現代林業」等を基に作成

使途の分類別にみると（図 2-3）、2019年度にソフト面、ハード面を合わせた森林整備に取り組んだ市町村数はのべ924市町村（全体の53%）で、人材育成・担い手対策はのべ225市町村（同13%）、木材利用・普及啓発はのべ390市町村（同22%）となっている。特に私有林人工林が1,000ha以上の市町村では、森林整備関係に取り組んだ割合が高く、のべ695市町村となっている。森林経営管理制度の実施に向けて、所有者に管理・委託の意思を確認する意向調査や、さらにその前段階として基礎となる森林情報データベースの整備、所有者情報の整備等を行っている自治体が多い。また、今後森林整備を担うとされながらも林務担当職員が少ない市町村に、まずは森林施業の流れを一通り体験させるといった取組に着手した都道府県も一部存在する。

図 2-3：森林環境譲与税の使途の傾向（2019年度）



（出所）総務省・林野庁「令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について」（2020年）より転載のうえ一部加筆

図 2-4 に示す通り、譲与税に係る基金を設立し、2019年度に譲与額の全額を積み立てた市町村は666市町村（全体の38%）である<sup>9</sup>。特に、私有林人工林1,000ha未満の市町村では、半数以上（408市町村、54%）が全額を基金積立としている。譲与額の全額を基金に積み立てた666市町村への譲与額の合計は、譲与額全体の20%に相当する。特に、譲与額が比較的少額な市町村において、全額積立が多い状況である。この666市町村における基金の積立目的としては、ソフト面、ハード面を合わせた森林整備がのべ468市町村と最も多く、人材育成・担い手対策はのべ12市町村、木材利用・普及啓発はのべ201市町村となっている。

図 2-4：森林環境譲与税の基金積立に関する状況（2019年度）

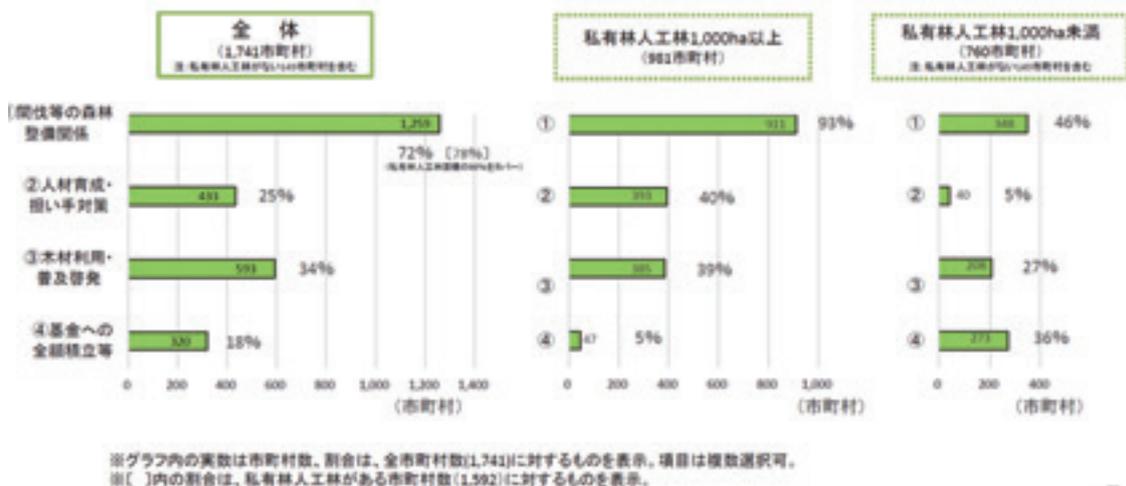


（出所）総務省・林野庁「令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について」（2020年）より転載

9 余剰金として譲与額の一部を積み立てたケースは含まない。

譲与税開始2年目の2020年度の状況を見ると、全ての用途において、譲与税を活用した事業に取り組む自治体の数は増加傾向にある（図2-5）。ソフト面、ハード面を合わせた森林整備に取り組む予定の市町村数はのべ1,259市町村（全体の72%）で、前年度と比較して335市町村（36%）の増加見込みである。人材育成・担い手対策はのべ433市町村（全体の25%）で、前年度と比較して208市町村（92%）の増加、木材利用・普及啓発はのべ593市町村（全体の34%）で、前年度と比較して203市町村（52%）の増加の見込みとなっている。私有林人工林が1,000 ha以上の市町村では、依然として森林整備関係に取り組む割合が高く、のべ911市町村となっている。譲与額の全額を積み立てる市町村は320市町村（全体の38%）で、前年度と比較して346市町村（52%）の減少見込みである。

図 2-5：森林環境譲与税の用途の傾向（2020年度）



(出所) 総務省・林野庁「令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について」(2020年)より転載

### 1.1.3 山村部自治体と都市部自治体における特徴の比較

ここからは、先進自治体における2019年度の取組を参照し、山村部自治体と都市部自治体に分けてその特徴を比較する。

#### (1) 山村部自治体

山村部では、林業従事者・森林所有者の高齢化、後継者不足、不在地主の増加といった課題を抱えており、木材価格の低迷と相まって、施業の遅れによる森林の荒廃やそれに伴う土砂災害の危険性の増加が問題となっている。これらに対処すべく、森林整備に活用する自治体が多くみられる。

森林整備は、施業意向調査等のソフト面の事業と、間伐や里山整備等のハード面の事業がある。特にハード面では、竹林を含む荒廃森林整備、広葉樹林整

備、病虫害対策、作業道整備など、地域ニーズに応じて多様な事業が展開されている。また、林業従事者の高齢化や担い手の不足を背景として、新規就業者の確保や林業従事者の支援といった人材育成・担い手確保に活用する自治体も多い。また、人材育成・担い手確保の文脈では、譲与税の活用推進や森林経営計画制度の実施を含めた政策立案等に資する地域林政アドバイザーの雇用に活用するケースもみられる。

山村部自治体の取組例を表2-1に示す。一部の事例について、以降に紹介する。

表 2-1：山村部自治体の取組例（2019年度）

自治体 ・地域名	用途分類				事業概要（一部抜粋）
	森林整備	人材育成	木材利用	普及啓発	
千早赤阪村	○		○	○	路網整備（修繕に必要な原材料費の補助）、新生児に対する木製品の贈答
養父市	○	○			林政アドバイザー及び臨時職員の雇用、自伐型林業研修事業
いの町	○	○	○	○	放置竹林の伐採とヤマザクラの植栽による里山林の整備、林業従事者の雇用促進・育成・労災防止支援／等
日南市	○	○	○	○	他地域との連携による労働力支援、コンテナ苗導入支援、労働環境改善支援
都留市	○	○	○	○	「森の学校」の開催、都市住民向け環境教育プログラムの充実化
静岡市	○	○	○	○	ICTを活用した環境教育の実施、森林整備（既存施策に上乘せ）、商用施設におけるオクシズ材利用支援
浜松市	○	○	○	○	意向調査、林道維持、林業従事者助成、FSC認証材利用拡大支援、販路拡大に向けたPRブース出展／等
西和賀町	○		○	○	森林カルテ作成事業、森林環境教育の実施
秩父地域	○				1市4町による「集約化推進室」の設置、意向調査や境界確認等の連携実施
阿蘇地域		○			担い手の確保に向けた広報活動・研修の実施（7市町村が森林組合及び民間事業体と共同）
美馬市	○				県の現地機関との共同団体の設立（意向調査等を支援し、事業の発注における公平性を担保）
あわら市	○				隣接する坂井市と共同し2030年までの森林整備構想を策定（林道等の生産基盤が共通することを活用）

（出所）林野庁「令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について」、各自治体公表資料、全林協「現代林業」等を基に作成

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

### 1) 千早赤阪村（大阪府）

大阪府内唯一の村である千早赤阪村は、約300年の歴史を持つ人工林地帯「河内林業地」に属し、森林率は81%にのぼる。主伐期を迎えた森林が7割を占める一方で、住民の森林への関心は低下し、適切な整備がなされない森林が増加している。また、急峻な地形が多く、林道等のインフラ整備も課題である。加えて、不在地主が4割にのぼることから、森林所有者の特定や境界の明確化の必要性が高まっている。これらの課題に対処すべく、林業の魅力づくり、おおさか河内材の利用促進、森林所有者の特定と境界の明確化の3つを柱として掲げ、「ちはやあかさか林業活性化大作戦」を立ちあげた。林務担当職員が1名のみであり（かつ他業務と兼任）、林道等のインフラ整備が課題となっていたことから、意向調査等を効率的に推進するため、まずは林業環境の改善に対応すべきと判断。基幹路網であるものの十分な維持管理がなされていない林道を対象に、改修時の原材料費の補助を実施している。また、おおさか河内材の利用促進に向けて、新生児に対する木製品の贈答も実施している。

### 2) 養父市（兵庫県）

兵庫県北部に位置する養父市は、2004年に4町が合併し誕生した市町村で、森林率は84%である。2014年に中山間地農業の改革拠点として「国家戦略特区」に採択されるなど、一次産業の雇用創出による地域活性化を図っていたが、所有者不明森林の増加に伴い、適切な整備がなされない森林の増加が課題となっていた。森林経営管理制度を積極的に活用し、私有林の公的管理を進めるため、意向調査や経営管理集積計画を作成し、森林の集約化を図る組織として、市産業環境部内に「養父市林業活性化センター」を立ち上げた。「養父市林業活性化センター」の職員として非常勤職員及び常勤の臨時職員を1名ずつ採用し、意向調査を実施するとともに、その結果をもとに森林の集約化を進めている。また非経済林については、譲与税を活用した保育間伐を行っている。このほか、自伐型林業研修事業も実施しており、2020年度は同研修を受講した3組の自伐型林業グループが市内で活動する予定である。

### 3) 日南市（宮崎県）

宮崎県南部に位置する日南市は森林が78%を占める自治体であるが、そのうち約7割が「飴肥杉」の人工林である。「飴肥杉」の人工林の多くが主伐期を迎える中で、近年は主伐面積が拡大する一方で再生林が追いつかず、全国的な課題である所有者の経営意欲の低下等に加えて、造林に係る施業の推進が課題となっている。市内には素材生産業者が50社以上存在する一方で、造林を主に担う事業者は2社にとどまる。急傾斜の施業地も多いことから、造林施業

において機械が担うことのできる作業は少なく、労働環境が過酷であり、作業員の確保が難しいことが指摘されている。以上の背景から、施業経験を有する労働力を他圏域から融通してもらう場合に、出向の際の旅費や居住費の一部を負担する事業を開始した。また、(公財)産業雇用安定センター宮崎事業所と協働し、他圏域事業者との連携を持たない事業者への配慮も行っている。

加えて、機械で行うことが難しい造林作業について、露地苗と比較して植栽が容易なコンテナ苗の導入により省力化を図るほか、下刈り等における夏場の早朝作業の推進と併せて、空調服等の熱中症対策資材等の購入費を助成している。

#### 4) 西和賀町 (岩手県)

奥羽山脈の山懐に位置する西和賀町は、成熟期を迎えた人工林とブナ・ナラ等の天然生林を有し、森林率は81%である。町では森林資源の活用に向けて、自伐型林業の支援や木質バイオマスの利用を進めてきたが、近年は木材価格の低迷や生活様式の変化に伴い、森林への関心が薄れ、森林整備の遅れや林業従事者の減少が生じている。上記の課題の中、森林経営管理制度の開始を受け、2019年度より地域林政アドバイザーを雇用している。町が仲介役となって所有者と事業体を繋ぎ、私有林の集約化と森林整備の推進に取り組む意向である。

具体的には、地域の林業事業体に委託し、町内の私有林における「森林カルテ」を作成した。森林所有者、施業履歴、樹種、材の状態といった森林の現況を記載するもので、町が雇用した地域林政アドバイザーと協働して作成にあたる。並行して意向調査を実施し、森林カルテの情報と合わせて今後の森林整備に活用したいと考えている。また、町内に4校ある小中学校を対象に、座学と木工体験を組み合わせた森林環境教育プログラムの提供事業も行っている。

### (2) 都市部自治体

森林を有さない都市部自治体では、木材利用や普及啓発の推進といった、川下における事業を実施する自治体が多い。木材利用では、保育園や小中学校等の木質化、普及啓発では森林・林業体験や木工教室の実施等が代表的な取組として挙げられる。また、静岡市や浜松市といった森林と都市の両方を有する自治体では、域内に川上から川下までが揃う特色を生かし、山村部自治体と同様に地域の森林整備等を実施しながら、地域材の活用や普及啓発までの多様な事業展開を行っている。一方で、域内に森林を持たないことから用途の検討に悩むケースも多く、特に譲与税初年度であった2019年度では、一定の譲与額があったとしても、全額積立を行う自治体がみられた。

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

都市部自治体の取組例を表2-2に示す。一部の事例について、以降で紹介する。なお、連携に関する事業については次節で述べる。

表2-2：都市部自治体の取組例（2019年度）

自治体名	使途分類				事業概要（一部抜粋）
	森林整備	人材育成	木材利用	普及啓発	
大阪市			○	○	保育園や小中学校における備品（机・椅子等）の整備、木工細工体験教室の実施
名古屋市	○		○	○	「なごや環境大学」の一講座として、森林に関するワークショップや環境講座を実施
豊明市			○	○	友好自治体であり水源地にあたる上松町の木材製品を新生児に提供
さいたま市	○		○	○	市内を流れる荒川の流域自治体である飯能市と連携し、地域材のPRイベントに協働出展
北島町				○	古くから「木頭杉」の産地として栄えた那賀町と連携し、林業体験や相互交流を実施
昭島市			○	○	友好都市協定を締結している岩泉町産の間伐材を用いた家具を図書館に設置
国分寺市	○			○	友好都市の飯山市において、森林整備体験、木工体験を実施
国立市				○	友好交流都市協定を締結している北秋田市において、マタギ体験、植林体験を実施
川崎市			○	○	民間建築物における木材利用の補助制度、木材利用の相談窓口の設置／等
豊中市	○		○		市内唯一の森林である2haの民有林（風致保安林）において風倒木処理を実施

（出所）林野庁「令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について」、各自治体公表資料、全林協「現代林業」等を基に作成

## 1) 静岡市（静岡県）

静岡県のほぼ中央に位置する静岡市は、約70万人の人口を抱えながら、南アルプス国立公園内の天然生林、里山林、観光地でもある海岸林等多様な森林景観を有し、森林率は76%にのぼる。市の山間部では、林業や林産業、茶の生産をはじめとした農業の低迷に伴い、若年層の都市部への流出が進み、文

化・コミュニティの衰退、中山間地域が持つ多面的機能の劣化等が懸念されている。

静岡市では、豊かな自然が残る山間部を「オクシズ」と名付け、荒廃森林の解消による循環利用の仕組みづくり、市産材（オクシズ材）の高付加価値化、林業の作業環境の改善等を掲げている。川上では、国・県の造林補助事業や市の森林環境基金に基づく事業に上乗せで充当し、森林整備や路網整備を実施。また、市内小学校を対象にICTを活用した遠隔での「オクシズ森林の教室」等を実施し、のべ900人の児童が参加した。

一方で、川下ではオクシズ材の利用促進に向け、住宅以外の施設を対象に柱や床材等の木材について補助を実施。従来は保育園等が対象であったが、譲与税の導入を契機に商業施設を対象に拡大し、さらなる普及拡大を図っている。

### (3) 特別区における譲与税活用状況一覧

特別区における2019年度の譲与税の活用状況について、公表情報に基づき整理した結果を表2-3に示す。木材利用に譲与税を投じている区が多く見られた。公共施設整備にあたり木造・木質化のための費用の一部に譲与税を充当しているものと考えられる。また、山村部自治体との連携により森林整備や普及啓発、カーボン・オフセット事業に譲与税を活用している事例も見られた。

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

表 2-3：特別区における2019年度の森林環境譲与税活用状況一覧

特別区名	2019年度 譲与税交付額 [千円]	使途分類					事業概要
		森林整備	人材育成	木材利用	普及啓発	オフセット	
千代田区	6,918	○				○	✓森林整備協定に基づく自治体有林の共同整備（連携先：岐阜県高山市、群馬県嬬恋村）
中央区	7,184	○		○	○		✓「中央区の森」の推進（連携先：東京都檜原村） ✓公園・児童遊園の維持管理（ベンチ設置）
港区	9,584			○	○	○	✓みなとモデル森林整備促進：制度の運搬、審査、木質化アドバイザーの設置、木質化モデル創出事業、木材活用に向けたPR等
新宿区	13,493	○			○	○	✓地方都市との連携による森林整備、カーボン・オフセット事業（連携先：長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきるの市） ✓地方都市との連携により都市住民が森林・林業に触れる交流・体験活動の実施
文京区	8,594			○			✓区有施設の木質化事業：多摩産材を活用し学校の校舎廊下に腰壁を設置
台東区	7,676						✓基金積立て
墨田区	9,673			○			✓学校統合による新校舎建設に伴う資材の一部として木材を利用（腰壁、根太等）
江東区	20,105			○			✓小学校改築事業における木質化

特別区名	2019年度 譲与税交付額 [千円]	用途分類					事業概要
		森林整備	人材育成	木材利用	普及啓発	オフセット	
品川区	15,204			○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方都市との交流事業において里山再生活動（森林体験）を実施（連携先：山梨県早川町）</li> <li>✓ 国産間伐材の普及啓発ワークショップ実施</li> <li>✓ 小学校改築において内装に国産材を利用</li> </ul>
目黒区	10,880	○		○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 区内保存樹木保護育成</li> <li>✓ 普及啓発（パンフレット作成等）</li> <li>✓ 区内公共施設で使用する木材製品の購入</li> </ul>
大田区	27,269			○			<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公共施設整備における木材利用（基金積立て）</li> </ul>
世田谷区	34,400			○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 川場移動教室事業、健康村里山自然学校事業による児童の里山体験等（連携先：群馬県川場村）</li> <li>✓ 公共施設における木材利用</li> </ul>
渋谷区	8,675						<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基金積立て</li> </ul>
中野区	12,639	○				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 連携自治体にある「中野の森」の森林整備支援及びカーボン・オフセット事業（連携先：群馬県みなかみ町）</li> <li>✓ 環境基金への積立て</li> </ul>
杉並区	21,489		○	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域人材育成</li> <li>✓ 公園の維持管理</li> <li>✓ 木材利用</li> </ul>
豊島区	11,241	○		○			<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「としまの森」での自治体間連携による森林整備及びカーボン・オフセット（連携先：埼玉県秩父市）</li> <li>✓ 小学校改築での木質化・緑化推進のための基金積立て</li> </ul>

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

特別区名	2019年度 譲与税交付額 [千円]	使途分類					事業概要
		森林整備	人材育成	木材利用	普及啓発	オフセット	
北区	12,925			○			✓中学校等複合施設整備における体育館の木材利用
荒川区	8,012			○			✓区立小中学校における国産の木材を活用した机・椅子の購入
板橋区	21,211	○		○			✓「板橋区の森」での区民ボランティアと協力した維持管理、保育間伐の実施（連携先：栃木県日光市）
練馬区	27,393	○	○	○			✓緑化推進経費・みどりの区民会議経費 ✓保護樹木等の調査および管理経費 ✓憩いの森等経費 ✓少年自然の家の維持管理
足立区	25,345			○	○	○	✓カーボン・オフセット（連携先：新潟県魚沼市、秋田県八峰町、高知県） ✓地球環境フェア、環境学習ツアー等の実施 ✓公共施設等での木材利用 ✓特別緑地保全地区の保全管理
葛飾区	16,769			○			✓区内の子育て支援施設の木製什器の調達
江戸川区	26,018			○			✓児童相談所建設に際し国産材による木製備品を購入

(注) 本研究では特別区アンケートを実施し各区における2019年度の譲与税の使途や事業費等の詳細を把握したが、区名が特定されるかたちでの公表はしないとの断りの下で回答を収集しているため、本表の作成にはこれを用いず、各区が公表している情報に基づいた。

(出所) 各区ホームページ等での公表情報に基づく

## 1.2 自治体間連携による森林環境譲与税の活用事例

森林を持たない特別区が譲与税を効果的に活用するためには、整備すべき森林や木材資源を有する山村部自治体と連携することが方策の1つである。また、複数の特別区がまとまることで活用できる譲与税額も大きくなり、スケールメリットが生じうる。本研究事業を通じてこうした連携方策を検討するにあたり、まずは自治体間連携の現状、譲与税における連携の状況について整理した。

### 1.2.1 はじめに：自治体間連携とは

#### (1) 自治体間連携が注目される背景

平成の大合併以降、さらなる少子高齢化や人口減少の進行と厳しい財政事情を背景に、複数の地方自治体による連携が活発化している。また、東京圏への一極集中への懸念から、いわゆる「地方創生」の必要性が指摘されている。内閣府も、2015年に作成した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、自治体間の連携による地方都市における経済・生活圏の形成を推進した。

さらに、昨年改訂が行われた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)」では、コロナ禍を受け、都市と地域の両方の良さを活かして働く・楽しむ動きを捉え、オンライン関係人口など必ずしも現地を訪れない取組についても支援が明記されるなど、従来から掲げられていた地方移住等に限らず、都市部と山村部の相互交流が推進されることとなった。

#### (2) 自治体間連携の主要分野

自治体間連携は、生活機能分野（行政施設、公共施設）、医療・福祉分野（病院、介護施設）、産業分野（企業誘致、農商工連携等）、集客・観光分野、基盤整備分野（道路、通信）、危機管理分野（防災等）等、多岐にわたる分野で実施されている（[図2-6](#)）。

図 2-6：自治体間連携の分類と具体例

分野	具体例
生活機能	■ 行政事務の共同化、図書館・公民館等の公共施設の共同利用
医療・福祉	■ 圏域の中核的病院の周辺市の活用、救急病院の各地域での輪番対応、都市住民に対する連携先での介護施設等の受入
産業	■ 企業誘致、MICE誘致、農商工連携
集客・観光	■ 観光プロモーションの共同化、都市住民に対する地方の地域資源（自然など）の提供によるエコツーリズム展開
基盤整備	■ 地域間のネットワークや結びつきを高めるための道路・通信など社会インフラの整備
危機管理	■ 災害時相互援助協定

(出所) 三重銀総研「地域間連携で創出する地方の力～多様な地域間連携の動きと地域活性化への取組」（2017年）を基に作成

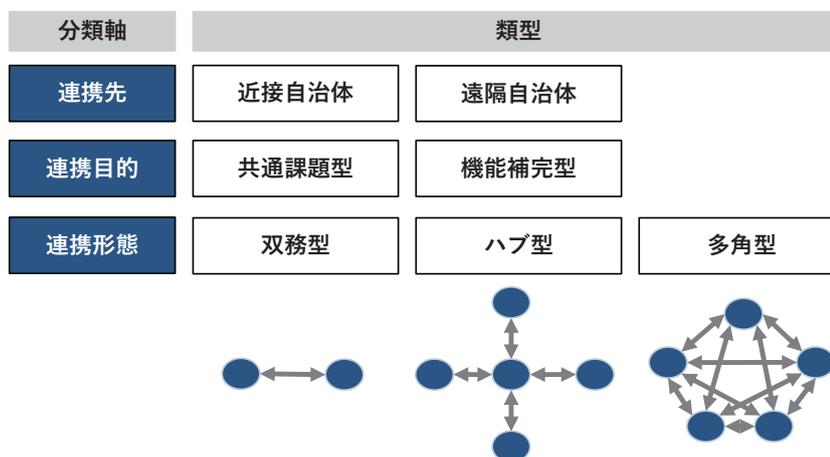
### 1.2.2 自治体間連携の類型化

自治体間連携は、都道府県と市町村・特別区が連携する「垂直的連携」と、市町村・特別区同士が連携する「水平的連携」に大別される。本研究事業では、特に水平的連携に注目する。

自治体間連携は、連携先、連携目的、連携形態の3軸により大別される（図 2-7）。

- 近接する自治体同士が連携する「近接地連携」と地理的に離れた自治体同士が連携する「遠隔地連携」
- 同一の政策課題に対処することを目的として連携する「共通課題型」とそれぞれの自治体に期待される役割・機能が異なる「機能補完型」
- 2つの自治体が連携する「双務型」、3つ以上の自治体が連携するが、ネットワークの中心自治体が存在しその他の自治体間は特段の連携関係にない「ハブ型」、3つ以上の自治体が相互に連携し合う「多角型」

図 2-7：自治体間連携の類型化



(出所) 日本都市センター「自治体の遠隔型連携の課題と展望」等を基に作成

## (1) 近接地連携

一般に自治体間連携を考える場合、地理的距離が近い自治体同士が連携を行う「近接地連携」を指すことが多い。その多くが「共通課題型」であり、近接自治体がスケールメリットを活かし、共同で共通の課題に取り組むことで効率化やコストの削減等に寄与する狙いがある。

地方自治法第252条には、以下の7通りの枠組みが規定されている。

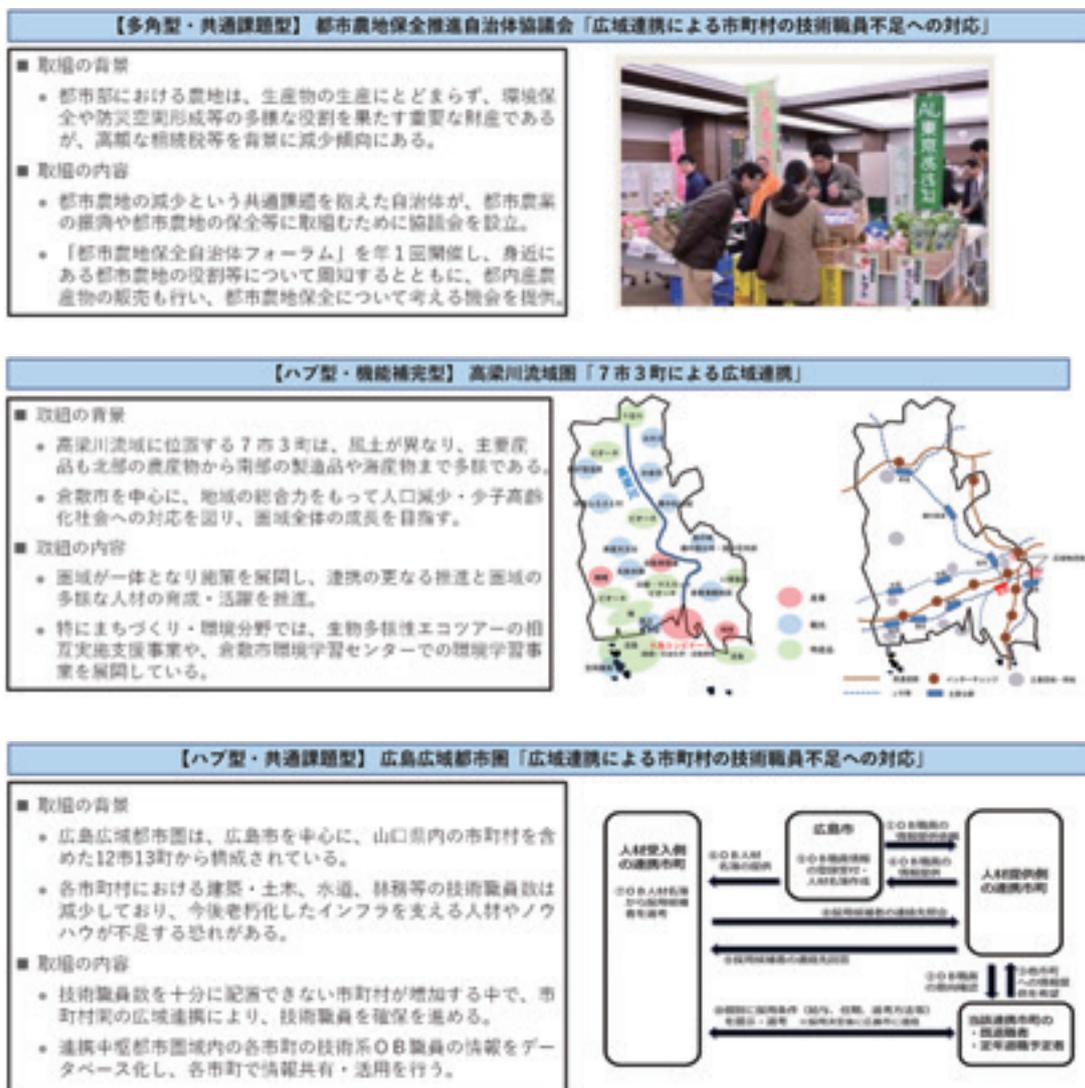
- 法人の設立を要しない簡便な連携の枠組み：連携協約、事務の委託、事務の代替執行、協議会、機関等の共同設置
- 法人の設立を要する連携の枠組み：一部事務連合、広域連合

2014年以降、近接地連携をより広域に拡大する取組（広域連携）を国が推進し、連携中枢都市圏及び定住自立圏の仕組みを創設した。連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結件数は240件にのぼる（2018年7月時点）。

- 連携中枢都市圏：相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市（指定都市・中核市）が近隣の市町村と連携。全国に36市（34圏域）が形成（2021年4月時点）
- 定住自立圏：中心市（人口5万人以上）と近隣市町村が連携し、地方圏における「定住の受け皿」を形成。全国に128圏域が形成（2020年10月時点）

図2-8に、近接地連携の具体例を示す。

図 2-8：近接地連携の具体例



(出所) 各自治体ウェブサイトを基に作成

## (2) 遠隔地連携

「遠隔地連携」とは、地理的距離が離れた自治体同士が連携を行う場合をさす。それぞれの自治体が持つ地域資源等を相互に活用し合うことを狙いとする「機能補完型」の連携である場合が多い。

遠隔地連携の代表例としては、姉妹都市交流、山村都市交流、災害時相互応援協定が挙げられる。一方で、情報通信技術の発展を背景に、従来の人的・文化的交流にとどまらず、経済面・行政面での連携も拡大しつつある。

遠隔地連携は、連携自治体間に地理的な隔たりがあるため、近接地連携と比較して以下のような特徴がある。

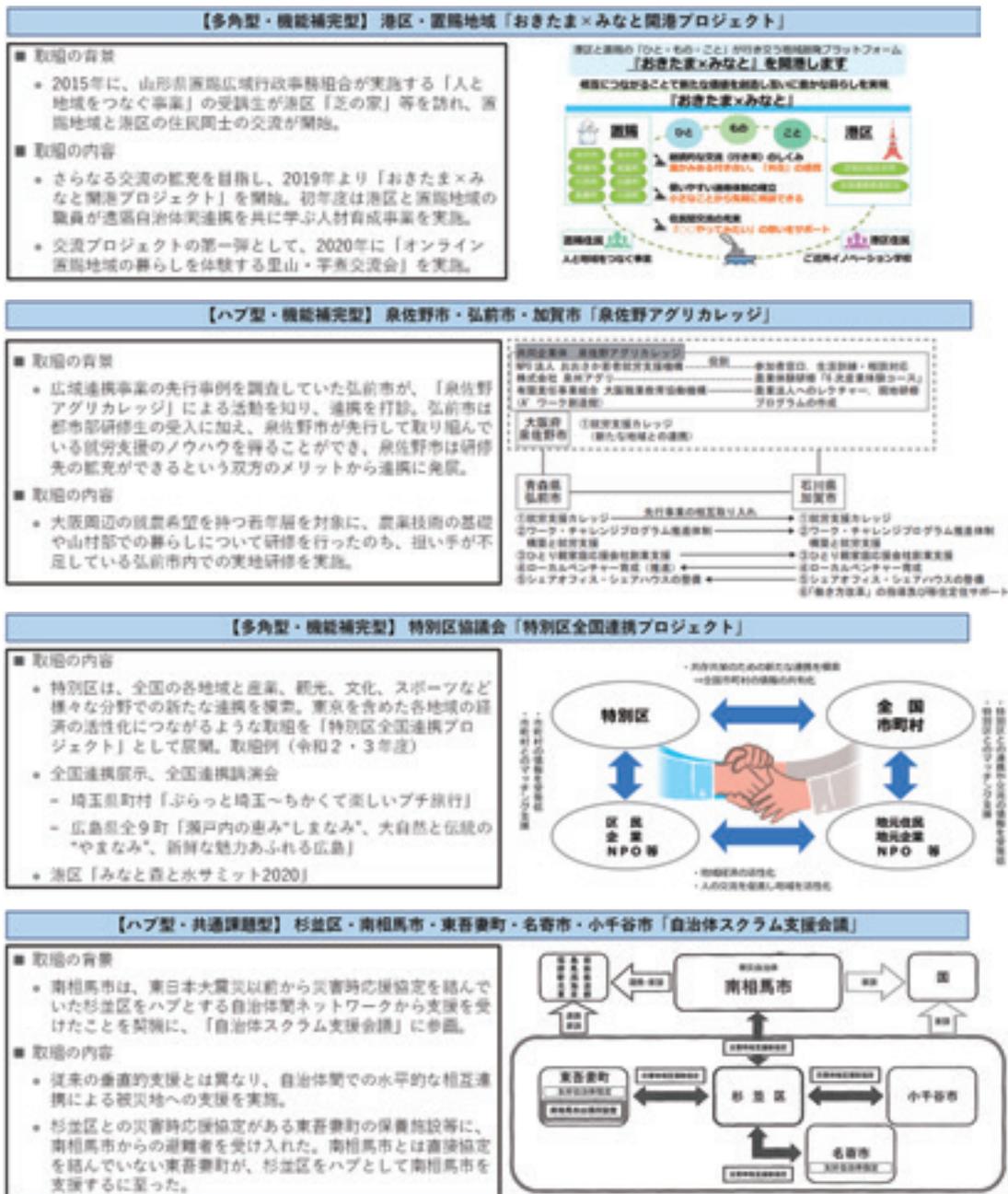
- 人口の規模・構成、自然環境、経済・産業構造及び文化・地域資源等に

相違がある

- 担当職員同士が「顔の見える関係」をつくることは必ずしも容易ではない
- 連携自治体の住民同士が相互に交流する機会が限定されているため、連携関係を構築・維持する上で、住民の理解や関心を高める工夫が必要

図2-9に、遠隔地連携の具体例を示す。

図 2-9：遠隔地連携の具体例



(出所) 各自治体ウェブサイトを基に作成

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

### 1.2.3 譲与税活用における自治体間連携

森林環境譲与税を活用した自治体間連携のうち、市町村同士の水平的連携は、山村部自治体同士が連携を行う場合と、山村部自治体と都市部自治体とが連携する場合の2通りに分けられる（図 2-10）。

図 2-10：森林環境譲与税活用における自治体間連携のかたち

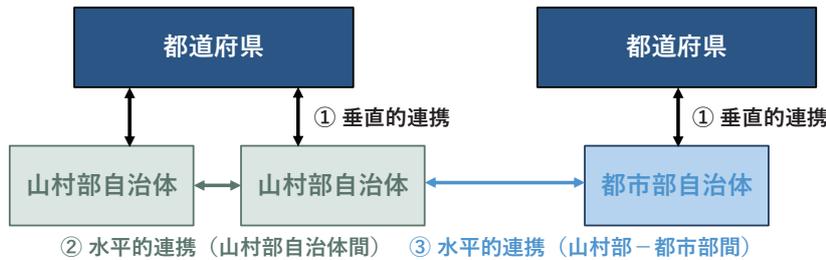


図 2-11：森林環境譲与税活用における自治体間連携の分類と事例

連携形態	主な使途項目	取組例
垂直的連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本方針・ロードマップ、市町村向けガイドライン等の策定</li> <li>■ 専門人材の配置・派遣、研修会の実施</li> <li>■ 水平的連携（地域連携）推進のための協議会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「大分県森林環境譲与税ガイドライン」の策定（大分県）</li> <li>● 林業労働力確保支援センターに「雇用管理改善推進アドバイザー」を配置（高知県）</li> <li>● 千葉県森林管理連絡調整会議を設置（千葉県）</li> </ul>
水平的連携 山村間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林整備（ソフト面）：意向調査や境界調査を共同で実施。隣接自治体において、共同で森林整備構想を策定した事例もある。</li> <li>■ 人材育成：就業者研修や担い手確保に向けた広報活動を共同で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1市4町が「集約化推進室」を設置し、連携して意向調査や境界確認等を実施（秩父地域）</li> <li>● 7市町村が森林組合及び民間事業者と共同し、担い手の確保に向けた広報活動や研修等を実施（阿蘇地域）</li> </ul>
水平的連携 山村-都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林整備（ハード面）：連携自治体における森林整備を支援</li> <li>■ 木材利用：連携自治体において生産された木材の利用を促進</li> <li>■ 普及啓発：連携自治体での環境教育、木工品の設置・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携自治体の森林整備支援（中央区、千代田区、板橋区）</li> <li>● 連携自治体の木材利活用促進（港区、川崎市）</li> <li>● 連携自治体を訪問し環境教育等を実施（国立市、那賀町）</li> <li>● 連携自治体の木製品を新生児に贈答（豊明市）</li> </ul>

譲与税活用における自治体間連携の分類と事例を図 2-11 に示す。山村部自治体間連携の例としては、意向調査や境界調査といった森林整備、就業者研修や担い手確保に向けた広報活動等を共同で実施するパターンがみられる。前述の分類では、「近接・共通課題」に分類される。一方で、複数区の特例区が連携する場合は「近接・共通課題」型の連携になると考えられる。加えて、森林環境譲与税の活用には、森林を持つ山村部自治体との「遠隔・機能補完」型連携が必須となる。したがって、森林環境譲与税の活用に向けた特例区と山村部自治体の多：多の連携を念頭に置いた場合、近接連携＋遠隔連携の両方が必要になると考えられる。

### 1.2.4 譲与税活用における都市部自治体の連携事例

都市部自治体に注目して、譲与税活用における自治体間連携の先進的事例を紹介する。

## (1) 都市部・山村部の1:1連携の例

### 1) 国立市（東京都）・北秋田市（秋田県）

国立市は、地域間の連携による課題解決や戦略的なシティプロモーションによる交流人口の増加が求められていることを受け、2017年に「都市間交流検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。同チームの報告書では、新たな交流先候補都市の選定基準として、市民主体の交流が実施されていることを重視。「国立まと火」による市民間交流や、防災協定の締結を行っていた北秋田市を候補の1つとした。その後、国立市と北秋田市は2018年に友好交流都市協定を締結した。2019年度には、北秋田市の地域おこし協力隊「北秋田市観光コーディネーター」を国立市のウェブサイト上で募集するなど、連携を進めている。

両市は、両市内の子どもが共同で植林活動に取り組む「都市と山村の友好の森」事業を実施している。同事業では、国立市が子どもたちの参加経費を負担し、北秋田市が植林活動に関する経費を負担する形で、相互に連携を行っている（図2-12）。2019年度は、国立市から26名の小学生とその保護者、北秋田市から9名の小学生と19名の短期留学生在が参加して実施された。また、北秋田市は上記事業と合わせて「マタギの地恵体験学習会」を主催し、国立市もこれに協力している。植林体験にとどまらず、北秋田市の暮らしや文化、歴史なども学ぶことが可能なプログラムとなっている。

図 2-12：「都市と山村の友好の森」事業のスキーム



（出所）林野庁「森林環境譲与税の取組事例集」

### 2) 豊島区（東京都）・秩父市（埼玉県）（香坂ら 2020を参照<sup>10</sup>）

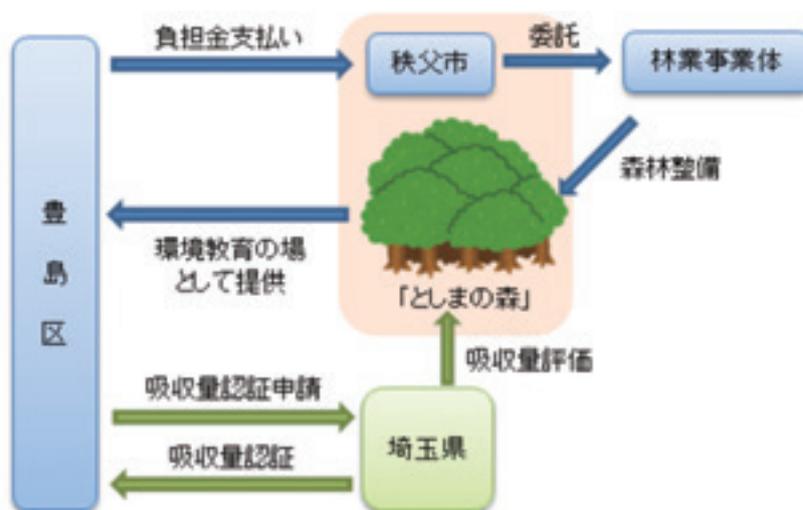
姉妹都市として36年間交流を行ってきた豊島区と秩父市は、その信頼関係を基礎とし、2018年7月より森林整備協定の締結に向けた調整を開始し、2019年7月に同協定を締結した。協定締結に向けた働きかけは秩父市側からのもので、林業に関する施策展開に積極的な姿勢を有する秩父市長の指示が

10 香坂玲、大澤太郎、内山愉太（2020）「森林環境譲与税を介した都市－農山村連携－埼玉県秩父市と東京都豊島区の事例から－」日本森林学会誌 102(2):127-132.

あった。秩父市は、森林経営管理制度の文脈においても、近隣の4町(横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)と連携して「秩父地域森林林業活性化協議会」を設立し、森林所有者に対する意向調査を進めるなど、独自に林業に注力し、既存の組織的な枠組みが整っていた。

両自治体は協定に基づき、秩父市が所有する森林1.89haを「としまの森」とし、2019年度は豊島区の協力を得て秩父市が森林整備を実施。0.50haの大径木の伐倒処理や200mの遊歩道整備を行うとともに、埼玉県CO<sub>2</sub>吸収量認証制度を活用し、5.7tCO<sub>2</sub>のCO<sub>2</sub>吸収量認証を受けた(図2-13)。また、「としまの森」を活用し、環境交流ツアー実施した。都市部では経験できない林業体験等の機会を区民に提供し、34名の参加者うち75.8%から「環境意識が高まった」との回答を得た。

図2-13: 「としまの森」事業のスキーム



(出所) 林野庁「森林環境譲与税の取組事例集」

「としまの森」の選定においては、豊島区民の物理的なアクセス可能性が考慮され、公共交通による訪問が可能な立地となっている。秩父市は、今後実施対象地域をさらに拡大し、より広域での森林整備を行う事業に発展させたいという意向を持っている。一方で豊島区は、本連携事業が森林・環境だけでなく、文化・教育に資する点を重視している。本事業によるカーボン・オフセット認証量自体は、豊島区におけるCO<sub>2</sub>排出量(146.8万tCO<sub>2</sub>/年、2017年度)に対する比率で見ると大きくないため、環境学習や都市部-山村部交流のインパクトの方が現時点では相対的に大きいと捉えていると推察される。

### 3) 豊明市(愛知県)・上松町(長野県)

名古屋市近郊にある豊明市は、名古屋都市圏のベッドタウンとして発展して

きた都市であり、私有林人工林面積は約30haにとどまっている。愛知用水等を通じて上流域である木曾地域より水の供給を受けており、水源地にあたる長野県上松町とは友好都市協定を締結し、これまでも水源地の森林保全活動等を実施してきた。両市は、豊明市で出生した新生児に対し、上松町の木工品を提供するとともに、広報等への掲載を通じて同取組を発信している。木工品の製作は上松町内の3つの事業者が分担して担っており、2019年度は約400名を対象にプレゼントを実施した。

#### 4) 北島町・那賀町（徳島県）

徳島市のベッドタウンである北島町は、徳島県内では最も面積の小さい自治体であり、森林を持たない（私有林人工林面積がゼロ）。また、町内に林業に携わる事業者も存在しないことから、林業に対する思い切った事業ができずにいた。木材の生産から消費までの森林の理解を深めるため、古くから「木頭杉」の産地として栄え県内で最も森林率が高い那賀町、（公財）徳島森林づくり推進機構、北島町の3者が2018年に「森林環境対策に関する連携協定」を締結した。両市が実施する林業体験や相互交流の取組は、（公財）徳島森林づくり推進機構が内容を両町に提案し、両町にある小中学校などに参加を呼び掛ける形で実施した。

2019年度は、両町の小学3年生以上の親子を対象に、那賀町内の自然エネルギーミュージアム見学、森林環境教育、木工体験等を行った。2020年度は、都市側である北島町におけるツアー（木造施設の視察等）を開催するなど、双方向の連携を推進する予定である。

## (2) 都市部自治体を中心となって多角的に連携している例

### 1) 川崎市

川崎市は、東京都と横浜市の間に位置し、羽田空港に近接するという立地的優位性を活用し、成長戦略に繋がる取組等を実施してきた。木材利用促進法の成立を受け、2014年に公共建築物における木材の利用促進方針を策定し、翌2015年には「川崎木材利用促進フォーラム」を設置した（図 2-14）。同フォーラムには有識者、林業・木材産業事業者、資材メーカー、設計・建設事業者、行政団体等で構成されており、現在121団体が参加している（2021年12月時点）。公共建築物の木材利用の取組に加え、市内の民間建築物等における木材利用に関する建築技術・ノウハウの向上、情報共有、木の価値などを高める木育等の取組を通じ、首都圏における消費地である市の特徴と強みを活かして国産木材の利用促進・普及を図ることを目的として設立したもので、学校、社会福祉施

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

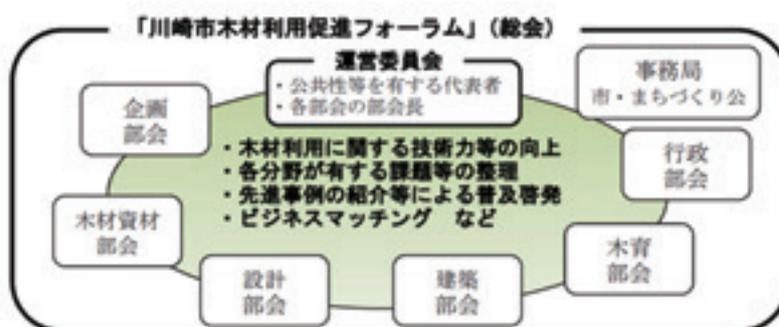
おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

設、庁舎のカテゴリごとに木材利用の目標値を設定し、これまでに公共建築物における木造プロポーザルや木質化リノベーション事業を実施してきた。また、2018年の第74回九都県市首脳会議において、川崎市が主体となり首都圏における木材利用の促進に向けた取組を提案し、首都圏における木材利用促進に向けた九都県市共同の取組を進めるため、2020年度に新たに「行政部会」を設置し、現在24団体が参加している（2021年12月時点）。

図 2-14：「川崎市木材利用促進フォーラム」の概要



(出所) 川崎市『「川崎市木材利用促進フォーラム」について』

前述の取組に加え、民間建築物における木材利用のさらなる推進のため、譲与税を活用した補助制度や相談窓口の設置を実施した。民間施設の内装・外装の木質化、什器等の整備を対象とした木材利用促進補助制度では、不特定多数の市民が利用する施設であること、主に国産材を使用し、木の良さを十分にPRできること等を要件に設定した。2019年度は、商業施設のフードコート改修においてCLT材のテーブルを設置した事例や、ファストフードチェーンの店舗において外部仕上げ材に木ルーバー材を活用した事例を補助している。また、公共空間を活用した木育イベントの開催、公共建築物の木質化を実施している。

2020年には、市民向け森林等地域資源体験ツアーとして、小田原市をモデルケースとした日帰りツアーも実施したところである。それ以外にも、秋田県や和歌山県、栃木県等とも連携し、事業者向けツアーを行っている。また、木製品販売プラットフォーム構築の取組として、木工品を市内店舗の空きスペースに展示し、二次元コードでアクセスすることで購入できる仕組みも試行している。

## 2) 港区

港区は都内で最もCO<sub>2</sub>排出量の多い自治体であり(379.3万tCO<sub>2</sub>、2017年度)、排出源の7割がオフィス等(業務部門)である。港区は、国産木材の使用を促

すことで、区内での二酸化炭素固定量を増やすとともに、国内の森林整備の促進による二酸化炭素吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的に、2011年に区内の公共施設・民間建築物等での協定木材または国産合法木材の使用を促し、その使用量に相当するCO<sub>2</sub>固定量を区が認証する制度である「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を開始した（図 2-15）。また、翌2012年には「港区公共建築物等における協定木材利用推進方針」を策定し、協定木材の利用推進を目指している。港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（協定自治体）から産出された木材を「協定木材」と呼び、その利用を推進している。同協定では、伐採後の再植林と間伐などの適切な森林整備を行うことを規定している。2021年4月現在で、78の協定自治体を有する。木材利用量の目標を定めており（床面積1m<sup>2</sup>につき0.005m<sup>3</sup>以上）、協定木材の使用量に応じて星1つ（★）～星3つ（★★★）までの3段階の認証が発行される。

みなとモデル森林整備促進事業では、制度の運営全般、CO<sub>2</sub>固定量の認証業務、木質化アドバイザーの設置、テナント店舗等木質化モデル創出事業、木材活用に向けたPRといった多様な事業が展開されている。これらのどの事業についても譲与税が活用されている。2019年度は、32件を認証し、木質化モデル創出事業では4件を助成した。

また、建築主や設計者等から、木材の活用方法に悩んでいるという声が聞かれたため、木質化アドバイザーを設置し需給側と供給側のマッチングを促した。2020年度は、都市部での木材活用について学べる講座や、林産地の見学会を実施する予定である。港区側としても、木材の使用方法が限定的であること（内装材への利用は進んでいるが、構造材への応用はハードルが高い）、実績のある特定産地の協定木材に利用が偏る等の課題を持っており、木質化アドバイザーによるマッチングがこれらの課題の解決にも寄与すると期待されている。

図 2-15：「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の概要



(出所) 「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度パンフレット」

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

## 2 都市部自治体と山村部自治体における特徴の比較

本節は、先進自治体等を対象に実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果に基づきとりまとめた。

### 2.1 先進自治体等アンケート調査

先進自治体等を対象として、譲与税の活用に関する現状と課題についてアンケートを実施した。アンケート調査の目的は、①用途の検討や自治体間連携の実施に関し、参考事例となる先進自治体の取組を把握する、②特別区に類似した特徴を持つ都市部自治体が譲与税活用の検討に向けてどのような課題を有し対策しているかを把握する、③特別区が今後連携しうる山村部自治体が、譲与税活用に関しどのような考えを有しているか（連携の意向やアイデアがあるか等）を把握する、の3点とし、計174自治体<sup>11</sup>を対象に実施した。

アンケート調査回答の分析にあたっては、「地域内における森林資源の有無」が用途に最も大きく影響すると考え、以下を基準として分析した<sup>12</sup>。

- 都市部自治体<sup>13</sup>（全39自治体）：私有林人工林面積100ha以下、かつ林野面積500ha以下
- 山村部自治体（全76自治体）：私有林人工林面積が100haより大きい、または林野面積が500haより大きい

#### 2.1.1 これまでの譲与税の活用状況

都市部及び山村部自治体のこれまでの譲与税の活用状況を、表2-4、表2-5に示す。

都市部自治体における譲与税活用事業の合計は、2019年度45件、2020年度47件との回答であった（基金積立を含む）。事業内容としては、木材利用（例：公共施設整備における木質化等の木材利用）が18件（40%）と最も多く、続いて基金積立が16件（36%）となった。基金積立の目的としても木材利用である場合が多くみられた。また、森林・林業体験や木工教室の実施といった普及啓発事業も実施されていた<sup>14</sup>。

自治体間連携は普及啓発の事例（豊明市、国立市、北島町）の3件のみにと

11 参考となる先進自治体、特別区に類似した特徴を持つ都市部自治体とその連携先、特別区が今後連携しうる山村部自治体の合計である。詳細は資料編を参照のこと。

12 なお、青ヶ島村は私有林人工林面積及び林野面積の基準では都市部自治体に含まれるが、本分析では山村部自治体として扱った。

13 第2章「2. 都市部自治体と山村部自治体における特徴の比較」において「都市部自治体」と記載した場合は、先進自治体等アンケート調査の回答者である都市部自治体をさし、これに特別区は含まれない。一方で、アンケート調査・ヒアリング調査結果等の中で言及されている「都市部自治体」については、回答の趣旨として特別区が含まれる場合があるため、適宜「特別区を含む」と記載している。

14 事業件数は2019年度の値を示す。

どまり、先進自治体である2市1町を除くと自治体間連携事例はゼロという結果となった。

山村部自治体における譲与税活用事業の合計は、2019年度179件、2020年度285件との回答であった（基金積立を含む）。事業内容としては、森林・緑地整備（例：所有者への経営意向調査、間伐、病虫害対策、林道の補修）への利用が78件（44%）と最も多く、続いて木材利用（例：公共施設整備における木質化等の木材利用、木質バイオマス利用の促進）が26件（15%）、普及啓発（例：森林体験・イベント、普及啓発パンフレットの作成、木製品の贈呈）が21件（12%）となった<sup>15</sup>。

自治体間連携は2019年度で7件、2020年度で12件となり、事業全体の約4%にとどまった。都市部自治体との木材利用・普及啓発を目的とした連携や、山村部自治体との意向調査等のソフト面の森林・緑地整備を目的とした連携が見られた。また、所属する都道府県との連携により、システム構築や普及啓発イベントの開催を行う事例もあった。

表 2-4：森林環境譲与税の活用状況（2019年度、2020年度）（都市部自治体）

使途分類	2019年度						2020年度					
	事業件数	うち 新規事業	事業費 [千円]	うち譲与税 充当額 [千円]	充当割合	自治体間 連携	事業件数	うち 新規事業	事業費 [千円]	うち譲与税 充当額 [千円]	充当割合	自治体間 連携
森林・緑地整備	4	2	30,539	7,748	25.4%	0	8	0	64,438	33,327	51.7%	0
木材利用	18	5	1,645,708	75,208	4.6%	0	16	4	10,982,561	160,672	1.5%	0
普及啓発	7	6	16,183	14,426	89.1%	3	6	4	9,525	6,830	71.7%	0
人材の確保・育成	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0
システム構築	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0
その他	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0
基金積立	16	9	1,608,113	67,894	4.2%	0	17	5	1,080,158	160,305	14.8%	0
計	45	22	3,300,543	165,276	5.0%	3	47	13	12,136,682	361,134	3.0%	0

（出所）先進自治体等アンケート調査

表 2-5：森林環境譲与税の活用状況（2019年度、2020年度）（山村部自治体）

使途分類	2019年度						2020年度					
	事業件数	うち 新規事業	事業費 [千円]	うち譲与税 充当額 [千円]	充当割合	自治体間 連携	事業件数	うち 新規事業	事業費 [千円]	うち譲与税 充当額 [千円]	充当割合	自治体間 連携
森林・緑地整備	78	53	352,646	187,721	53.2%	0	133	93	768,869	609,780	79.3%	4
木材利用	26	16	298,383	58,208	19.5%	1	36	23	962,114	138,420	14.4%	2
普及啓発	21	17	21,005	17,866	85.1%	3	31	26	55,187	49,422	89.6%	3
人材の確保・育成	12	8	32,496	20,467	-	0	25	19	69,729	66,051	-	1
システム構築	18	15	143,816	109,327	-	2	30	17	270,356	247,228	-	1
その他	5	1	28,551	951	-	1	5	2	26,382	22,205	-	1
基金積立	19	13	222,895	175,616	78.8%	0	25	12	455,045	439,426	96.6%	0
計	179	123	1,099,792	570,156	51.8%	7	285	192	2,607,682	1,572,532	60.3%	12

（出所）先進自治体等アンケート調査

15 事業件数は2019年度の値を示す。

## 2.1.2 譲与税の使途の検討

使途の検討プロセスについて、表 2-6、表 2-7 に示す。

都市部自治体では、庁内職員間（部署間）での意見交換が27件（29%）と最も多く、続いて庁内財政部局による判断が25件（25%）となっており、事業の分類によらず多くの場合、庁内での検討で使途が決定されることが明らかとなった。特に普及啓発については、国や都道府県からの情報提供も参照されていた。一方で、関係団体や住民との意見交換は行われていないという回答であった。こうした傾向は、後述する特別区アンケートでも同様である。

山村部自治体では、庁内職員間（部署内）での意見交換が194件（42%）と最も多く、続いて国や都道府県からの情報提供・説明会への参加が114件（25%）となった。事業の分類によらず多くの場合、庁内での検討で使途が決定されることが明らかとなった。また、国や都道府県からの情報提供・説明会への参加を使途分類別にみると森林・緑地整備が69件（「国や都道府県からの情報提供・説明会への参加」全体の52%）を占めており、森林経営管理法の運用を中心とした森林・緑地整備については、国や都道府県からの情報提供も参照されていた都市部自治体とは異なる特徴として、多くはないものの、関係団体や住民との意見交換が実施されていることも確認された。

表 2-6：森林環境譲与税の使途検討プロセス（都市部自治体）

使途分類	自治体内での議論機会の設置							情報収集					自治体間連携		その他	
	庁内財政部局による判断	庁内職員間（部署内）での意見交換	庁内職員間（部署横断）での意見交換	森林組合・林業事業者との意見交換	製材事業者等の木材産業界との意見交換	その他団体（教育関係者・NPO等）との意見交換	一般市民との意見交換	国や都道府県からの情報提供・説明会への参加	他自治体の先進事例の情報収集	他自治体との意見交換	他自治体への訪問・見学	有識者へのインタビュー	都道府県による連携会議への参加	他自治体（他市区町村）との連携に関する検討機会の設置	広報誌等での周知	その他
森林・緑地整備	4	1	8	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
木材利用	7	2	12	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	1	0
普及啓発	0	5	2	0	1	1	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0
人材の確保・育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
システム構築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金積立	12	9	5	0	0	0	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0
計	23	17	27	0	1	1	0	17	7	0	0	0	1	0	1	0
全事業に占める割合	25%	18%	29%	0%	1%	1%	0%	18%	8%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%

（出所）先進自治体等アンケート調査

表 2-7：森林環境譲与税の使途検討プロセス（山村部自治体）

使途分類	自治体内での議論機会の設置							情報収集					自治体間連携		その他	
	庁内財政部局による判断	庁内職員間（部署内）での意見交換	庁内職員間（部署横断）での意見交換	森林組合・林業事業者との意見交換	製材事業者等の木材産業界との意見交換	その他団体（教育関係者・NPO等）との意見交換	一般市民との意見交換	国や都道府県からの情報提供・説明会への参加	他自治体の先進事例の情報収集	他自治体との意見交換	他自治体への訪問・見学	有識者へのインタビュー	都道府県による連携会議への参加	他自治体（他市区町村）との連携に関する検討機会の設置	広報誌等での周知	その他
森林・緑地整備	29	83	25	57	7	8	5	69	33	15	3	0	20	7	13	0
木材利用	17	25	14	4	9	4	1	5	5	1	3	0	2	0	2	0
普及啓発	11	26	6	9	11	11	2	11	9	4	0	0	4	0	1	0
人材の確保・育成	3	19	5	10	5	9	1	9	6	1	1	0	3	2	1	0
システム構築	4	22	7	8	0	0	1	13	6	4	0	0	4	1	1	0
その他	1	3	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0
基金積立	14	16	6	1	1	2	0	6	2	0	0	0	2	0	0	0
計	79	194	65	89	33	35	10	114	62	25	7	0	35	10	19	0
全事業に占める割合	17%	42%	14%	19%	7%	8%	2%	25%	13%	5%	2%	0%	8%	2%	4%	0%

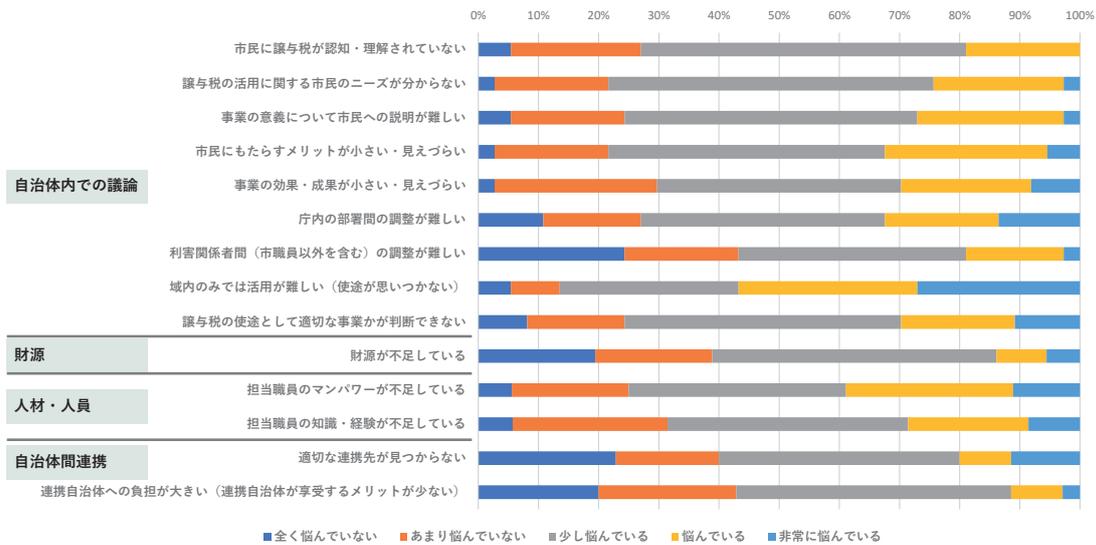
（出所）先進自治体等アンケート調査

使途検討に際しての課題について（図2-16、図2-17）、都市部自治体における大きな悩み<sup>16</sup>としては、「域内のみでは活用が難しい（使途が思いつかない）」が挙げられた（「非常に悩んでいる」及び「悩んでいる」の回答割合が57%）。一方で、利害関係者間の調整や財源、自治体間連携については、相対的に課題認識が低い結果となり（同割合がいずれも20%以下）、あくまでも既存取組の範囲内（既存事業に譲与税を充当）での運用が念頭に置かれていることが考えられる。地域内での活用に難しさを感じながらも、既存事業への充当以外の使途を検討しきれていない現状にあると考えられる。

山村部自治体では、大きな悩みとして人材・人員に関するものが顕著であり、「担当職員の知識・経験が不足している」「担当職員マンパワーが不足している」が挙げられた（ともに「非常に悩んでいる」及び「悩んでいる」の回答割合が73%）。山村部自治体における人員体制の不足が改めて確認された。

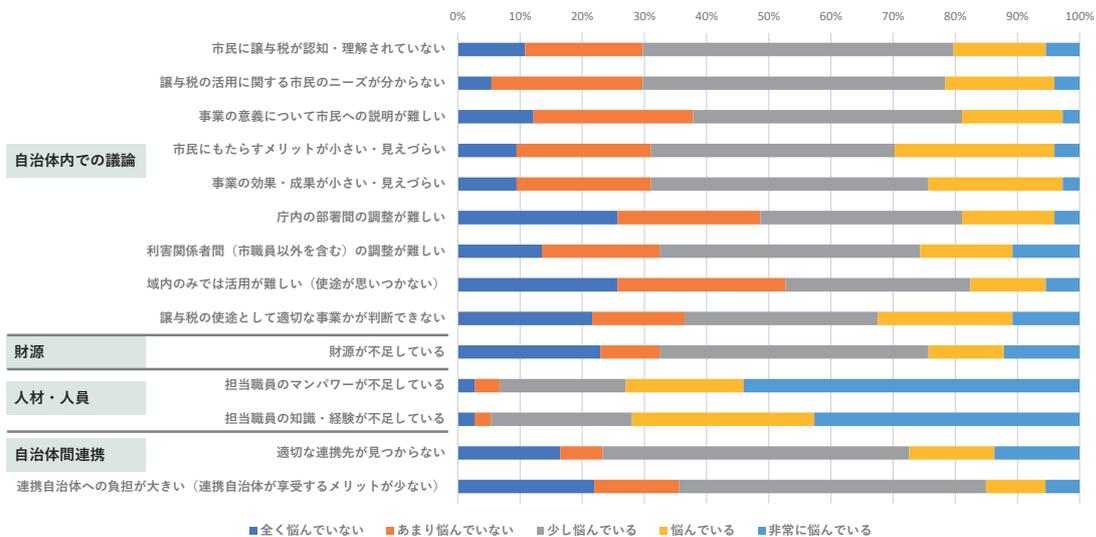
16 「非常に悩んでいる」及び「悩んでいる」の回答割合が高いものを大きな悩みとして選定した。

図 2-16：使途検討に際しての課題（都市部自治体）



(出所) 先進自治体等アンケート調査

図 2-17：使途検討に際しての課題（山村部自治体）



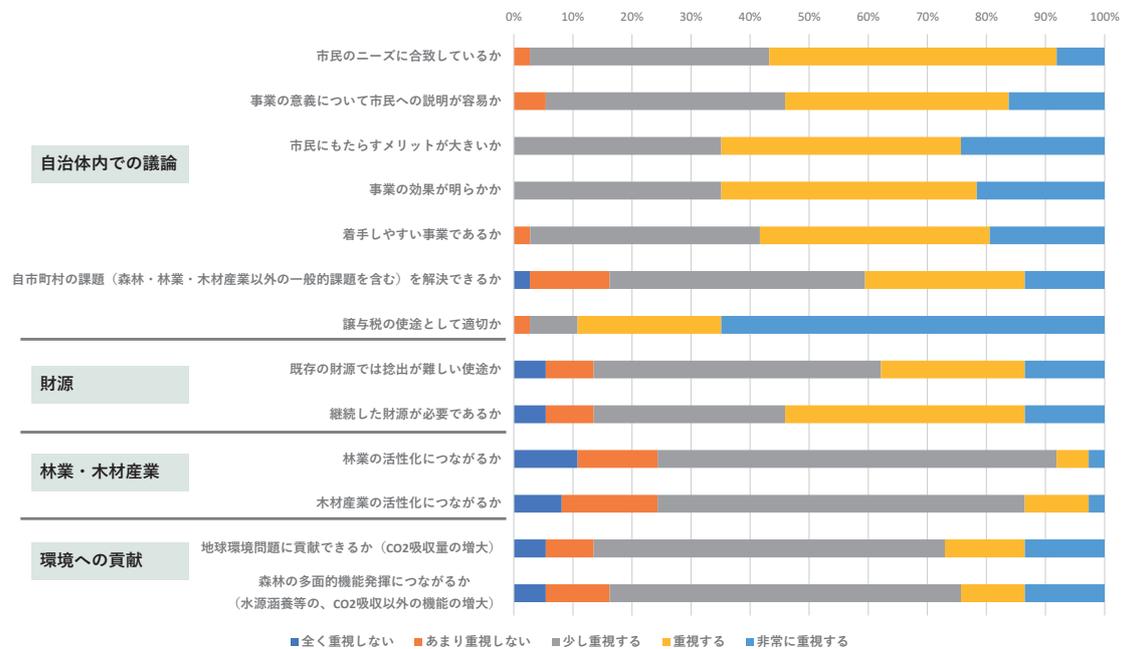
(出所) 先進自治体等アンケート調査

使途検討に際し重視する点について（図 2-18、図 2-19）、都市部自治体では、「非常に重視する」「重視する」の回答が多かったのは、「譲与税の使途として適切か」「事業の効果が明らかか」「市民にもたらすメリットが大きいか」等であった（「非常に重視する」及び「重視する」の割合が、それぞれ89%、65%、65%）。一方で、環境への貢献や林業・木材産業への寄与については相対的に重視されない結果となった（同割合がいずれも30%以下）。また、「既

存の財源では捻出が難しい用途か」についても相対的に重視されない結果となり（同割合が38%）、新たな用途検討があまり念頭に置かれていないことが伺えた。

山村部自治体では、「非常に重視する」「重視する」の回答が多かったのは、「譲与税の用途として適切か」であった（「非常に重視する」及び「重視する」の割合が86%）。その他の要素では、都市部自治体では重視されなかった林業・木材産業への寄与を含め、財源、住民への説明や事業効果について、広く重要視されていることが伺えた（同割合がいずれも49%以上）。一方で、連携事業の用途として検討されるCO<sub>2</sub>吸収量増大は相対的に重視されない結果となった（同割合が35%）。

図 2-18：用途検討に際し重視する点（都市部自治体）



(出所) 先進自治体等アンケート調査

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

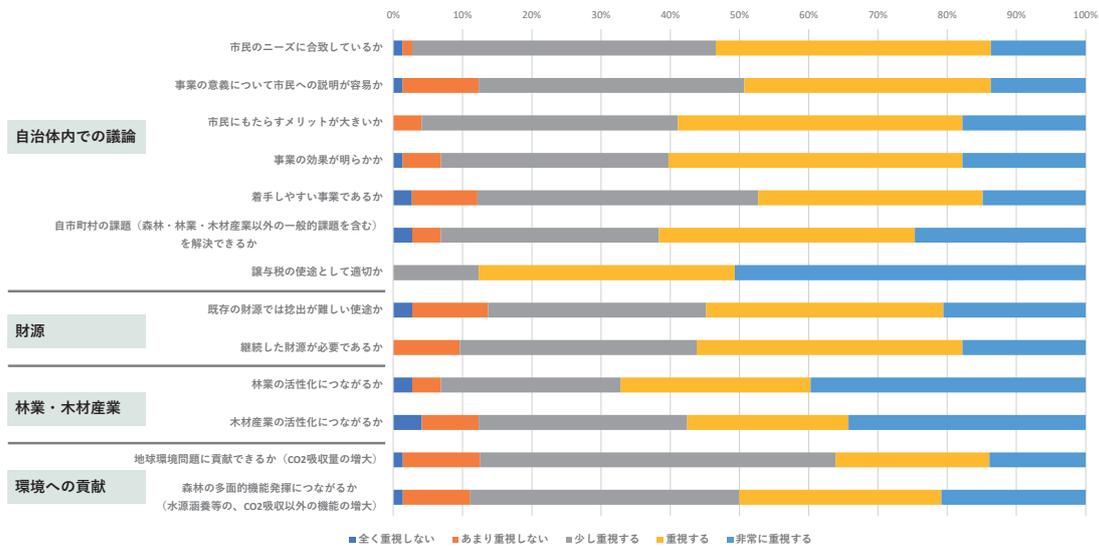
- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

図 2-19：使途検討に際し重視する点（山村部自治体）



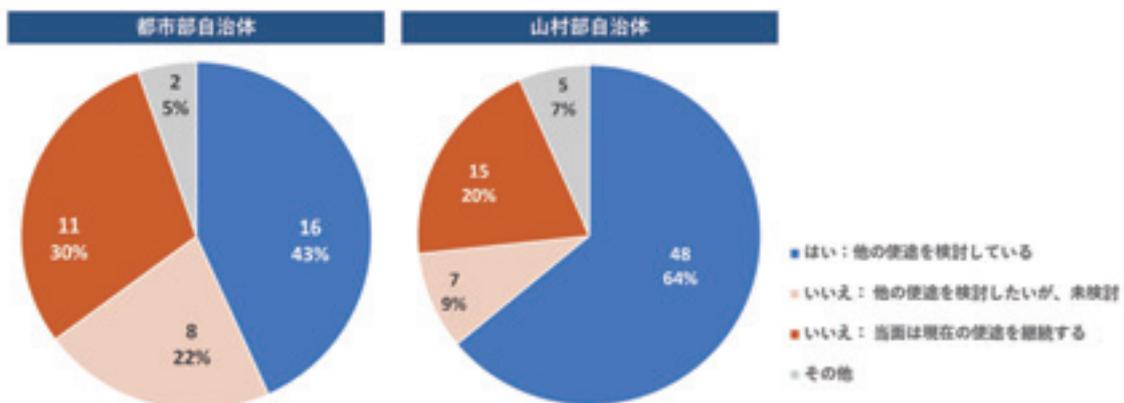
(出所) 先進自治体等アンケート調査

### 2.1.3 新たな使途の検討

新たな使途の検討に対する意向について（図2-20）、都市部自治体では、新たな使途の検討を行っている自治体は半分に満たない結果となった。「2019年度または2020年度に実施した事業以外の使途を検討している」と回答した自治体は16自治体（43%）であった。

山村部自治体では、都市部自治体とは対照的に、半数以上の自治体が他の使途を検討しているとの回答であった。「2019年度または2020年度に実施した事業以外の使途を検討している」と回答した自治体は48自治体（64%）であった。

図 2-20：新たな使途の検討に対する意向（先進自治体等）



(出所) 先進自治体等アンケート調査

## 2.1.4 自治体間連携

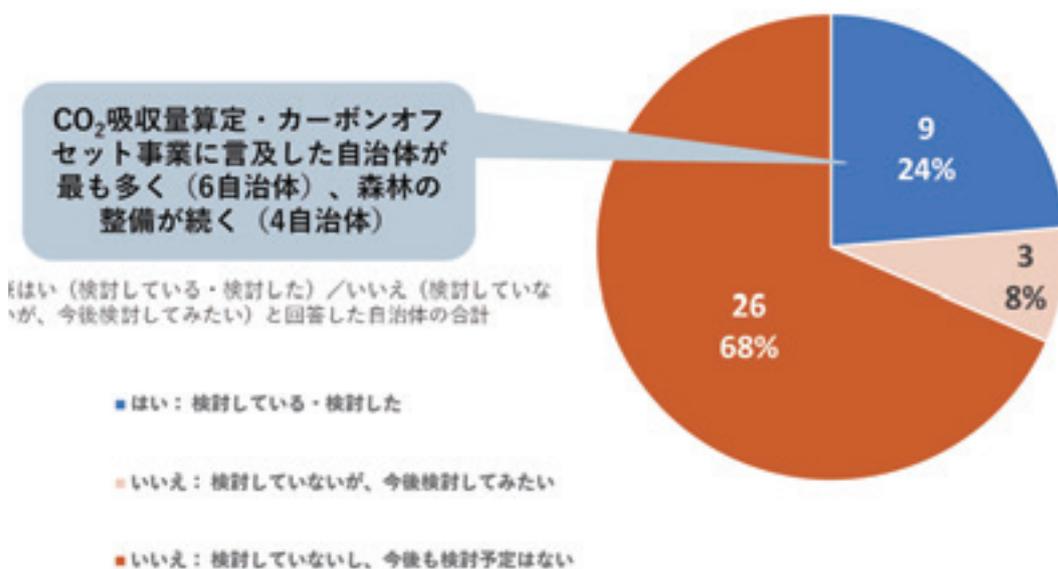
### (1) 自治体間連携に対する意向

自治体間連携に対する意向について尋ねたところ、都市部自治体と比較して山村部自治体の方が自治体間連携の意向が大きいという結果であった（[図 2-21](#)、[図 2-22](#)）。

都市部自治体では、自治体間連携を検討した・検討している・検討したいと回答した自治体は12自治体（32%）にとどまった。連携先としては、全ての自治体が山村部自治体との連携を希望していた。特に、姉妹都市・友好都市等の既存の繋がりを持つ自治体との連携を希望するケースや、同一都道府県内の自治体や水源林が位置する自治体を念頭に置くケース等、連携時の説明根拠を意識した回答が半数を占めた。

山村部自治体では、都市部自治体とは異なり、自治体間連携を検討した・検討している・検討したいと回答した自治体は約半数の35自治体（47%）となった。連携先の想定は[図 2-23](#)の通りであり、森林資源と都市地域の双方を併せ持つ自治体を除き、ほとんどの自治体が特別区を含む都市部自治体との連携を希望していた（想定される連携先を回答した自治体の97%）。このうち、姉妹都市・友好都市等との連携を希望するケースが半数程度を占めたが（同45%）、広く連携を募る自治体も確認された（同52%）。

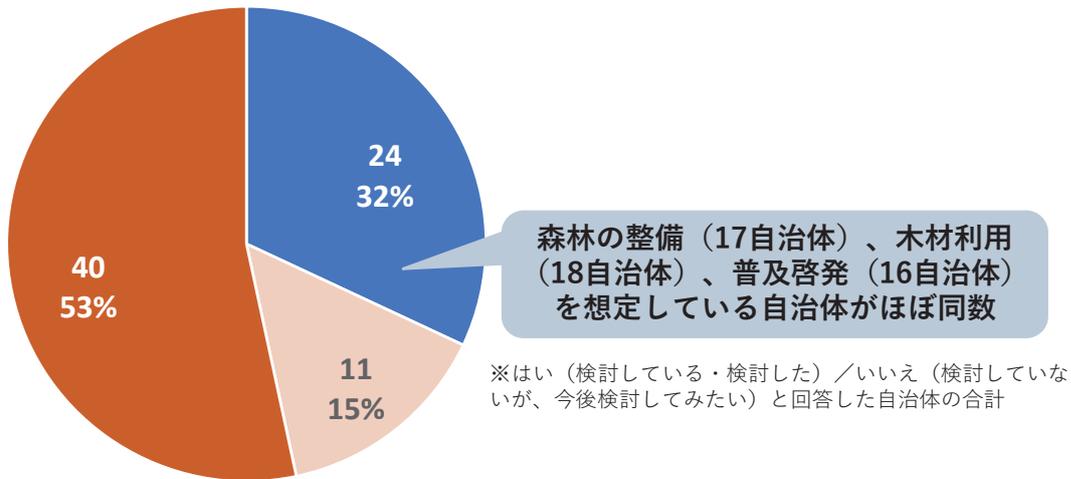
図 2-21：自治体間連携に対する意向（都市部自治体）



（注） 想定する連携事業の内容は、連携意向について「はい：検討している・検討した」及び「いいえ：検討していないが、今後検討してみたい」と回答した自治体について集計を行っている。

（出所） 先進自治体等アンケート調査

図 2-22：自治体間連携に対する意向（山村部自治体）



（注）想定する連携事業の内容は、連携意向について「はい：検討している・検討した」及び「いいえ：検討していないが、今後検討してみたい」と回答した自治体について集計を行っている。複数の事業内容を回答した自治体が存在するため、両者の合計は一致していない。

（出所）先進自治体等アンケート調査

図 2-23：連携先の意向（山村部自治体）



（出所）先進自治体等アンケート調査

以上から、連携先について、都市部自治体は山村部自治体と、山村部自治体は特別区を含む都市部自治体と連携する意向を示したことが分かった。多くの自治体が友好都市協定や災害協定といった既存連携のある自治体との連携を想定していたが、特別区を含む都市部自治体との新たな連携を模索する山村部自治体も一定数見られた（図 2-23）。

想定する連携事業の内容は多岐にわたるが、都市部自治体ではCO<sub>2</sub>吸収量算定・カーボン・オフセット事業への言及が多い一方で（12自治体中6自治体）、

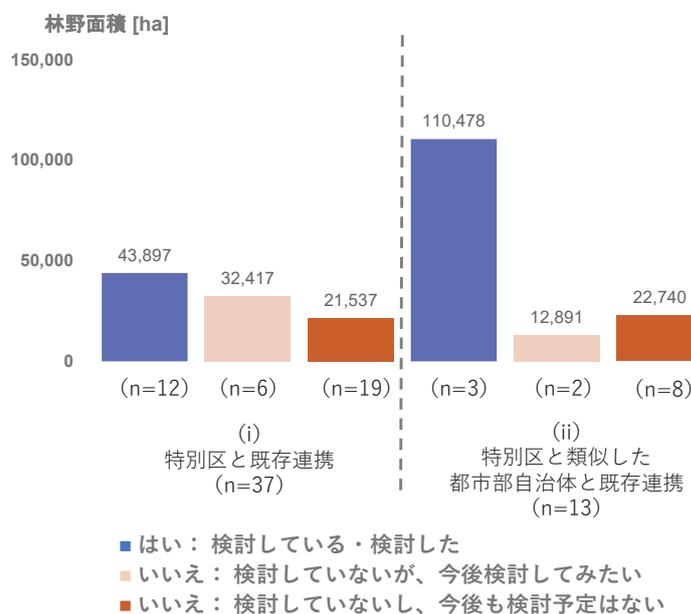
山村部自治体における関心は森林の整備（35自治体中17自治体）、木材利用（35自治体中18自治体）、普及啓発（35自治体中16自治体）と幅広く、両者のニーズにミスマッチが生じている可能性が考えられた。

## (2) 都市部自治体との連携を模索する山村部自治体の特徴

都市部自治体との連携を希望した山村部自治体の特徴について調べるために、林野面積と人口の観点から分析を行った。分析は、アンケート対象である山村部自治体のうち、(i) 特別区と姉妹都市・友好都市等の既存連携<sup>17</sup>を行っている山村部自治体（37自治体）、(ii) 特別区と類似した都市部自治体<sup>18</sup>と姉妹都市・友好都市の既存連携を行っている山村部自治体（13自治体）について実施した。

上記 (i) (ii) の自治体それぞれについて、連携意向に対する回答内容別<sup>19</sup>に2015年度林野面積及び2015年度人口<sup>20</sup>の平均値を比較すると、連携に前向きな意向を示した自治体ほど、林野面積が大きく（図2-24）、人口が少ない傾向が確認された（図2-25）。林野面積が大きな自治体ほど森林資源の活用ニーズが高く、また人口が少ない小規模な自治体ほど連携に際した庁内調整等の意思決定が図りやすいために、連携に前向きとなりやすい可能性が考えられる。

図 2-24：連携意向と林野面積との関係（山村部自治体）



(注) nは回答数（サンプル数）を示す。

(出所) 先進自治体等アンケート調査

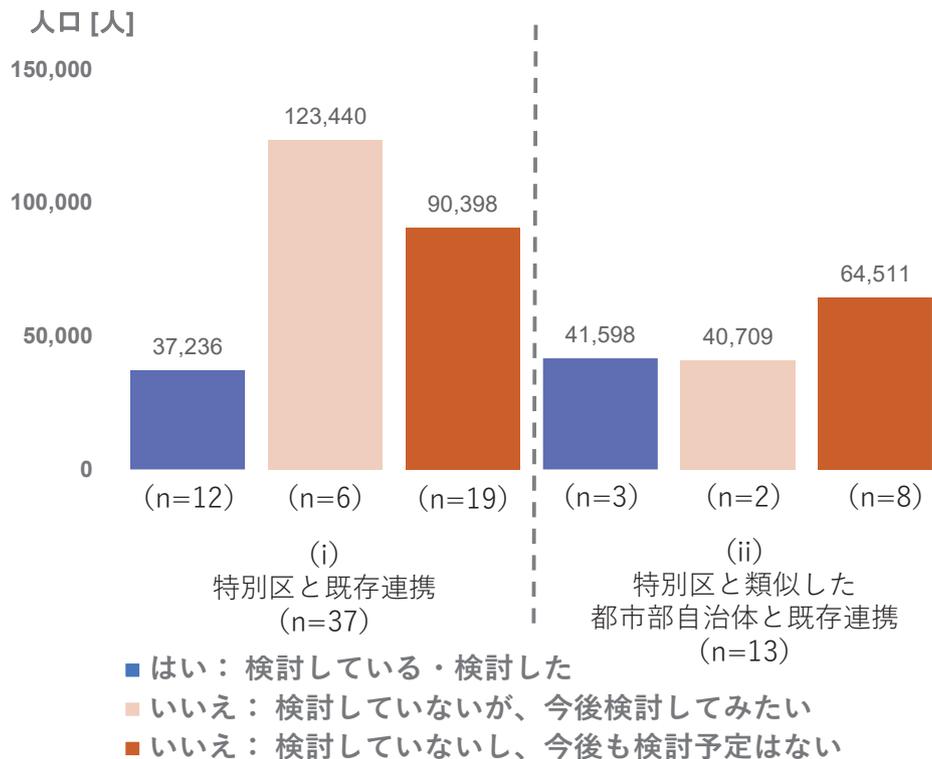
17 研究会参加区と姉妹都市・友好都市以外の連携を行っている山村部自治体も追加。

18 東日本に位置する自治体のうち、2019年度の譲与額8,000千円以上、私有林人工林100ha以下の自治体を抽出。

19 連携意向について、「はい：検討している・検討した」、「いいえ：検討していないが、今後検討してみたい」、「いいえ：検討していないし、今後も検討予定はない」の選択肢で問うた。

20 林野面積は2015年度農林業センサス（農林水産省）、人口は平成27年度国勢調査（総務省）の値を用いた。

図 2-25：連携意向と人口との関係（山村部自治体）



(注) nは回答数（サンプル数）を示す。  
 (出所) 先進自治体等アンケート調査

### (3) 自治体間連携を検討するにあたっての課題認識

自治体間連携を検討するにあたっての課題について（表2-8）、都市部自治体では、山村部自治体との連携意義や事業の効果に関する説明等、市民からの理解が課題として挙げられていた。

山村部自治体においては、連携を検討・協議する足がかりが無い等、ニーズ把握やきっかけづくりといった体制づくり（ヒト）に関する課題についての言及が多かった。加えて、都市部自治体における市民理解の難しさについてもよく挙げられており、都市部側の課題を山村部も認識していることが伺えた。また、事業地の選定や安定した木製品の供給体制といった用途内容（モノ）に関する課題への言及も多くみられた。

表 2-8：自治体間連携を検討するにあたっての課題認識（先進自治体等）

	自治体間連携を検討するにあたっての課題
都市部自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連携先の選定にあたり、連携先として市民に説明できるかが課題。また、他都市部自治体との競争もあり得る。</li> <li>■ 山村部自治体の森林をなぜ都市部自治体の財源を充てて整備する必要があるのか、説明を行う必要があるが、なぜその自治体と連携するのか、事業効果などの説明が難しい。</li> <li>■ 連携先候補を決定したとしても、連携先の自治体で事業の目的に合う森林を見つけられるかという課題もある。</li> <li>■ 山村部自治体との相互交流イベントの際に、森林のない都市部自治体側で何を開催するか。</li> </ul>
山村部自治体	<p>(域内の調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業地に適している森林の選定。適地が市町村有林であれば特に問題はないが、民有林である場合には所有者の意向も確認しつつ進める必要があり、調整が難しくなる。</li> <li>■ 一方で、市町村有林を対象とした場合、内容次第では譲与税の対象ではなくなってしまう可能性もあり、判断が難しい。</li> <li>■ アクセス道が狭いことやトイレが無い等、受け入れ体制に課題がある。</li> <li>■ 森林整備では住民・議会の理解、通年管理に対する人手の確保が課題である。</li> <li>■ 木材利用では、運搬・加工のコスト、一定量を期日までに納品できる人材やシステムを導入できるかが課題である。また、木製玩具のデザインや配布方法も課題である。</li> </ul> <p>(他自治体との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ フィールドや素材として当市町村の森林を提供したいという思いはあるが、都市部とのマッチングの機会がない。</li> <li>■ 当市町村から自治体間連携を働きかけるうえで、譲与税使途の担当部署がわからない。</li> <li>■ 安定的な木材供給先となる都市部自治体を模索しているが、協定や特別な関係性がない限り「木材調達先の地域指定はできない」こととなり、話が進まない。</li> <li>■ 連携先自治体との連携理由の説明が難しい。</li> <li>■ 連携先におけるニーズの把握、需給調整、連絡調整が課題である。</li> </ul>

(注) アンケート回答を、意味が変わらない範囲で一部改変のうえ掲載。

(出所) 先進自治体等アンケート調査

## 2.2 先進自治体等ヒアリング調査

### 2.2.1 ヒアリング先の選出

アンケート調査を通じて、特別区を含む都市部自治体との連携可能性が確認された山村部自治体等を対象として、譲与税活用の現状と課題や自治体間連携の意向について、より詳細なヒアリング調査を実施した。ヒアリング先の主な選定基準は下記の通りである。

- ➡特別区を含む都市部自治体との連携に前向きである
- ➡複数の事業メニューを積極的に検討している
- ➡自治体間連携に際した各課題について詳細情報を得られる

ヒアリング調査の対象となった6自治体の選定理由を表2-9に示す。

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

表 2-9：ヒアリング対象自治体の選定理由

ヒアリング対象	選定理由
自治体A	■ 友好都市等の既存連携の有無に関わらず、特別区を含めた都市部自治体との連携意向を有する。森林環境教育の場の提供、木材・木材製品の提供など、複数のメニューを検討している。
自治体B	■ 友好都市等との連携を検討している。森林整備、木材・木材製品の提供、森林環境教育の場の提供など、複数のメニューを検討している。
自治体C	■ 森林資源と都市域の双方を有しており、都市部・山村部の現状や課題を把握している。都道府県内の山村部自治体との連携を模索したが、域外自治体への譲与税拠出に関する説明がつかず頓挫したとのことで、事業の困難性も含め課題等について聴収できる。
自治体D	■ 友好都市等の既存連携の有無に関わらず、特別区を含めた都市部自治体との連携意向を有する。森林整備、森林環境教育の場の提供、カーボン・オフセット事業など、複数のメニューを検討している。
自治体E	■ 特別区と既に連携を実施している等、受入環境が整備されており、特に普及啓発について柔軟なメニュー構築が可能である。都道府県と県内自治体とが協働し、県外自治体との連携拡大を図る方針を打ち出している。
自治体F	■ 友好都市等との連携を検討している。市の事業を活用し、連携想定先である都市部自治体のニーズの把握に取り組んでいることから、特にモノに関する課題について参考となり得る。

(出所) 先進自治体等ヒアリング調査

## 2.2.2 譲与税活用の現状と課題・今後の見通し

ヒアリング自治体における譲与税の主な用途としては、森林経営管理制度の実施に向けた取組（意向調査、森林の現況調査等）が挙げられた。また、森林整備以外の用途も含め、譲与税導入を契機とした新規事業を立ち上げている自治体が多くみられた（表 2-10）。

表 2-10：森林環境譲与税活用の現状と課題・今後の見通し

譲与税活用の現状・今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林整備の推進、担い手確保・育成、地域材ブランド化事業</li> <li>■ バイオマス事業への着手と譲与税開始のタイミングが合致し、バイオマス関連事業を中心に活用。チップ生産設備等を備えた木材活用拠点を整備中。</li> <li>■ 森林の現況調査、森林に関する普及啓発事業、公共施設の木質化等</li> <li>■ 森林経営管理制度に向けた意向調査</li> <li>■ 航空レーザーによる測量、地域材を活用した工作キットの開発を実施。今後は測量データに基づき、森林整備や林業の担い手確保を進めたい。</li> </ul>
課題	<p>（ヒト（体制））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 林業関係の専門採用がなく、専門職員が不在のためマンパワーが課題。</li> <li>■ 森林部署としては山側の事業（林業等）に重点を置きたいが、他部署では市民の目に見えるという点で都市部施設の木質化に重点を置きたい意向。両者のバランスをどう取るか。</li> <li>■ 譲与税の活用方針がないことが課題と認識しており、次年度中に整備予定。</li> </ul> <p>（モノ（内容））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治体間連携に向けては庁内向けの明確な説明が必要。</li> <li>■ 2024年の譲与税徴収開始以降、市民の目が厳しくなることを懸念。住民への説明責任を果たしていくことが必要と考えている。</li> <li>■ カーボン・オフセット事業は費用対効果が小さい。</li> </ul> <p>（カネ（費用））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所有者不明等の課題で意向調査が難航。予算を消化しきれていない。</li> </ul>

(出所) 先進自治体等ヒアリング調査

## 2.2.3 自治体間連携に対する意向

### (1) 連携先

友好都市等の既存連携先が着手しやすいとしつつも、これに関わらず連携したいという意向を持つ自治体が多くみられた。周辺の山村部自治体同士の連携については、可能・困難のいずれもの回答があり、自治体により意見が分かれる結果となった（表2-11）。

表 2-11：連携先の意向と課題

連携先の意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既に連携実績がある自治体との連携を強化する方針が現実的であるが、強い繋がりを有しているわけではなく、来るもの拒まずの姿勢である。</li> <li>■ 単年ではなく継続して連携できる自治体が望ましい。既存連携の有無は問わない。</li> <li>■ 周辺市町村を巻き込んだ連携が求められている。山村部：都市部＝多：多の連携もあり得る。</li> <li>■ 山村部自治体同士の連携により、検討可能な事業メニューも増えると考えられる。</li> <li>■ 近隣自治体が既に連携を行っている都市部自治体もあり、一定のすみ分けは必要。</li> <li>■ 都道府県主導のもと、友好都市との譲与税に関するマッチングが行われている。</li> <li>■ 域内を流れる河川流域の自治体との連携が望ましいのではないかと。</li> </ul>
課題	<p>(ヒト (体制))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市部のニーズを聞きながら幅広く検討したい一方で、既存協定のある都市部自治体との連携を優先したいという思いもある。</li> <li>■ 複数の山村部自治体がまとまる可能性はゼロではないが、現実的には難しい。</li> <li>■ 個別自治体との協定数が増えると煩雑になるため、複数自治体がまとまった団体と連携できると望ましい。</li> </ul> <p>(モノ (内容))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別区を含めた都市部自治体のニーズを知りたい。ただし、ニーズを受けても確実に実行可能とは限らないため、気軽に聞ける窓口があると良い。</li> <li>■ どの自治体とコンタクトを取ればよいか分からない。連携意向のある自治体の紹介や事業内容の相談等ができる窓口があると望ましい。</li> <li>■ 流域単位の連携の場合、複数の都道府県にまたがるため、都道府県の協力が必要。また、一部自治体が不参加となった場合、連携が実現しづらいことが考えられる。</li> </ul>

(注) 複数の自治体から回答のあった内容について、太字で示す。

(出所) 先進自治体等ヒアリング調査

### (2) 連携内容

連携内容の意向と課題について（表2-12）、現時点では具体的にイメージしづらく、特別区を含む都市部自治体のニーズを把握したうえで検討したいとの意見が多く聞かれた。また、複数の事業メニューを検討している自治体であっても、各自治体において優先順位の高い事業メニューの想定を有している場合が多くみられた。既に事業経験を有するメニューや事業地の想定が得られているメニューについては具体的な連携意向も聞かれた一方で、カーボン・オフセット事業を中心として、事業経験を有する自治体が少ないメニューについては具体的な検討に至っているケースは少なかった。また、域内の担い手不足が事業メニューのボトルネックとなる可能性も示唆された。

表 2-12：連携内容の意向と課題

<p>連携内容の意向</p>	<p>(森林整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 間伐体験（民有林も含め候補地を検討）。</li> <li>■ 市有林を都市部自治体の譲与税で整備できると望ましい。体験フィールドとしての提供も可能。</li> <li>■ 流域の山村部自治体の森林整備を支援して、防災等の便益を享受。</li> </ul> <p>(木材利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 域内の加工所と連携した木製品提供。数百個規模であれば可能。</li> <li>■ 木材販売拡大の優先順位が高いが、複数メニューの提供も前向きに検討したい。</li> </ul> <p>(普及啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林セラピー基地での体験提供。</li> <li>■ 現状実施している木育に加え、森林環境教育を実施したい。</li> <li>■ 木材活用拠点をを使用した連携。自然体験の場の提供、森林環境教育の受け入れは可能。宿泊の受け入れ規模は最大150名程度。</li> <li>■ 他部署と連携し、林業に限らない交流イベントを実施したい。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都道府県の吸収量認証制度があり、カーボン・オフセット事業の優先度が高い。</li> </ul>
<p>課題</p>	<p>(ヒト（体制）)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築用材提供の場合、一定の材積が求められることから近隣自治体との連携が必要（連携はおそらく可能）。</li> <li>■ 都市部自治体におけるカーボン・オフセットに対するニーズが高いことは承知しているが、労働力の課題があり予算があったとしても対応可能性は不明である。</li> <li>■ 木材販売について、地域指定できないとの理由でとん挫した経験がある。</li> </ul> <p>(モノ（内容）)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自市へのメリットを庁内で説明することが最大の課題。</li> <li>■ 都市部側のニーズとの調整の必要性を実感。</li> <li>■ アーティストによる木材加工も行うが、一点物の製作となるため都市部自治体との連携事業にはそぐわない可能性がある。</li> </ul>

(出所) 先進自治体等ヒアリング調査

### (3) 連携に向けたプロセス

連携に向けたプロセスの意向と課題について、表 2-13 に示す。

小規模な自治体ほどスピーディーな対応が可能との回答であった。山村部側の費用負担が無い場合には比較的早期に準備可能であるが、協定締結や山村部側の事業費負担等が生じる場合には、議会や予算編成の時期が検討スケジュールに影響するとのことであった。都市部側との連携に際しては、連携意向はあるもののアプローチ先が分からないという意見が多く挙げられた。

表 2-13：連携プロセスの意向と課題

自治体間連携に向けたプロセス	<p>(費用負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市部側が事業費を負担することが望ましいが、事業の内容等による。山村部自治体側のメリットが明確であれば費用負担の可能性がある。森林環境教育事業であれば、都市部側が交通費・宿泊費を、山村部側が受け入れの準備費用を拠出する等が考えられる。</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業メニューを提案いただき、実施可能性を持ち帰って検討する流れが想定される。</li> <li>■ プログラムがある程度定まっており、山村部自治体側の費用負担がないケースであれば数カ月程度で準備可能ではないか。</li> <li>■ 譲与税以外も絡む事業の場合は庁内の連携担当部署等との調整も必要になる。譲与税に限った場合は、木製品の調達であれば事業規模にもよるが開始まで1年程度ではないか。</li> </ul> <p>(協定等の締結)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業内容に基づく協定等が締結されていた方が、庁内説明の観点から望ましい。</li> <li>■ 正式な協定を締結するには議会の承認・議決事項となるため、議会のタイミングに依存する。一方で、協定が不要かつ山村部側の費用負担がない場合は、スピーディーな対応が可能。</li> </ul>
課題	<p>(ヒト (体制))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ アプローチ可能な都市部側の窓口が分からない。</li> <li>■ 実際に事業運営を担う域内の民間事業者や森林組合に積極姿勢になってもらうことが必要。</li> </ul> <p>(カネ (費用))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山村部側の費用負担がある場合は予算計上が必要なので、1年以上前に協議開始が必要。</li> <li>■ 協議会が資金管理をするか否かといった詳細の検討が必要。</li> </ul>

(注) 複数の自治体から回答のあった内容について、太字で示す。

(出所) 先進自治体等ヒアリング調査

## 3 特別区における譲与税活用の傾向および特徴

### 3.1 特別区アンケート調査

以下、特別区に対するアンケート調査の結果に基づき記載する（アンケートは全23区から回収）。

#### 3.1.1 これまでの譲与税の活用状況

特別区における譲与税活用事業の合計は、2019年度50件、2020年度55件との回答であった（基金積立を含む）。うち、自治体間連携はいずれの年度も15件であった（表2-14）。

事業内容としては、木材利用（例：公共施設整備における木質化等の木材利用）が最も多く（23件、46%）、次いで普及啓発（例：連携自治体での森林体験、普及啓発パンフレットの作成）（11件、22%）、森林・緑地整備（例：連携自治体の森林整備、自区の緑地整備）が多かった（8件、16%）<sup>21</sup>。自治体間連携

21 事業件数は2019年度の値を示す。

については、森林・緑地整備や普及啓発、カーボン・オフセット事業で多く見られた。

基金積立については、アンケートでは4件との回答であったが、実際には7区（特別区全体の30%）が基金を設置しており、このうち2019年度に全額を積み立てたのは3区であった<sup>22</sup>。

事業費に占める譲与税の割合は、年度によって差異があるものの50%を切る使途も多くみられた。とくに木材利用については、2019年度における譲与税の充当割合は2.8%と、施設整備費用のごく一部として譲与税が充当されていることが分かる。一方で、森林・緑地整備への充当割合が低いことは、既存の連携を活用していることに起因する可能性もある。事業件数のうち、譲与税導入により新規に実施された事業の数は、2019年度、2020年度とも非常に少ない結果となり（全体の8%（2019年度）、13%（2020年度））、このことから既存事業の一部に譲与税が充当されていることが伺えた。

表 2-14：森林環境譲与税の活用状況（特別区）

譲与税の使途	2019年度						2020年度					
	事業件数	うち 新規事業	事業費 [千円]	うち譲与 税充当額 [千円]	譲与税の 割合	自治体間 連携	事業件数	うち 新規事業	事業費 [千円]	うち譲与 税充当額 [千円]	譲与税の 割合	自治体間 連携
森林・緑地整備	8	0	118,313	21,980	18.6%	4	10	0	143,409	40,704	28.4%	3
木材利用	23	3	6,835,332	191,082	2.8%	1	28	6	12,991,284	390,759	3.0%	4
普及啓発	11	1	89,194	48,968	54.9%	7	6	0	413,633	82,479	19.9%	3
人材の確保・育成	1	0	2,636	2,636	100.0%	0	2	0	11,150	11,143	99.9%	1
システム構築	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0
その他	3	0	28,487	15,425	54.1%	3	3	0	36,352	28,369	78.0%	3
基金積立	4	0	87,887	54,876	62.4%	0	6	1	143,967	121,703	84.5%	1
計	50	4	7,161,849	334,967	4.7%	15	55	7	13,739,795	675,157	4.9%	15

(注1) 金額について、決算額が分かるものは決算額、不明な場合は予算額。

(注2) その他に分類された事業は、すべてカーボン・オフセット事業。

(出所) 特別区アンケート調査

### 3.1.2 譲与税の使途の検討

譲与税の使途検討プロセスについて（表2-15）、庁内財政部局による判断が43件（80%）と最も多く、続いて庁内職員間（部署横断）での意見交換が30件（56%）、庁内職員間（部署内）での意見交換が23件（43%）となっており、事業の分類によらず多くの場合、庁内での検討により使途が決定されることが明らかとなった。特に財政部局の判断が大きな影響を与えていることが確認された。一方で、関係団体や区民との意見交換は、行われていないという回答であった。

22 余剰金の積立を事業とみなすかの判断が分かれたために、アンケート調査の結果が実際の事業数と異なると考えられる。

表 2-15：譲与税の用途検討プロセス（特別区）

事業の分類		森林・ 緑地整備	木材利用	普及啓発	人材の 確保・育成	システム 構築	その他	基金 積立	計	
事業件数		10	28	6	2	0	2	6	54	
検討 プロセス	自治体内 での議論 機会の 設置	庁内財政部局による判断	100%	79%	67%	50%	-	100%	67%	80%
		庁内職員間（部署内）での意見交換	40%	39%	67%	0%	-	50%	50%	43%
		庁内職員間（部署横断）での意見交換	50%	50%	83%	0%	-	50%	83%	56%
		森林組合・林業事業者との意見交換	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%
		製材事業者等の木材産業界との意見交換	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%
		その他団体（教育関係者・NPO等）との意見交換	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%
		一般市民との意見交換	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%
	情報収集	国や都道府県からの情報提供・説明会への参加	0%	21%	50%	0%	-	50%	33%	22%
		他自治体の先進事例の情報収集	10%	25%	50%	0%	-	0%	17%	22%
		他自治体との意見交換	10%	7%	17%	0%	-	0%	0%	7%
		他自治体への訪問・見学	0%	4%	0%	0%	-	50%	0%	4%
		有識者へのインタビュー	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%
	自治体間 連携	都道府県による連携会議への参加	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%
		他自治体（他市区町村）との連携に関する検討機会の設置	0%	0%	17%	0%	-	0%	0%	2%
	その他	広報誌等での周知	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%
その他		0%	0%	17%	50%	-	0%	0%	4%	

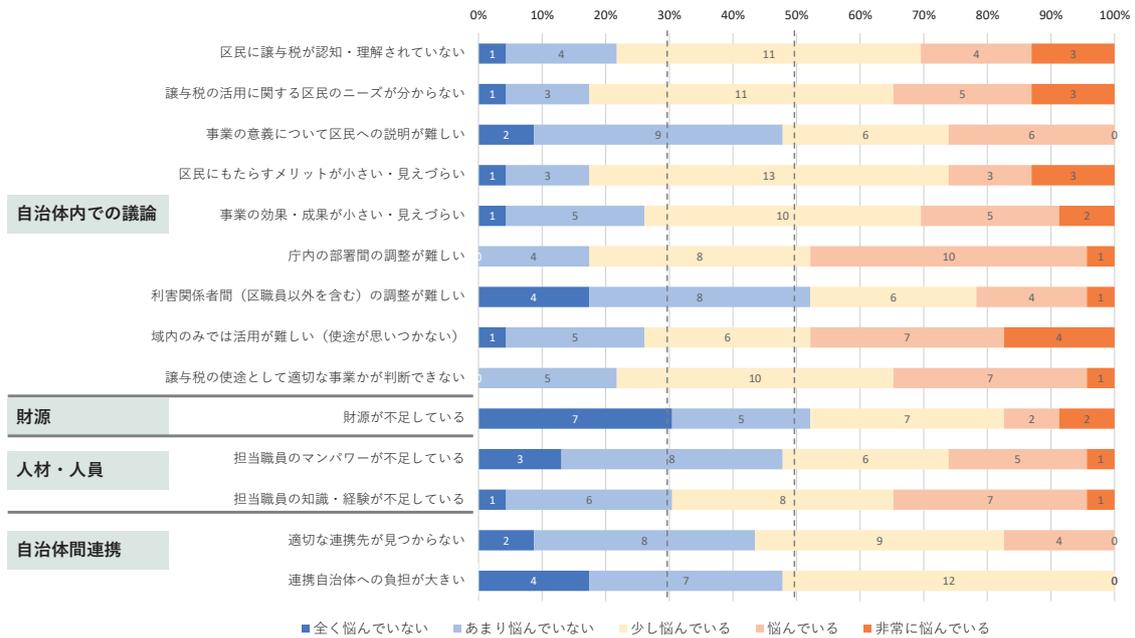
(注) 表中の割合は、当該事業分類に区分される事業（例えば森林・緑地整備であれば10件）のうち、検討プロセスとして用いられた事業数の割合を示す。

(出所) 特別区アンケート調査

用途検討に際しての課題について（図 2-26）、特別区における比較的大きな悩み<sup>23</sup>としては、「庁内の部署間の調整が難しい」「域内のみでは活用が難しい（用途が思いつかない）」が挙げられた（「非常に悩んでいる」及び「悩んでいる」の回答割合がともに48%）。一方で、財源や自治体間連携については、相対的に課題認識が低い結果となった。既存事業への譲与税の充当が多く（表 2-14）（同割合がいずれも20%以下）、新たな用途の検討に乏しい現状を反映していると考えられる。

23 「非常に悩んでいる」及び「悩んでいる」の回答割合が高いものを大きな悩みとして選定した。

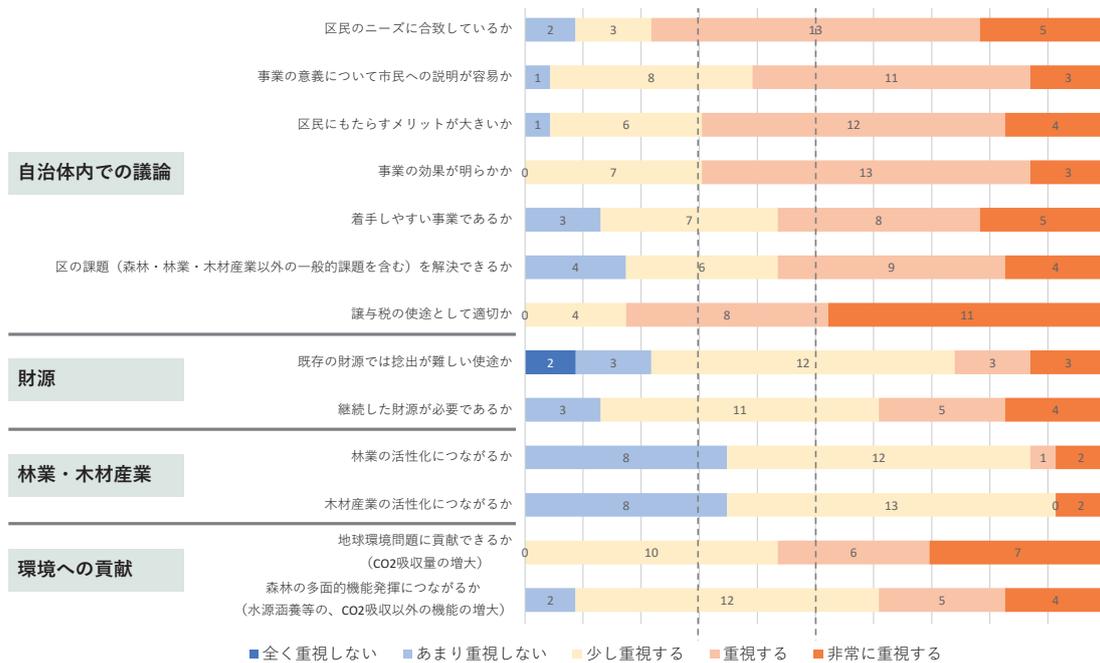
図 2-26：使途検討に際しての課題（特別区）



(出所) 特別区アンケート調査

使途検討に際し重視する点について（図 2-27）、特別区において「非常に重視する」「重視する」の回答が多かったのは、「譲与税の使途として適切か」「区民のニーズに合致しているか」等であった（「非常に重視する」及び「重視する」の割合が、それぞれ83%、78%）。また、環境への貢献は重視されている一方で（同割合57%）、林業・木材産業の活性化は相対的に重視されない結果となった（同割合がいずれも20%以下）。森林を持たない特別区の特徴が表れたものと考えられる。

図 2-27：使途検討に際し重視する点（特別区）



(出所) 特別区アンケート調査

### 3.1.3 新たな使途の検討

新たな使途の検討に関する意向について（図 2-28）、新たな使途を検討している区は 8 区（35%）にとどまり、半数以上の区が当面は現在の使途を継続するとの回答であった。実施もしくは検討している使途としては、木材利用（特に公共施設）、普及啓発（森林環境教育等）が高い割合を占めた。特に「公共施設における木質化の推進・補助」については、回答した区の 70% が実施中と回答した（「検討あり」が 17%、「検討せず」が 13%）。

今後の使途としてのポテンシャルを有するのは、「公園・緑地の整備」「木製品の提供」「カーボン・オフセット事業」と考えられた（「実施中」と回答した区よりも「検討あり」と回答した区が多い項目）。また、特に自治体間連携のポテンシャルは、森林整備、森林環境教育や体験活動、カーボン・オフセット事業等において認められた（「実施中」及び「検討あり」と回答した自治体のうち、自治体間連携を検討したと回答した自治体の占める割合が高い項目）（表 2-16）。

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

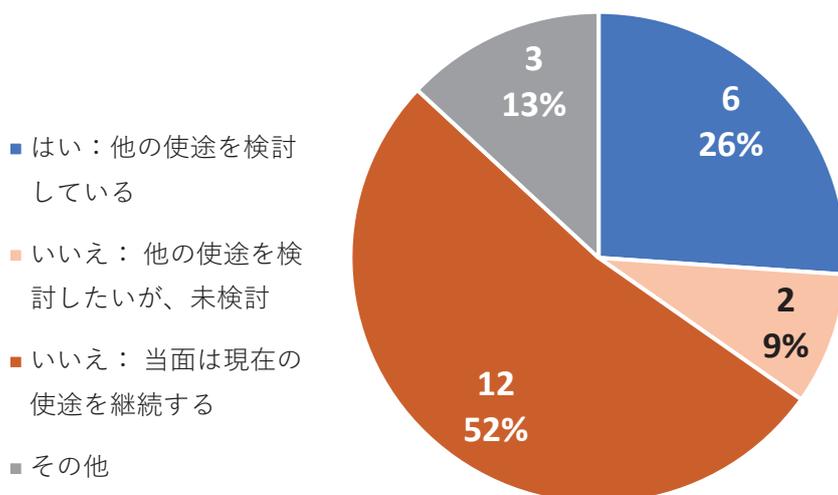
- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

図 2-28：新たな用途の検討に関する意向（特別区）



(出所) 特別区アンケート調査

表 2-16：特別区におけるこれまでの用途検討内容

		実施中	検討あり	検討せず	自治体間連携
森林・緑地整備	森林の整備（間伐、荒廃森林の整備、作業道の整備／等）	26%	17%	57%	80%
	小規模森林の整備（屋敷林・川辺林等を対象）	4%	0%	96%	0%
	公園・緑地の整備	4%	9%	87%	0%
	その他の森林・緑地整備	4%	0%	96%	0%
木材利用	公共施設における木質化の推進・補助	70%	17%	13%	15%
	民間施設における木質化の推進・補助	4%	0%	96%	100%
	その他の木材利用	17%	4%	78%	0%
普及啓発	木製品の提供	4%	26%	65%	29%
	森林環境教育・体験活動等の充実	35%	30%	35%	47%
	地域材（国産材）の利用拡大に向けたイベント開催	9%	0%	91%	50%
	その他の普及啓発	9%	0%	91%	50%
人材の確保・育成	森林・林業・木材産業の担い手育成	13%	0%	87%	33%
	就労環境改善・資格取得支援	0%	0%	100%	-
	林政アドバイザー等の雇用	0%	4%	96%	0%
	その他の人材の確保・育成	4%	0%	96%	0%
システム構築	森林GISの整備	0%	0%	100%	-
	レーザー測量等の実測調査	0%	0%	100%	-
	その他のシステム構築	0%	0%	100%	-
その他	CO2吸収量算定、カーボン・オフセット事業	17%	26%	52%	80%
	森林に関する調査（利用実態調査等。測量調査を除く）	0%	0%	100%	-
	その他の用途	4%	0%	96%	0%

(注1) 「実施中」「検討あり」「検討せず」は、23区のうち回答した区の割合。

(注2) 「自治体間連携」の割合は、「実施中」「検討あり」と回答した区のうち自治体間連携を検討した区の割合。

(出所) 特別区アンケート調査

### 3.1.4 自治体間連携

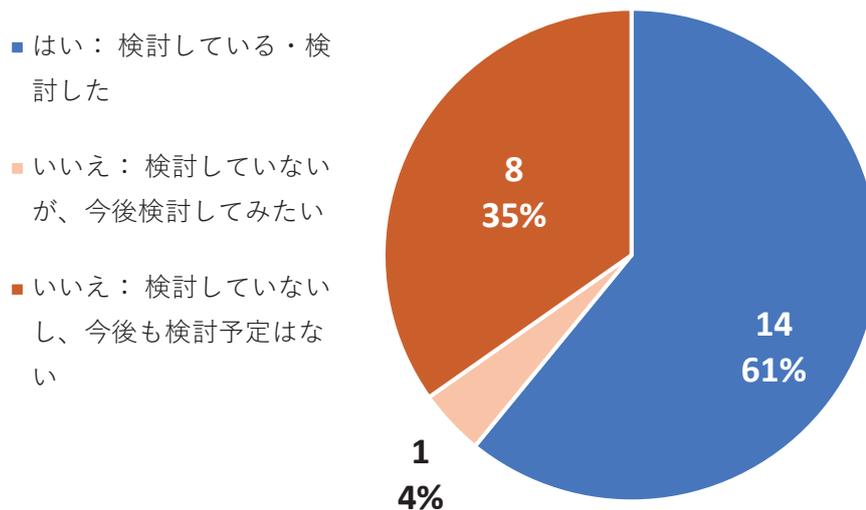
#### (1) 自治体間連携に対する意向

前述の通り、既存の自治体間連携事業は、13区による全15事業（2019、2020年度とも）である。自治体間連携を検討した・検討している・検討したいと回答した区は15区であった（図2-29）。

連携を検討したい取組としては、森林整備（5自治体）、木材利用（4自治体）、普及啓発（6自治体）、カーボン・オフセット（4自治体）が挙げられた。

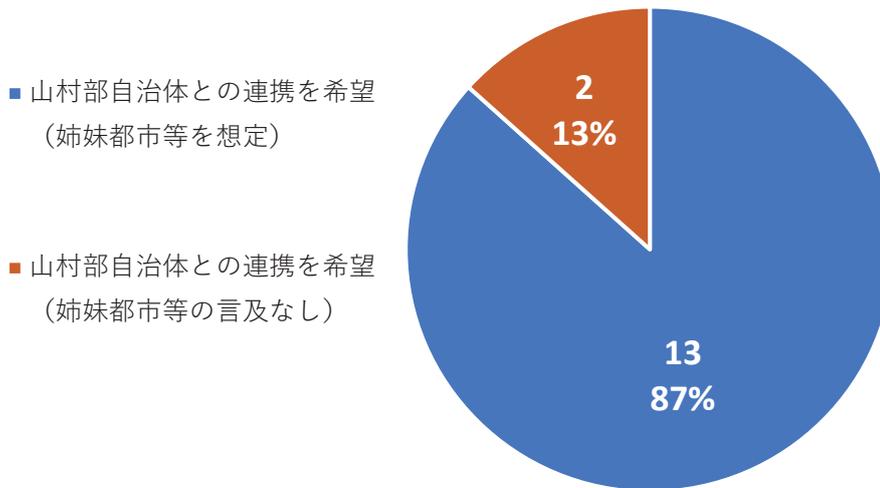
連携の意向を回答した全ての区が、山村部自治体との連携を想定していた。また、想定される連携先は、既存連携のある自治体（姉妹都市・友好都市、包括協定・防災協定、既存交流）との回答がほとんどであった（図2-30）。1：1の連携を想定した回答が多く、現時点では複数連携の検討に至っていないものと思われる。

図 2-29：自治体間連携の意向（特別区）



(出所) 特別区アンケート調査

図 2-30：連携先の想定（特別区）



(出所) 特別区アンケート調査

## (2) 自治体間連携を検討するにあたっての課題認識

特別区アンケートにおける自治体間連携に向けた課題意識は表 2-17 のとおりであった。特にカーボン・オフセット事業についてはより具体的な課題が特定されたほか、1（都市部）：多（山村部）の連携については、実際の経験に基づく課題が指摘された。

表 2-17：自治体間連携を検討するにあたっての課題認識（特別区）

課題の分類	課題
ヒト (連携を含む実施体制をどうするか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連携体制の検討段階において、先方ニーズとのマッチングや、新たな連携先を選定する際の理由付けといった課題がある。</li> <li>■ 連携が決定した段階においては、連携にすることによりメリットを得られる仕組みづくり、連携の実効性を高めるための円滑な関係構築が必要。</li> <li>■ 新型コロナウイルス感染状況が事業実施に影響。</li> <li>■ 事務局（担当所管）のノウハウ不足。</li> <li>■ 複数自治体と連携しているが、連携先自治体により木材調達量に差がある（事業者主体で木材利用を決定するため）。</li> </ul> <p>1（都市部）：多（山村部）の連携では、木材需給のバランスが取れず供給過多になる。</p>
モノ (譲与税で何をやるか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林整備を行う場合、区民へのメリットが見えにくい。費用対効果を測りにくい。</li> <li>■ 森林整備の場所選定。整備地を環境学習、交流の場として使用する方針のため、ある程度のアクセスの良さ、ライフライン（トイレ・水道、交通アクセス、安全性等）が必要。</li> <li>■ 連携先自治体において木材調達等が現実的に可能か、カーボン・オフセットの対象となる森林を有しているか、といった事業適性の確認が必要。連携自治体が所有・管理している森林（市町村有林等）の有無がポイントとなる。</li> <li>■ カーボン・オフセット事業の場合、吸収量認証制度への申請に当たって、森林整備箇所との関係者間の調整や煩雑な書類作成が必要となる。</li> <li>■ カーボン・オフセット事業の場合、対象地の森林管理状況によってCO<sub>2</sub>吸収量が変動するため、計画的な吸収量の確保が難しい。</li> </ul>
カネ (予算をどう構成するか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設の整備に木材を利用することにより整備コストが上昇する可能性がある。また、譲与税額は整備費用に比例するものではないため、区の財政負担増が懸念される。このため、自治体間連携による木材利用等は現状として積極的な推進はできていない。</li> </ul>

(注) アンケート回答を、意味が変わらない範囲で一部改変のうえ掲載。

(出所) 特別区アンケート調査

### 3.2 各区研究員による自区の調査結果

研究員所属区における譲与税の活用状況は表 2-18 の通りである。

表 2-18：森林環境譲与税の主な使途及び特徴（2019年度）

自治体名	使途分類					譲与税配分額 [千円] (2019年度)	人口 [人] (2015年度)	事業概要
	森林整備	人材育成	木材利用	普及啓発	オフセット			
千代田区	★				★	6,918	58,406	✓ 地方との連携による森林整備事業（連携先：高山市、孺恋村）
中央区	★		★	★		7,184	141,183	✓ 「中央区の森」の推進（連携先：檜原村） ✓ 公園・児童遊園の維持管理
荒川区			○			8,012	212,264	✓ 区立小中学校における国産の木材を活用した机・椅子の購入
板橋区	★		★			21,211	561,916	✓ 板橋区の森 区民ボランティアと協力した維持管理の実施（連携先：日光市） ✓ 板橋区の森 保育間伐の実施（連携先：日光市）
足立区			○	○	★	25,345	670,122	✓ 地球環境フェア、環境学習ツアー等の実施（あだち自然体験デー等）カーボン・オフセット事業（連携先：魚沼市、八峰町、高知県） ✓ 特別緑地保全地区の保全管理

(注 1) ★：自治体間連携による取組の使途、○：それ以外の取組の使途。

(注 2) 譲与税額の配分基準の1つである人口は、最新の国勢調査を参照することとなっていることから、2019年度の譲与税配分額の基準と考えられる2015年度の人口（国勢調査結果）を参考情報として記載した。

(出所) 各区研究員作成資料

## (1) 千代田区

### 1) 事業名：「地方との連携による森林整備事業」（2019年度実績）

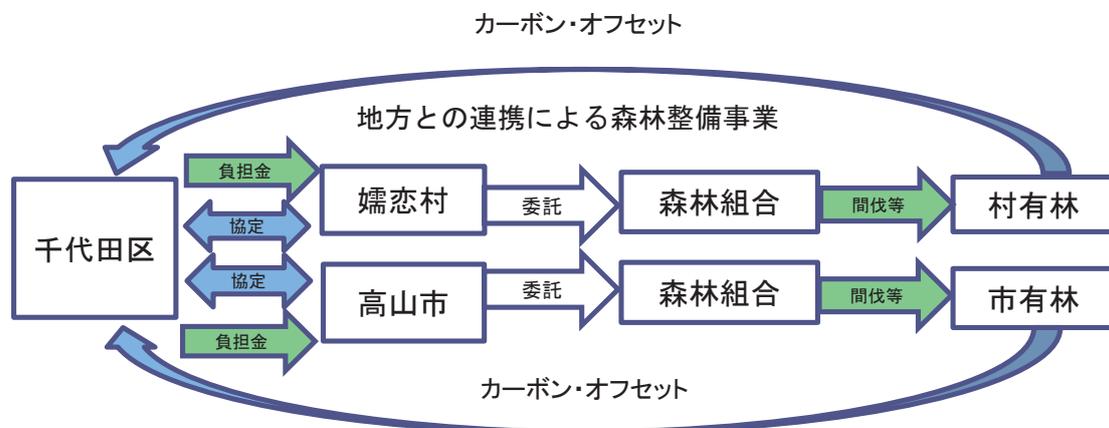
- ➡担当部署：環境まちづくり部環境政策課
- ➡決算額：951千円（うち、森林環境譲与税 951千円）
- ➡連携自治体：岐阜県高山市、群馬県嬭恋村
- ➡事業内容（[図 2-31](#)）

◇地方都市との協定に基づき、区が地方都市の森林整備事業に協力し、森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量を区から排出されるCO<sub>2</sub>排出量の一部と相殺（カーボン・オフセット）する。

- ➡この事業を森林環境譲与税で行うことを区内で決定したプロセス

◇千代田区では、2012年度に高山市と2016年度に嬭恋村と協定を締結し、森林整備事業を行ってきた。2019年度より森林環境譲与税が譲与されることとなり、環境政策課を中心に検討を行った結果、その用途として相応しい事業と判断され、森林環境譲与税を財源として事業を実施することとなった。

図 2-31：カーボン・オフセット事業のスキーム



(出所) 千代田区研究員作成資料

## (2) 中央区

### 1) 事業名：「中央区の森」の推進、公園・児童遊園の維持管理（2019年度）

- ➡担当部署：環境土木部環境推進課、水とみどりの課
- ➡事業費額：15,228千円（うち、森林環境譲与税 7,184千円）
- ➡連携自治体：東京都檜原村
- ➡事業内容

◇東京都檜原村に複数地区設定された「中央区の森」の森林整備・保全活動を支援。区民等を対象とした間伐や植樹等の体験ツアーを実施。事業の普及啓発を図るため、パンフレットやガイドマップ等を配布。「中央区の森」事業により間伐した木材を公園のベンチ等に活用。

➡譲与税で行うことを区内で決定したプロセス

◇中央区森とみどりの基金を特定財源としている中で、譲与税の用途事業については企画部財政課が査定し環境推進課と協議の上決定した。

### (3) 荒川区

#### 1) 事業名：「区立小中学校における国産の木材を活用した机・椅子の購入」(2019,2020年度)

➡担当部署：教育委員会事務局学務課

➡決算額

◇2019年度：14,430千円（うち、森林環境譲与税8,012千円）

◇2020年度：13,986千円（森林環境譲与税を全額充当）

➡事業内容

◇区立小中学校で使用する机・椅子について、国内産の木材を使用した製品を購入

◇譲与税の活用を機に材質を国外産から国内産へ変更

➡この事業を森林環境譲与税で行うことを区内で決定したプロセス

◇譲与税の用途のうち、木材の利用促進と普及啓発に対象を絞り、各所管課から提案された充当事業候補の中から、企画・財政部門が中心となり、環境問題に対する区民への啓発効果や事業の継続性等の視点で選定を行った上で、最終的に「温室効果ガス排出削減」や「災害防止に資するための国土保全」、「林業における理解」といった普及啓発について、荒川区の未来を担っていく児童・生徒に対して行うべきであるとの考えのもと、区としての意思決定を行い、本事業に充てることとした。

### (4) 板橋区

#### 1) 事業名：板橋区の森 区民ボランティアと協力した維持管理の実施

➡担当部署：みどりと公園課みどり推進係

➡予算額：1,485千円（うち、森林環境譲与税1,445千円）

➡事業内容

- ◇板橋区と友好都市である栃木県日光市から分収造林の権利を譲渡いただき「板橋区の森」として区民ボランティアと協力した維持管理を実施している。
- ◇主に、広葉樹のもやかきや獣害防除資材の設置、除伐などを行う。
- ➡この事業を森林環境譲与税で行うことを区内で決定したプロセス
- ◇森林環境譲与税を活用する以前から事業を行っており、森林と直接関係のある事業ということもあり森林環境譲与税の活用することとなった。

## 2) 事業名：板橋区の森保育間伐の実施

- ➡担当部署：みどりと公園課みどり推進係
- ➡予算額：447千円（うち、森林環境譲与税435千円）
- ➡事業内容
  - ◇管理する森林内において、樹木が成長し密になっている箇所に対し、選木調査を行うとともに、調査結果を基に保育間伐を実施。
- ➡この事業を森林環境譲与税で行うことを区内で決定したプロセス
  - ◇分収造林が遠方にあるため区やボランティアだけでは十分に維持管理ができない点があったが、地元の森林組合の専門的視点や技術を取り入れるようにしたことで、実行力の高い維持管理と森林の公益的機能向上に繋がった。

## (5) 足立区

### 1) 事業名：「あだち自然体験デーの開催」（2019年度、2021年度予定）

- ➡担当部署：環境部環境政策課環境学習係（活用事業）、みどりと公園推進室みどり事業係
- ➡年度決算額：328千円（うち、森林環境譲与税90千円）
- ➡連携自治体：なし
- ➡事業内容
  - ◇ヒノキの木製遊具ブースや、チェーンソーで丸太を切る体験ブースの設置
  - ◇木材に関する説明パネルを設置し、森林に対する理解を含める場の提供
  - ◇森林フォレストサポーターの登録を実施（300名程度）
- ➡この事業を行うことを区内で決定したプロセス
  - ◇区の職員が他の自治体で開催した事例を参考にして提案。課内で検討

し、他課の了承を得て企画を実施。

## 2) 事業名：「カーボン・オフセット」(2019年度～(事業自体は2011年度から開始))

➡担当部署：環境部環境政策課計画推進係

➡年度決算額：2,265千円(うち、森林環境譲与税621千円)

➡連携自治体

◇新潟県魚沼市「魚沼わくわくの森クレジット」

◇秋田県八峰町「白神山麓・八峰町有林J-VERプロジェクト」

◇高知県「高知県森林吸収量取引プロジェクト」

➡事業内容

◇地球環境フェア2019の開催や清掃車の使用により排出するCO<sub>2</sub>をカーボン・オフセットするにあたり、森林吸収系のクレジットを活用

◇地球温暖化やオフセットの仕組みのPRや森林の役割や保全の大切さの啓発(2020年度)

➡この事業を行うことを区内で決定したプロセス

◇オール東京62市区町村みどり東京・地球温暖化防止プロジェクトのカーボン・オフセットに関する研究会に参加したこと。

◇友好自治体や区のイベントに参加している自治体からクレジットを購入している。

## 3) 事業名：「特別緑地保全地区の保全管理」(2020年度～)

➡担当部署：みどり推進課緑化推進係

➡決算見込額：787千円(うち、森林環境譲与税462千円)

➡連携自治体：なし

➡事業内容

◇保存樹として剪定・間伐・下草刈りを行う

◇上記の維持管理作業のためのシルバー人材の雇用費用等

➡この事業を行うことを区内で決定したプロセス

◇森林ではなく特別緑地保全地区での活用検討をしていたため、林野庁や練馬区に意見聴収を実施。

## 4 森林環境譲与税活用における課題の整理

文献・アンケート・ヒアリング調査を経て、譲与税の活用を検討・実施する際の様々な課題が明らかになった。本節では、それらの課題を、ヒト・モノ・

カネの軸で整理した。

- ヒト（体制）：連携を含む実施体制をどう構築するか
- モノ（内容）：譲与税を活用し何を実施するか
- カネ（費用）：予算をどう構成するか

なお、本研究事業の対象を考慮し、都市部自治体にとっての課題を網羅的に抽出した。また、課題には自治体間連携を行う場合の課題と連携の有無に関わらず生じる課題があることから、前者については区別して表2-19に示した。

表2-19：森林環境譲与税を活用した事業の検討・実施に当たっての課題一覧

課題が生じる段階	課題
ヒトに関する課題：連携を含む実施体制をどう構築するか	
常時	区職員が多忙で職員のみでは事業運営が困難
検討開始段階	実施したい事業に必要なノウハウや推進力を有する人材がない（デジタル化など）
詳細検討段階	庁内の部署間の調整が難しい
詳細検討段階	利害関係者間（区職員以外を含む）の調整が難しい
検討開始段階	【連携】 連携先の見つけ方、連携先としての妥当性の説明が難しい
詳細検討段階	【連携】 複数自治体で連携する際、事業運営が難しい（リーダー自治体がないと推進力が得られない、リーダー自治体がある場合は当該自治体の負担が大きい）
詳細検討段階	【連携】 山村部と連携した際の事業の担い手（森林組合・地域住民）が分からない
モノに関する課題：譲与税を活用し何を実施するか	
検討開始段階	譲与税をどのような用途に活用していいか分からない
検討開始段階	区内に適切な用途がない・思い浮かばない
検討開始段階	現場部局が実施したい事業はあるが、財政部局の許可が得られない
検討開始段階	実施したい事業の効果・成果が小さい・見えずらい
詳細検討段階	用途についての区民への説明が難しい
検討開始段階	【連携】 山村部と連携したいが先方のニーズが分からない
検討開始段階	【連携】 他の特別区と連携したいが先方のニーズが分からない

課題が生じる段階	課題
詳細検討段階	【連携】山村部と連携したいが、山村部のニーズに合わせる事が難しい（アクセス・利便性の良い場所で森林体験をしたい都市部とのギャップ） 手入れの行き届いていない奥地の森林管理を（資金）支援してほしい 木材製品やCO <sub>2</sub> クレジットを購入してほしい
詳細検討段階	【連携】山村部と都市部の規模のマッチングが難しい（特別区の木材需要に多摩・島しょ地域だけでは対応できない／等）
カネに関する課題：予算をどう構成するか	
検討開始段階	実施したい事業に対し予算が少ない、予算に合致した使途がない
詳細検討段階	区内の他予算と譲与税を組み合わせる場合、事業の整理や説明が難しい
詳細検討段階	【連携】山村部などの連携自治体が必要とする予算の規模感が分からない
詳細検討段階	【連携】他自治体と連携実施する際、予算集めの調整（規模感、公平感など）が難しい

(注) 【連携】：自治体間連携を行う場合のみ生じる課題。

前述の通り、アンケート調査結果においても、上記に挙げた課題の一部が指摘された。都市部自治体では、山村部自治体との連携意義や事業の効果に関する説明等、市民からの理解が課題として挙げられた。一方、山村部自治体においては、連携を検討・協議する足がかりが無い等、ニーズ把握やきっかけづくりといった体制づくり（ヒト）に関する課題についての言及が多かった。加えて、都市部自治体における市民理解の難しさについても多く挙げられており、都市部側の課題を山村部も認識していることが伺えた。また、事業地の選定や安定した木製品の供給体制といった使途内容（モノ）に関する課題への言及も多くみられた。また、特別区アンケート調査では、カーボン・オフセット事業についてより具体的な課題が特定されたほか、1（都市部）：多（山村部）の連携については、実際の経験に基づく課題が指摘された（表2-20）。

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

表 2-20：参考：特別区による、自治体間連携を検討するにあたっての課題認識（再掲）

課題の分類	課題
ヒト (連携を含む 実施体制をどう するか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連携体制の検討段階において、先方ニーズとのマッチングや、新たな連携先を選定する際の理由付けといった課題がある。</li> <li>■ 連携が決定した段階においては、連携にすることによりメリットを得られる仕組みづくり、連携の実効性を高めるための円滑な関係構築が必要。</li> <li>■ 新型コロナウイルス感染状況が事業実施に影響。</li> <li>■ 事務局（担当所管）のノウハウ不足。</li> <li>■ 複数自治体と連携しているが、連携先自治体により木材調達量に差がある（事業者主体で木材利用を決定するため）。</li> </ul> <p>1（都市部）：多（山村部）の連携では、木材需給のバランスが取れず供給過多になる。</p>
モノ (譲与税で何 をするか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林整備を行う場合、区民へのメリットが見えにくい。費用対効果を測りにくい。</li> <li>■ 森林整備の場所選定。整備地を環境学習、交流の場として使用する方針のため、ある程度のアクセスの良さ、ライフライン（トイレ・水道、交通アクセス、安全性等）が必要。</li> <li>■ 連携先自治体において木材調達等が現実的に可能か、カーボン・オフセットの対象となる森林を有しているか、といった事業適性の確認が必要。連携自治体が所有・管理している森林（市町村有林等）の有無がポイントとなる。</li> <li>■ カーボン・オフセット事業の場合、吸収量認証制度への申請に当たって、森林整備箇所の関係者間の調整や煩雑な書類作成が必要となる。</li> <li>■ カーボン・オフセット事業の場合、対象地の森林管理状況によってCO<sub>2</sub>吸収量が変動するため、計画的な吸収量の確保が難しい。</li> </ul>
カネ (予算をどう 構成するか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設の整備に木材を利用することにより整備コストが上昇する可能性がある。また、譲与税額は整備費用に比例するものではないため、区の財政負担増が懸念される。このため、自治体間連携による木材利用等は現状として積極的な推進はできていない。</li> </ul>

(注) アンケート回答を、意味が変わらない範囲で一部改変のうえ掲載。

(出所) 特別区アンケート調査

なお、所属する区において譲与税関連事業を担当している各区研究員からは、実際の業務の中で感じる率直な課題として、体制・プロセスと用途内容に関するものを中心に、以下が挙げられた。

## ●体制・プロセスについて【ヒト】

(庁内の調整)

- ➡ 交付金の用途決定のプロセスには、森林や環境に関係する部署があまり入り込めていない。
- ➡ 区施設等への利活用について、全庁的な活用スキームができていない。現在は限られた他所属情報を得る中で案件を把握、検討している状況である。公共建築物等への木材利用推進方針を策定も課題だが、対象案件の把握から始まる実効的な活用スキームの構築が必要である。

(他自治体との連携)

- ➡ 譲与税の金額が増加していく中で、森林整備事業の拡大を含めて検討していく必要があると考えるが、連携先の森林の状況や人的制約などにより、拡大が難しい場合がある。
- ➡ 新たな自治体と連携する場合には、当該自治体を選んだ理由を説明する必要がある。また、森林整備事業について、区民の理解を得るため、効果的な普及啓発を行う必要がある。

➡その他、内外部要因もあるが、あらたなスキームとして川上である森林整備から川下である木材利用・普及啓発まで、譲与税の有効活用も含め、現状の枠組みにとらわれない新たなスキームの創設が必要だと考えている。

#### ●用途について【モノ】

➡既存事業の新規取組に充当している。譲与税の趣旨は新規、追加事業であるが、必須要件ではないようで、他団体でも同様の用途が見受けられる。一方で、今後は譲与税を活用した別事業を創設し、既存事業との明確な棲み分けを行いたい。

➡森林環境譲与税の使用用途は木材利用の推進や樹木の保全など、森林に関わるものと認識していたため、特別緑地保全地区の保存樹などに活用して良いのか不明であった。

➡母屋など建築物の管理は、森林環境譲与税の使用用途の範囲内であるのか不明であった。

➡どこまでの事業が森林環境譲与税の適用範囲なのか手探りだった。区の条例で定める私有樹林地（保存樹林）の管理経費助成金の財源として充当してよいのか検討したい。

#### ●事業実施に係る負担について【ヒト】

➡事業を行うこと自体の課題は、委託業者に企画運営を委託していたが、前日などに区の職員で準備を行わなければならなかった。

譲与税を活用した事業を検討・実施する際にはこうした課題を解決していくことが必要である。ただし、譲与税活用の検討フローは複数あり、その検討の進め方に応じて、どの段階でどの課題に直面するか・対策しなければならないかは異なることに留意が必要である（[図 2-32](#)、[図 2-33](#)）。つまり、必ずしも[表 2-19](#)で挙げた全ての課題に対応する必要はなく、複数の関係者にとって重要な課題、検討フローの中で関連する課題に対応していくことになる。

図 2-32：森林環境譲与税活用事業における複数の検討フロー

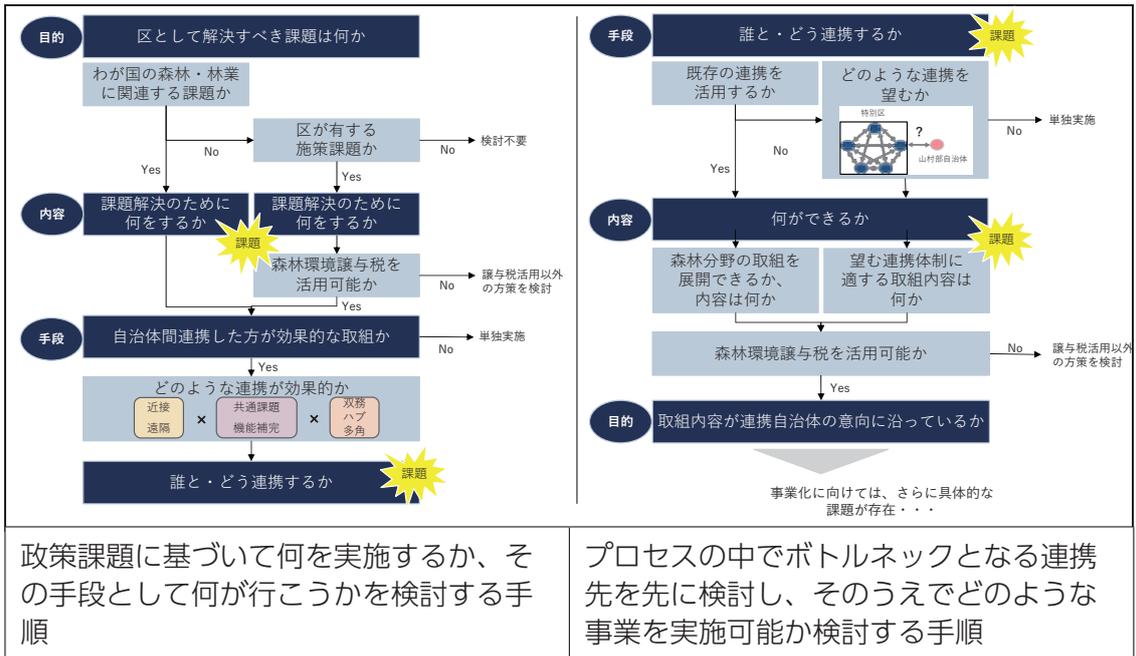
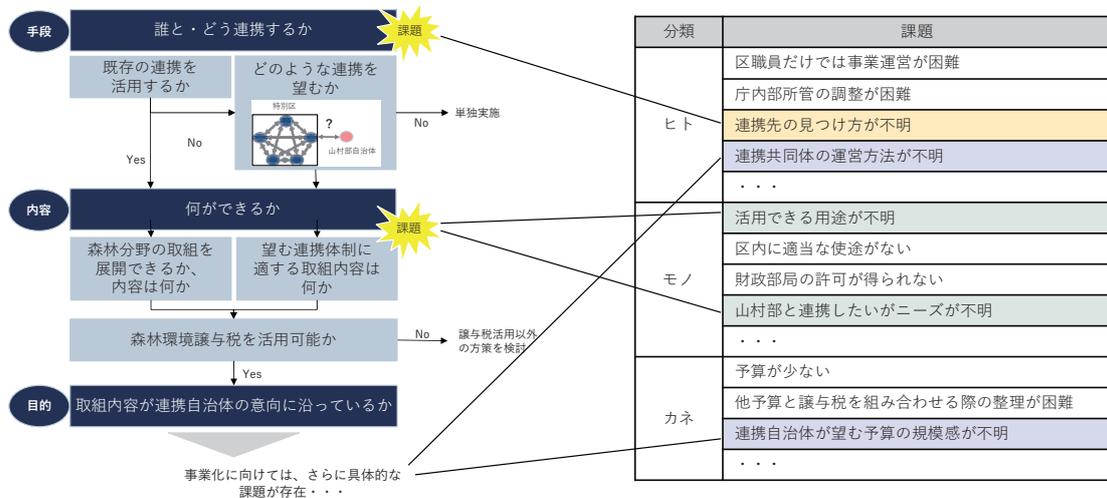
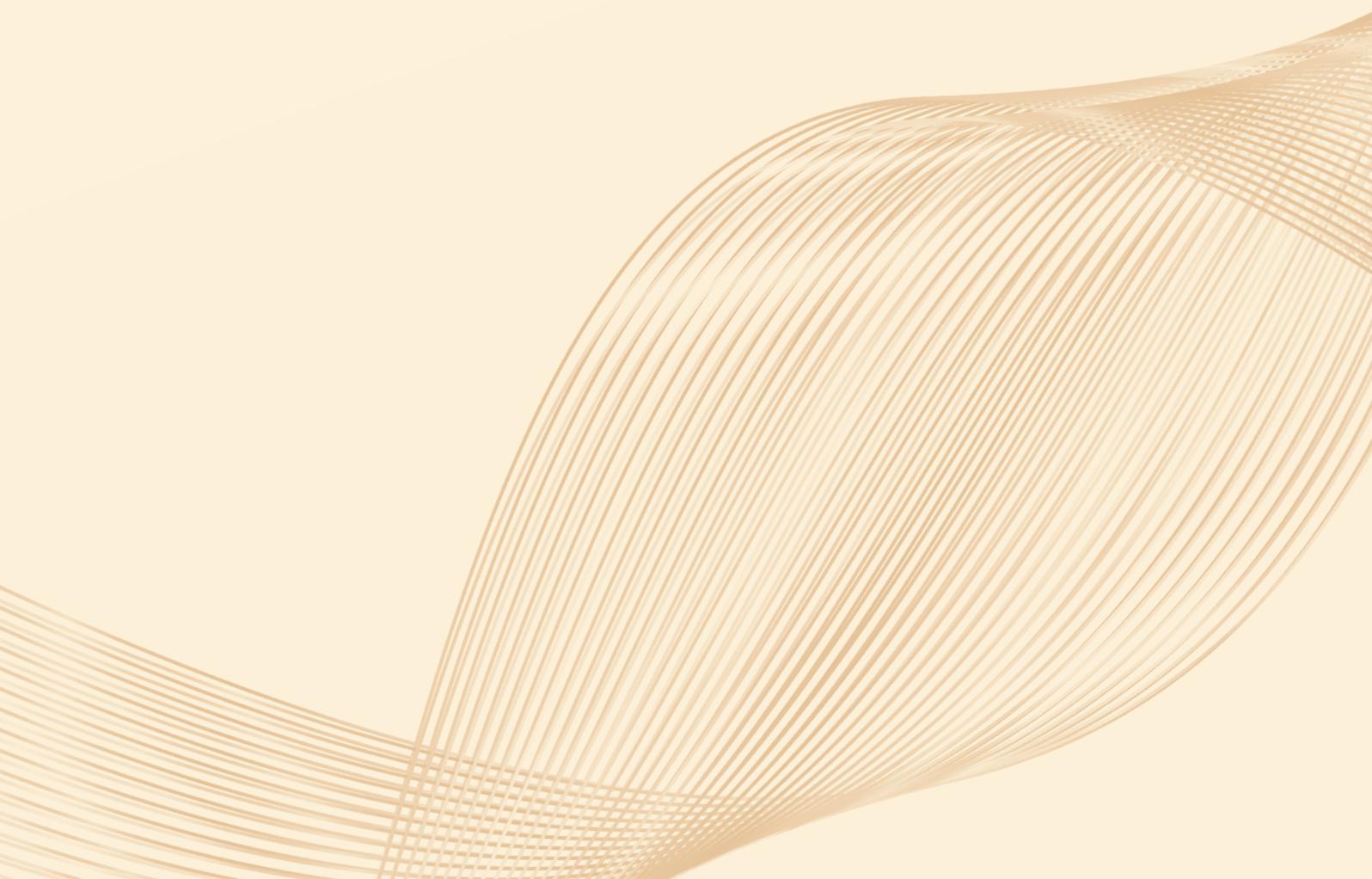


図 2-33：検討フローに応じた課題との関係性（イメージ）



# 第 3 章

## 森林環境譲与税を活用した 新たな事業スキームの検討



### 1 新たな事業スキームの検討アプローチ

#### 1.1 本研究事業で検討対象とする連携事業：複数区での連携

ここからは、これまでの検討内容を踏まえ、都市部自治体の中で特に特別区に着目し、譲与税を活用した新たな事業スキームの検討を行う。本研究事業では、新たな事業スキームとして、多（都市部）：1（山村部）、もしくは多（都市部）：多（山村部）の連携を模索することとする。多くの自治体を巻き込むことは新たな事業スキーム検討手順の中でも最も難しい点の1つであることから、出発点として特別区1区で検討を開始することも考えうるが、最終的には複数区の連携に結び付けることを想定する。

#### 1.2 複数区での連携によるメリット

複数区での共同による連携を検討するにあたり、最大のデメリットとなるのは参加区数が増加することによる調整コストの増加である。複数自治体での連携を実施するにあたっては、連携によるメリットが前述のデメリットを上回ることが求められる。複数区での連携によるメリットとしては、下記4点が想定される。

##### ➡事業規模の拡大、事業メニューの多様化

◇連携区数が増加することで使用可能な譲与税の金額も大きくなるため、事業規模を拡大することが可能である。

◇カーボン・オフセットや公共建築物への木材供給等の一部の事業メニューでは、事業成立のために一定規模を要する場合がある。このことから、複数区間連携による事業規模の拡大は、検討可能な用途の拡大にもつながり、ひいては、都市部のニーズとのマッチング可能性が高まる。

##### ➡連携先の拡大

◇都市部－山村部間の連携事業を新規に立ち上げる場合、これまで関わりのなかった自治体と新たに連携することは容易ではない。森林資源を豊富に有し連携先として有望な自治体があったとしても、新たな連携を開始する理由を議会や区民に説明する際に一定のハードルがあり、本調査の結果を見ても、実態として、各区における連携の想定先としては友好都市等の既存の関係性がある自治体との連携が言及され

ることがほとんどである（図2-30）。一方で、複数区による連携の枠組みの中であれば、場合によってはこうした連携の理由付けのハードルは低下すると考えられる。複数自治体による連携は、都市部にとっては山村部側、山村部側にとっては都市部側の連携候補先を増やすことに繋がると考えられる。

#### ➡新規参入自治体の参入しやすさの向上

◇森林に関する事業の実績に乏しい特別区においては、連携に向けたノウハウが蓄積されていない可能性が高い。また、山村部自治体においても、特別区との繋がりを持つきっかけがなく、特別区側のニーズをとらえきれない場合がある（表2-8）。複数自治体の連携により、新規参入自治体は連携実績のある自治体からノウハウを得られるほか、連携体制構築により窓口が明確化されれば、新規参入したい自治体の参入へのハードルが下がり、参入が容易になることが期待される。

#### ➡事務負担の軽減、専門家知見の共有

◇特別区が共同で事業を実施することで予算規模が拡大すれば、外部委託先等へ事務局業務を依頼することも可能になる。これまでの1：1連携を複数の山村部自治体と行ってきた特別区にとっては、窓口の一本化によりむしろ事務負担が軽減する可能性がある。

◇林政について専門職がない、または不足している特別区が、複数集まることで共同もしくは費用等の分担により地域林政アドバイザーを採用することも可能となりうる。

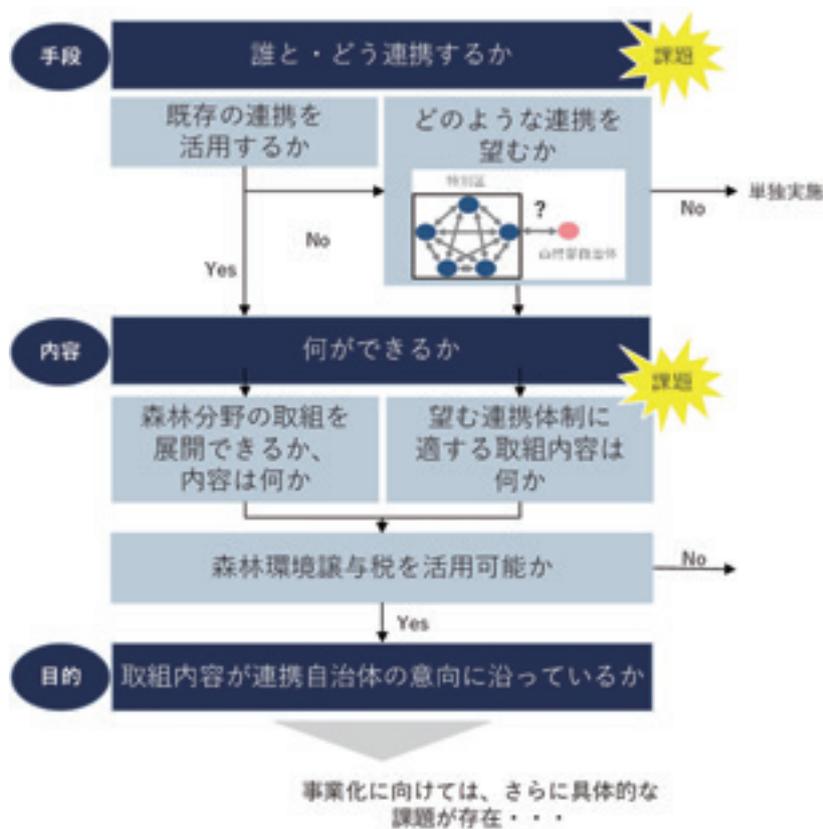
◇また、森林整備計画の策定やカーボン・オフセットの実施等にあたり専門人材の知見を要する場合でも、自治体間連携により知見を共有化することが可能である。

### 1.3 事業スキームの検討フロー

第2章、図2-32に示した通り、事業の検討フローは複数あるが、研究会における議論を通じて、手段としての連携先を見つけたうえで連携可能な事業を模索する、図3-1のフローが現実的との意見が多く挙げられた。そこで、本研究事業では、こうした手順で連携事業を構築していくことを念頭に、各段階で直面する課題とその対処の方向性を検討する。

なお、検討の順番としては「連携先」「事業内容」となるが、連携内容や双方のニーズによっては追加の連携先を模索する必要がある等、結局は行きつ戻りつでの事業構築が必要であることに留意すべきである。

図 3-1：本研究事業における新たな事業スキームの検討フロー



以降、本章では、連携事業構築に向けて必要な要素を順に検討した。まず連携先自治体をどのように見つける方法があるかを整理した（2. 連携先の検討）。次に、自治体間連携により実施しうる事業としてどのようなメニューがあるかを整理した（3. 事業内容の検討）。続いて、ヒアリング調査等を通じ複数区との連携可能性が確認された自治体を具体的に想定しながら、そうした先との連携事業の内容や事業実施のタイムスケジュールをシミュレーションし、課題等を整理した（4. 事業構築の流れ、タイムスケジュール）。さらに、複数区の連携に向けて特別区が取りまなければならない都市部側の体制構築について、どのようなかたちがあるかを挙げたうえで（5. 連携先に応じた都市部側（複数区）の体制構築検討）、とくに可能性のある体制構築の道筋を「新たな事業スキーム」として仮説的に提示した（6. 新たな事業スキーム構築に向けた道筋）。

## 2 連携先の検討

各自治体における連携の想定先として、友好都市等の既存の関係性がある自治体との連携が言及される理由の1つは、新たな連携を構築する際に庁内での説明・決裁等が必要であり、特別区においてはこれに一定の労力を有する一方で、既存連携であれば説明しやすいためである。他方、先進自治体等アンケート調査では、都市部自治体と新たな連携を構築したいという山村部自治体のニーズも明らかになった(図 2-23、表 2-11)。こうした検討結果を踏まえて、本研究事業では既存連携を活用する場合と新規連携先を検討する場合に分け、連携先の見つけ方として以下のケースを想定した。

- 既存連携を活用し譲与税事業に拡張するケース
- 新規に連携し譲与税事業を実施するケース
  - ➡ 事業内容が合致する自治体との新たな連携
  - ➡ 地理的な結びつきを有する自治体との新たな連携

### 2.1 既存連携を活用し譲与税事業に拡張するケース

前述したように、多くの自治体が既に他自治体と何らかの連携実績を有している。すでに関係性が構築されている自治体同士では、連携に向けた調整等が図りやすいことから、これを有効活用することが望ましいと考えられる。また新たな連携自治体を選定する場合にはその選定理由等の明確な説明が必要であり、これが容易ではないことから、譲与税活用事業に関しても既存の連携自治体と実施する方策が最も効率的であると考えられる。

本研究会の研究員が所属する5区においても、表3-1に示す通りの連携実績があり、これを足掛かりにすることが一案と考えられた。

表 3-1：研究会参加5区による自治体間連携の実績

特別区	連携自治体	連携の種類	連携期間	実施内容
千代田区	秋田県五城目町	姉妹都市	1989年～	住民交流等を含むイベント参加、防災訓練等への参加
千代田区	群馬県嬬恋村	姉妹都市、災害時相互応援協定、森林整備協定	1988年～	住民交流、防災訓練等への参加、植樹ツアー・森林整備の実施
千代田区	岐阜県高山市	森林整備協定、相互発展に向けた連携協定	2012年～	森林整備協定による森林整備の推進、職員の交流研修等
中央区	山形県東根市	友好都市  災害時相互援助協定	1991年～  1995年～	●互いの地域特性（東根市：縄文以来の歴史と豊かな自然、中央区：文化・商業・情報の集積）を尊重し、相互交流を深める ●災害発生時に、被災した側の応援要請に対して応急対策及び復旧対策を円滑に遂行
中央区	宮城県石巻市	災害時相互援助協定	2012年～	●（上述（山形県東根市との災害時相互援助協定））
中央区	千葉県銚子市	災害時相互援助協定	2007年～	●（上述（山形県東根市との災害時相互援助協定））
中央区	東京都檜原村	「中央区の森」協定	協定締結日から10年（最初は2006年）	●地球温暖化対策事業「中央区の森」として森林保全活動を実施（村内において地区を特定して協定を締結）
中央区	山梨県富士河口湖町	災害時相互援助協定	2014年～	●（上述（山形県東根市との災害時相互援助協定））
中央区	岡山県玉野市	災害時相互援助協定	1996年～	●（上述（山形県東根市との災害時相互援助協定））
荒川区	千葉県鴨川市	友好交流協定  災害時相互応援協定	1991年～  1995年～	●教育・文化・経済など広範な交流を推進 ●大規模な災害発生時に、応急復旧対策等の相互応援実施

特別区	連携自治体	連携の種類	連携期間	実施内容
荒川区	埼玉県秩父市(旧荒川村)	姉妹提携協定、災害時相互応援協定  森林保全に関する協定	1981年～  2007年～	●広く各分野の交流を通じ今後一層友好を踏まえ双方の発展に寄与。大規模災害発生時に応急復旧対策等の相互応援を実施 ●森林を育て、保全するための取組を効果的に行うため、森林に対する都市と山村の共通の理解と連携により、協働作業を実施
板橋区	山形県最上町	災害時相互援助協定  最上町産木材の利用と環境教育等の協働の推進に関する覚書	2002年～  2020年～	●災害発生時に、被災した側の応援要請に対して応急対策及び復旧対策を円滑に遂行 ●板橋区は公共施設等整備において最上町の森林保全に関する取組により生じた間伐材など、最上町産木材の活用にも努めるとともに、環境教育及び環境活動にかかる協働を推進。最上町は、区に対して木材及び木製品の情報提供や調達における助言を行うとともに、森林環境教育のフィールドの提供や体験活動などを支援
板橋区	栃木県日光市	友好都市、みどりと文化の交流協定	1983年～	●相互交流、「板橋区の森」のあり方について意見交換
足立区	福島県相馬市	災害時相互援助協定	2007年～	●大規模災害時の応急・復旧活動を円滑に進める協定
足立区	栃木県那須塩原市	災害時相互援助協定	1995年～	(上述(福島県相馬市との災害時相互援助協定))
足立区	埼玉県八潮市	災害時相互応援協定	1995年～	(上述(福島県相馬市との災害時相互援助協定))
足立区	埼玉県川口市	災害時相互応援協定	1996年～	●(上述(福島県相馬市との災害時相互援助協定))
足立区	埼玉県草加市	災害時相互応援協定	1996年～	(上述(福島県相馬市との災害時相互援助協定))

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

特別区	連携自治体	連携の種類	連携期間	実施内容
足立区	埼玉県 蕨市	災害時相互応援協定	1996年～	(上述(福島県相馬市との災害時相互援助協定))
足立区	埼玉県 戸田市	災害時相互応援協定	1996年～	(上述(福島県相馬市との災害時相互援助協定))
足立区	新潟県 魚沼市 新潟県 那賀町 秋田県 八峰町 高知県 梶原町 高知県 北海道 士幌町	カーボン・オフセット ※ 魚沼市は友好都市でもある	単年度契約	足立区における事業活動やイベントに係るCO <sub>2</sub> 排出量を、各自治体から購入するクレジットを用いてオフセット

既存連携の種類別にみると、災害時相互応援協定の件数が最も多い。災害時相互応援協定は有事に機能するため、災害が起きない限り具体的な取組を行う機会が少なく、協定締結から時間が経ち担当者の交代等が生じると、連携自治体間の繋がりが薄れてしまう場合がある。連携の実効性を高めるために、森林整備事業等を通じた連携も合わせて行うことは有効となる可能性がある。

既存連携には、協定を締結しているもののみならず、協定に基づかない交流を行っている場合もある。いずれにせよ、森林に係る譲与税活用事業を行うためには、そうした連携・交流を行っていくことについて新たに明確にすることが望ましい(例：板橋区と山形県最上町における「最上町産木材の利用と環境教育等の協働の推進に関する覚書」、荒川区と埼玉県秩父市における「森林保全に関する協定」の例など)。

また、既存連携の活用にあたっては、自治体間の事業等を通じた連携のみならず、市民レベルの連携が発展するケースもある。前述の国立市(東京都)・北秋田市(秋田県)の連携では、防災協定の締結を行っていたことに加え、「国立まと火」による市民間交流が活発であったことも連携拡大の根拠となった(第2章「1.2.4 譲与税活用における都市部自治体の連携事例」参照)。

こうした既存連携を活用し譲与税に拡張する際の課題としては、研究会での議論を通じ以下のような点が挙げられた。

### ●既存連携体制の活用にあたっての課題【ヒト】

- ➔長年の連携を経る中で、はじめは盛んだった交流が徐々に形骸化する、災害等で事業が一度中止になりその間に担当者が変わって再開が難しくなる等により協議の機会が減少しており、新たな取組を実行できるか不明。
- ➔既存の連携窓口との調整が必要（例：友好都市は交流担当部門と事業担当部門が担当で環境部門の参入が困難な可能性がある）。
- ➔協定の内容変更や新たな覚書の締結等が必要となる可能性がある（スキームの変更）。

### ●事業内容検討にあたっての課題【モノ】

- ➔既存の連携事業との整理・役割分担が必要。
- ➔協定を締結してはいるものの実績が少なく、新たな内容での連携が可能か不明。
- ➔長年の連携を経る中で事業内容が限られてきている。

### ●事業費に係る課題【カネ】

- ➔連携先との費用負担の協議が必要。
- ➔森林環境部門に限らない協働・予算編成が必要な可能性がある（観光部門等）。

加えて、1：1連携から複数自治体の連携への拡張を念頭に置いた場合には、ある区にとっては既存連携先である山村部自治体が、別の区にとっては新たな連携先となる可能性が高く、依然として連携理由の説明を要するという課題は点に留意する必要がある。

## 2.2 新規に連携を行い譲与税事業を実施するケース

既存連携が無い自治体間の連携は相対的にハードルが高く、何らかの理由付けが必要となる。本項では、理由付けとして事業内容に関するニーズの合致と地理的な結びつきの2点を整理した。

新たな連携先選定の説明責任という課題は、特別区を含む比較的規模の大きな自治体においてハードルが高い一方で、小規模な山村部自治体ではあまり深刻ではなく、フットワーク軽く連携のために動くことが可能である（表2-13）。こうした説明責任の課題をクリアする策として、首長同士のつながりが強いなど、トップダウンでの意思決定も重要になる。

### 2.2.1 事業内容が合致する自治体との新たな連携

都市部－山村部間の連携事業の構築ニーズは、都市部自治体よりも山村部自

自治体において高いことが本調査を通じ明らかになった（図 2-21）。一方で、連携事業の内容に関するニーズは、都市部自治体ではCO<sub>2</sub>吸収量算定、カーボン・オフセット事業への言及が多いのに対し、山村部自治体における関心は森林の整備、木材利用、普及啓発と幅広く、ヒアリング調査でも山村部自治体側は都市部自治体のニーズを聞いたうえで連携可能かを判断したいという自治体が多くみられた。

都市部側のニーズが見えづらい中で、連携を模索する山村部自治体のうち、都市部自治体と既存の連携を持たない自治体では、林野庁や都道府県に問い合わせを行っているケースも存在する。マッチングを行う上での課題は、自治体同士がどのような連携ニーズを有しているかという情報がない、連絡しようにも窓口の部署が分からない、という点である。将来的には、全国の自治体同士が連携を模索するための、情報発信機能とマッチング機能を有したハブのような組織が林野庁等の下に設置され機能することが望ましく、同庁も課題として認識している。

本調査を通じ、アンケート・ヒアリング調査にご協力いただいた山村部自治体と研究会に参加する特別区との間にいくつかのつながりが構築され、お互いのニーズ・シーズが共有された。代表的なニーズ・シーズとして、第3章「3.1 自治体間連携のモデルケース」にある4つの用途がある。こうした調査等をきっかけに、新たな連携が創出される可能性がある。

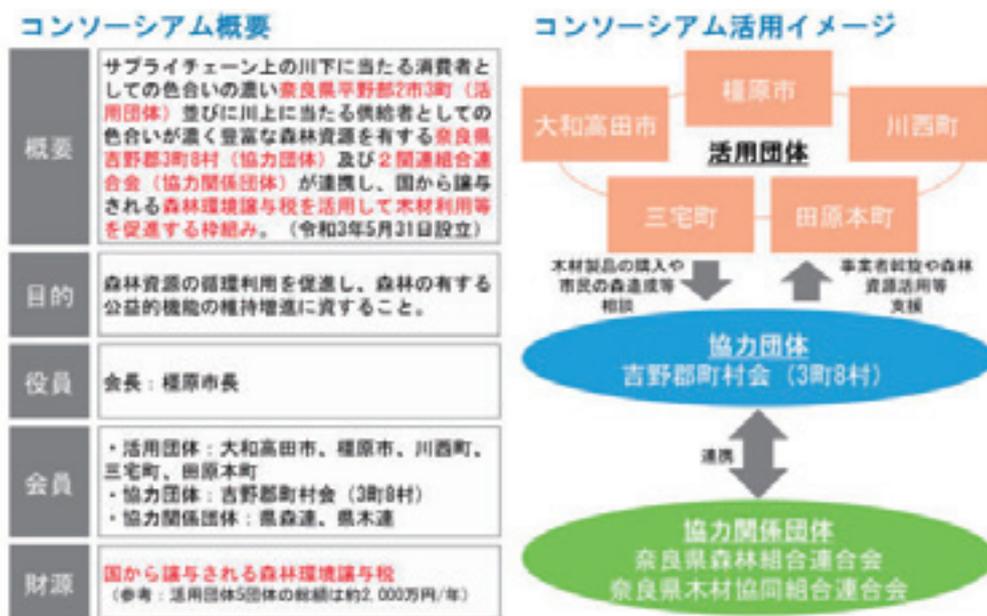
### 2.2.2 地理的な結びつきを有する自治体との新たな連携

事業内容に紐づいたマッチングではなく、地理的な結びつきを根拠としてマッチングするケースも考えられる。まず、都道府県や連携中枢都市圏といった地理的まとまりの中での連携が想定される。例として、サプライチェーンの川上－川下間の連携を模索した奈良県コンソーシアムの事例が挙げられる（図 3-2）。

参考：上下流連携による木材利用等促進コンソーシアムの仕組み<sup>24</sup>

- 2021年4月に発案、5月末にコンソーシアム設立
  - ➔設立にあたっては、コンソーシアムの規約作成、設立に関し関係市町村の首長や関係団体の会長の承認取り付けを実施
  - ➔規約に基づき、事務局は田原本町が担当
- コンソーシアム設立の経緯
  - ➔関係市町村の首長が有していた森林環境譲与税のより効果的な活用に係る課題認識をきっかけに取組開始（トップダウン型）
- コンソーシアムの形態・機能
  - ➔法人格なし、予算執行機能なし
  - ➔現時点では各自治体からの負担金なし
  - ➔対話の機能に特化し、スモールスタートで機動的に運営
- 連携構築の仕組み（2021年度の実績）
  - ➔夏頃：活用団体（5市町）がニーズをコンソーシアム事務局に提出・事務局がこれを集約し協力団体である町村会に報告
  - ➔2-3カ月：町村会に所属する町村・域内事業者がニーズを踏まえつつ実施しうる事業を提案（約130件）
  - ➔10月頃：提案を踏まえて関心を有した自治体や事業者が互いに声掛け、事業化に向け相談
    - ※ この段階からはコンソーシアムの役割なし
  - ➔10月以降：次年度事業に向けて具体的な協議を継続中

図 3-2：上下流連携による木材利用等促進コンソーシアムの概要



（出所）奈良県田原本町「上下流連携による木材利用等促進コンソーシアムを活用したモデルケースの創出及び今後の展望について」（2021年7月、報道発表資料）より転載

24 田原本町へのヒアリング結果に基づき作成

このほか、森林の持つ水源涵養機能や土砂流出防止機能と関わりが深い、河川の流域単位での連携も考えられる。上流の森林保全が下流の災害防止や水資源提供につながるといったストーリーが明確であり、連携理由の説明が容易であることから、比較的連携しやすいと考えられる。例えば、あきる野市・武蔵野市（東京都）は、武蔵野市があきる野市の水源地であることを連携のきっかけとして提示しているほか、秩父市（埼玉県）は、自市のウェブサイトの中で荒川流域に位置する自治体への連携を提案している。

こうした新規連携では、連携開始当初から多数の自治体が参画するスキームを検討することも考えられる。その場合、協議会等の組織体が自治体を取りまとめ、運営することが必要となる。ただし、地域内の複数自治体が参加する連携の場合、フリーライダーの懸念が生じるという課題がある。例えば、流域連携においては下流域の自治体が上流域の森林整備に対し費用負担するといった形が考えられるが、この連携に協力しない下流域自治体がいる場合、資金を拠出せずに森林整備の効果（災害防止機能等）を享受することとなり、自治体間での不公平が生じることになる。

---

## 3 事業内容の検討

---

### 3.1 自治体間連携のモデルケース

---

本研究事業のアンケート調査の結果から、特別区と山村部自治体の連携が想定される事業としては、森林整備支援、木材・木材製品の調達、普及啓発（とくに現場での森林体験）、カーボン・オフセットの4つに大別されることが明らかになった。

そこで、本項では上記4つを自治体間連携のモデルケースとして、事業内容、区及び区民にとっての期待される効果・成果、連携のあり方・規模感、事業構築にあたり取り組むべき事項・留意点といった情報を整理した。

#### 3.1.1 山村部自治体の森林整備支援

##### 【事業内容】

- 山村部自治体における森林整備事業を資金面で支援する。実際の施業は、当該自治体の林業事業体に委託することを想定。

##### 【区及び区民にとっての期待される効果】

- 森林を持たない特別区（及び区民）が、わが国の国土面積の7割を占める重要な資源である森林の持続可能な管理に貢献できる。
- 整備された森林や地域の情報を紹介するような仕組みを組み合わせれば、

区民への森林管理、連携先自治体に対する親近感等に関する意識醸成に繋がる。

- 区の上流域の森林整備を行う場合は、水源の確保や防災など、森林の多面的機能発揮に貢献し、下流自治体としてその恩恵を受ける。

#### 【連携のあり方】

- 多：多の連携では、スケールメリットが発揮できる。1：1の連携も可。
- 多（都市部）：1（山村部）の連携体制を毎年構築する（山村部自治体は毎年公募する等）といった方法もありうるか。

表 3-2：連携のあり方（森林整備支援）

都市部自治体	山村部自治体	適性	利点	欠点
1	1	○	■ 既存連携を活用し、特別区から山村部自治体にアプローチしやすい。	■ 新たに連携先を探す場合には、選定理由等の明確な説明が必要。
1	多	×	■ 既存連携を活用し、特別区から山村部自治体にアプローチしやすい。	■ 新たに連携先を探す場合には、選定理由等の明確な説明が必要。 ■ 森林整備支援だけでは区民へのメリットが見えづらい中で、複数の自治体に対し支援することは困難。
多	1	△	■ 1区あたりの費用負担が小さくて済む。	■ 特定の1自治体を複数の区で支援することの理由付けが難しい。
多	多	◎	■ 予算規模が大きくなり、支援の幅が広がる。	■ 明確な対価がないため、拠出できる譲与税額について区によって差がある場合、不公平感がある。 ■ ある区の既存連携が必ずしも他区の既存連携ではないため、連携先選定にあたっての説明・理由付けを考える必要がある。

#### 【事業構築にあたり取り組むべき事項・留意点】

- 森林整備への支援だけを行うのでは、区民へのメリットの説明が難しい。
  - ➡下流に位置する複数の区がまとまって、上流域の森林を有する自治体を支援する枠組であれば、防災・水源確保といった観点から明確な説明が可能。
  - ➡森林整備への支援だけでなく、木材調達や現場体験、カーボン・オフセット事業と組み合わせて実施することで、一定の説明が可能になる。
- 山村部自治体の、森林整備ニーズ（自治体が所有・管理もしくは施業委託を受けており整備ニーズがある森林が、どの程度あるか）を確認することが必要。規模と費用感を確認のうえ、連携自治体の数を検討していく必要がある。
- 実際に施業を行う事業者との連携が困難。この点は、山村部側自治体に調整を依頼するのが妥当。
- 既存の森林・林業施策を前提とせず、ゼロベースから考えることができる点を活かすことが重要。既存の補助金の対象とならない広葉樹林を対象とした整備や、環境配慮型施業等の多様な施業形態も考えられる。

### 3.1.2 山村部自治体からの木材・木材製品の調達

#### 【事業内容】

- ① 山村部自治体で伐採・搬出・製材された木材を調達し、区内の公共・民間建築物の建設にあたってこれを使用する。
- ② 山村部自治体で伐採・搬出・製材・加工された木材製品（家具、食器等）を調達し、区内施設で使用したり、区民に提供したりする。もしくは加工技術を有する区内企業により製品化する。

#### 【区及び区民にとっての期待される効果】

- 木材を用いて整備された公共・民間施設や、提供された木材製品に区民が接することで、持続可能な資源である木材の利用に関する普及啓発につながる。
- 木材利用を推進することで、わが国の林業・木材産業に貢献できる。

#### 【連携のあり方】

- 多：多の連携が、需給調整機能が発揮でき望ましい。1：1や、1（都市部）：多（山村部）の連携も可。

表 3-3：連携のあり方（木材・木材製品の調達）

都市部自治体	山村部自治体	適性	利点	欠点
1	1	△	■ 既存連携を活用し、特別区から山村部自治体にアプローチしやすい。	■ 区内での木材利用の規模にもよるが、1自治体からの木材調達だけでは需要量を賅えない可能性が高い。
1	多	△	■ 既存連携を活用し、特別区から山村部自治体にアプローチしやすい。 ■ 木材需要量が大さい場合に、複数自治体と連携していることで必要量を調達できる。	■ 連携先自治体により木材調達量に差が生じると、連携先間での不公平が指摘されうる。 ■ 木材需要量が大さくない場合、供給過多になる。
多	1	×	-	■ 需要量を賅えない可能性が高い。
多	多	◎	■ 需給の調整幅が大きくなる。 ■ 東京都西多摩地域の「東京都森林経営管理制度協議会」との連携が可能か。	■ ある区の既存連携が必ずしも他区の既存連携ではないため、連携先選定にあたっての説明・理由付けを考慮する必要がある。

#### 【事業構築にあたり取り組むべき事項・留意点】

- 木材需給量のバランスをとることが非常に重要。あらかじめ特別区側の木材需要量や必要な製品（製材か、加工品か等）の情報をとりまとめ、山村部自治体へアプローチする必要がある。

表 3-4：木造木質化施設における規模と木材使用量の目安

施設	木造 or 木質化	構造	階数	延床面積 [m <sup>2</sup> ]	木材使用量 [m <sup>3</sup> ]	木材使用量 [m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ]	事業費 [百万円]	備考
幼稚園	木造	木造、一部S造	地上1階	1,115.72	268	0.24	388	
専門学校	木造	木造ラーメン+CLT壁構造	地上2階	1,430	399	0.28	606	
福祉施設	木造	木造	地上1階	630	95.33	0.15	139	
コミュニティセンター	木造	木造	地上1階	482.24	138	0.29	134	
庁舎	木質化	S造	地上3階、地下1階	4,825	290	0.06	2,468	集成材耐火被覆
小学校	木質化	RC造、一部S造	地上2階	4,065.91	183.6	0.05	1,319	

(注) 事業費は設備整備費と考えられるが、木材調達の費用が含まれるかは詳細不明。

(出所) 福島県林業振興課「福島県内の公共建築物における木材利用事例集」(2017年)より作成

- 納期・調達量・木材の品質・コスト（費用）に関する連携自治体との調整等、事務の労力が大きい。

➡港区（みなとモデル）では事務局業務をNPO法人に委託しており、また複数年の実績により手続きの仕組みが構築できているため、区職員の負担は少ないとのこと。

【参考事例】 建築用材以外の木材利用事例：新生児への木材製品配布

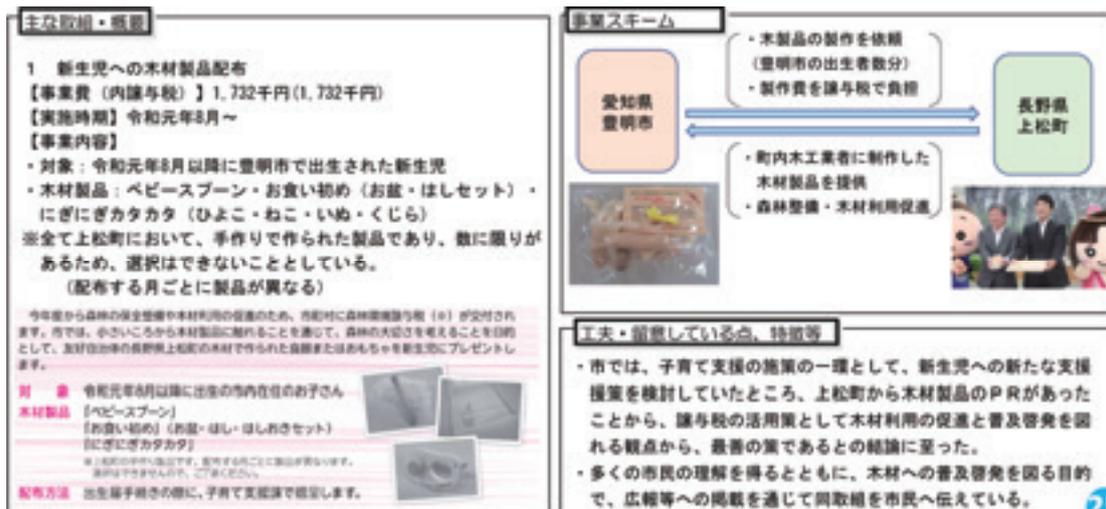
- 公共・民間建築物の木造・木質化に木材（建築用材）を使用する以外にも、食器やこどもの玩具等、身近なものを木材で加工して利用することも、木材利用の1つである。

➡製品1つあたりの木材使用量が大きくないため、供給不足といった問題は生じづらく、また複数の自治体が連携することでの調整機能も発揮しやすいと考えられる。

➡建築用材に比べて加工度が高いため、連携先の山村部自治体への経済貢献（木材使用量あたり）が大きい。

- 愛知県豊明市では、有効自治体かつ水源地に位置する長野県上松町と連携し、上松町の木材から作られた食器やおもちゃを、豊明市で出生された新生児にプレゼントする取組を譲与税事業として実施している（図 3-3）。小さいころから木で作られた製品に触れることを通じて、森林の大切さを考えてもらうことを目的としている。

図 3-3：愛知県豊明市における新生児への木材製品配布の事例



(出所) 林野庁「森林環境譲与税の取組事例集」(2020年)より転載

研究にあたって

1.

2.

1

1.

2.

3.

2

1.

2.

3.

4.

3

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

おわりに

資料編

1.

2.

3.

### 3.1.3 森林環境教育・林業体験などの現場活動

#### 【事業内容】

- ① 区民が山村部自治体の森林において、植樹、間伐等の森林施業を体験する。
- ② 区民が山村部自治体の森林において、森林セラピーや様々な自然体験をする。

#### 【区及び区民にとっての期待される効果】

- 区内では体験できない森林や自然の中での体験を通じて、自然に関する学びや、リフレッシュ効果等を得られる。
- 山村部自治体の住民等との交流が生まれる。(区で山村部住民を受け入れるような取組にもつながりうる。)

#### 【連携のあり方】

- 1：1もしくは多：多の連携が適切と考えられる(各区が都度数十人程度を派遣し山村部自治体がこれを受け入れるフィールドを提供するという中で、規模がバランスしていることが望ましく、1：多では特別区側、多：1連携では山村部自治体に事務負担が偏る可能性がある。また多：1では数年繰り返す中で適地がなくなる可能性も懸念される)。

表 3-5：連携のあり方 (現場活動)

都市部自治体	山村部自治体	適性	利点	欠点
1	1	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既存連携を活用し、特別区から山村部自治体にアプローチしやすい。</li> <li>■ 体験活動プログラムを一度構築すれば、毎年繰り返し実施することが容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 毎年繰り返すうちに、施業体験の適地がなくなる可能性がある。</li> </ul>
1	多	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既存連携を活用し、特別区から山村部自治体にアプローチしやすい。</li> <li>■ 施業適地を多く確保できる。</li> <li>■ リピーターを想定する場合、自治体ごとに多様なプログラムを体験できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1つの区が複数の自治体と調整する必要があり、事務作業が煩雑になる。</li> </ul>
多	1	×	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受入側の山村部自治体の負担が大きい。</li> <li>■ 毎年繰り返すうちに、施業体験の適地がなくなる可能性が高い。</li> </ul>
多	多	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 毎年互いに異なる自治体と交流することで、交流人口増加の観点から地域振興につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ある区の既存連携が必ずしも他区の既存連携ではないため、連携先選定にあたっての説明・理由付けを考える必要がある。</li> </ul>

#### 【事業構築にあたり取り組むべき事項・留意点】

- ①施業体験の場合、山村部自治体と特別区のニーズをマッチさせることが難しい場合がある。
  - ➡都市部側はアクセスや利便性のよい場所で森林体験を実施したいが、山村部側が森林整備のニーズを有しているのは奥地である可能性がある。また、都市部側のニーズを満たした対象地は少ない可能性がある。

- ➡奥地の森林については普及啓発活動としての施業体験・自然体験には用いず、森林整備支援の対象地に回すという整理を行うのも一案である。
- 区民が山村部自治体に行き実際に体験・交流を行うので、山村部・都市部の両自治体職員にとっての負担が大きい。ノウハウを有する民間事業者をうまく活用できるとよい。

### 3.1.4 カーボン・オフセット事業

#### 【事業内容】

- ① 山村部自治体の森林整備を支援し、同自治体が活用可能なCO<sub>2</sub>吸収量認証制度を活用して成果（CO<sub>2</sub>吸収量）の認証を受け、対価としてこれを獲得し、特別区における排出量をオフセットする。
- ② J-クレジット制度等によりクレジット化された森林吸収クレジットを購入し、特別区における排出量をオフセットする。

#### 【区及び区民にとっての期待される効果】

- 気候変動対策、環境保全を価値化・可視化することで、直接的に貢献でき、アピール度が高い。これは、アンケート結果でも各区が重視していた成果である。
- 連携先の山村部自治体の森林整備に貢献できる。

#### 【連携のあり方】

- 多：多の連携が望ましい。1：1や、1（都市部）：多（山村部）の連携も可。

表 3-6：連携のあり方（カーボン・オフセット）

都市部自治体	山村部自治体	適性	利点	欠点
1	1	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既存連携を活用し、特別区から山村部自治体にアプローチしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象適地が限られる場合、獲得できる吸収量が限定的になる。</li> <li>■ 森林整備状況により獲得できる吸収量が変動するため、計画量や費用対効果を見込むことが困難。</li> </ul>
1	多	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既存連携を活用し、特別区から山村部自治体にアプローチしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林整備状況により獲得できる吸収量が変動するため、計画量や費用対効果を見込むことが困難。</li> <li>■ 各連携先への公平性（獲得する吸収量≒譲与税投入額）を問われる可能性がある。</li> </ul>
多	1	×	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 獲得できる吸収量が限定的となり、複数特別区の需要を賄えない可能性が高い。</li> <li>■ 森林整備状況により獲得できる吸収量が変動するため、計画量や費用対効果を見込むことが困難。</li> </ul>
多	多	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 吸収量の需給の調整幅が大きくなる。</li> <li>■ 対価が明確（量化される）なので、自治体間での譲与税投入額の調整が不要と考えられる（投入額に差があっても、獲得できる吸収量がそれに依りて変わるだけであり、不公平感がない）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ある区の既存連携が必ずしも他区の既存連携ではないため、連携先選定にあたっての説明・理由付けを考える必要がある。</li> </ul>

#### 【事業構築にあたり取り組むべき事項・留意点】

- 事業内容を、上記①・②のいずれにするか、連携自治体が活用できる森林認証制度を確認したうえで検討が必要（図 3-4）。
- ➡連携自治体（同自治体が属する都道府県）が吸収量認証制度を有する場

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

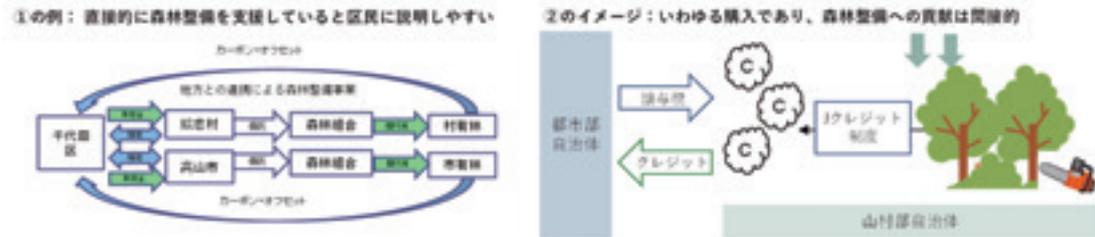
おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

合、①の事業が可能。そうでない場合、②にならざるを得ない。

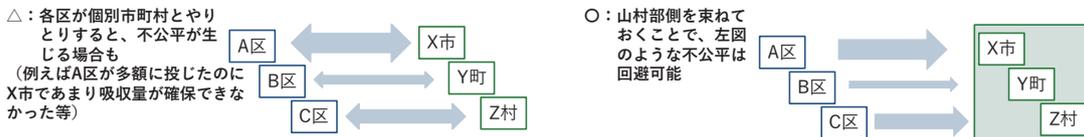
図 3-4：カーボン・オフセット事業のイメージと比較



(左図の出所) 第1回研究会 千代田区研究員作成資料

- 連携自治体のポテンシャルを確認することが必要。
  - ➡市町村が所有・管理している森林（市町村有林など）がどの程度あるかにより、吸収量獲得ポテンシャルが変動。
  - ➡とくに①の事業の場合、事前に費用対効果を把握することが困難。（②の場合は購入単価が決められているため、見積が容易。）
- 森林整備対象地の状況により、生じる森林吸収量が増減する。
  - ➡多：多連携で①を実施する場合、不公平感がないようにする工夫が必要になる可能性がある（図 3-5）。

図 3-5：吸収量の変動に対処するアプローチ（案）



- ①事業の場合、森林整備費用（山村部自治体の林業事業体への委託費用）に加え、吸収量認証に係る費用や書類作成といった作業（あるいはその作業委託費用）が生じることに留意。
- ①事業については、クレジットのように吸収量の売買はできない（申請者のみが吸収量を手にすることができる）。例えば複数区の連携体制として別途とりまとめ事務局を設けたとしても、事務局ではなく各自治体が申請を行う必要がある。

### 3.2 複数事業の組み合わせ実施

上記 3.1 ではモデルケースとして4つの事業メニューを示したが、これらを複数組み合わせることも考えられる。

例えば、森林整備支援を行いその成果である吸収量を認証してカーボン・オ

フセット事業と組み合わせる、森林整備の結果搬出される木材の提供を受けてこれを活用し、川上から川下まで一貫した取組として区民への普及啓発を図る、といったことが考えられる。

また、山村部自治体側の受入れ体制整備状況も様々であることから、状況に応じ、例えばまずは比較的容易に始められる現場体験での連携を開始し、体制が整った時点で森林整備+カーボン・オフセット事業を開始する、といった段階的な連携も考えうる。

### 3.3 その他の事業アイデア

本調査では、山村部自治体との連携を念頭に事業を4つに整理し議論を進めたが、特別区内で完結する取組も含め、検討の過程でいくつかの用途についてもアイデアが出された。

#### ●山村部の再生可能エネルギー事業への支援

木質バイオマス燃料として森林資源を活用する取組（発電・熱利用）が近年進んでいる。再生可能エネルギーは属地的な特性を有するため燃料やエネルギーを都市部に移送するというよりは、森林資源を有する山村部自治体におけるバイオマスエネルギー導入を進めるための資金支援を特別区が行い、現地のクリーンエネルギー普及に貢献するといった取組が考えられる。なお、再生可能エネルギー証書のような形で再エネの価値を特別区が獲得できる可能性もある。

#### ●屋敷林の整備

2020年に改定された東京都の「緑確保の総合的な方針」は、東京都において減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等について、計画的に推進することを目的として策定されている。本方針では、「緑の確保を推進する先導的な取組」の1つとして譲与税の活用が掲げられているものの、具体的な活用方針についての記載は乏しい。

屋敷林は、世田谷区や練馬区を中心に特別区内に約3haが残存しており、地域住民に親しまれてきた一方で、固定資産税や相続税、落ち葉対策など、その維持に関する所有者への負担が課題となっている。「緑確保の総合的な方針」にも記載されているように、地価の高い都内の屋敷林は、納税のために敷地の一部が売却されるケースがあり、これまで維持されてきた貴重な農地景観が喪失する要因となっている。

「特別緑地保全地区制度」や「農の風景育成地区制度」等との連携を図りながら、屋敷林の保全に対して譲与税を活用する可能性が考えられる。

#### ●区民、区内に立地する企業を巻き込む取組

森林はないが人口が多いという特別区の特徴を活かし、新たな税の活用方

法自体や、自治体間連携のストーリーを区民で検討する（それ自体をイベント化する、そのためのプラットフォームを構築する）ことが考えうる。特別区には企業が多く存在しており、これを巻き込むスキームは都市部ならではである。企業・労働者のニーズとそれを実現する場所とのマッチングのためのプラットフォームを、譲与税を活用して整備するといったことも考えられる。

●現場体験とデータ蓄積を組み合わせる取組

都市部住民がただ連携先の山村部自治体を訪れるだけでなく、現場で触れた何らかの情報をスマートフォンアプリを利用してクラウド上に記録・蓄積するといった手法が考えうる。事例としては、BIOME<sup>25</sup>（いきものを見つけて記録するアプリ）がある。ただし、安全性を考慮した結果としてアクセスの良い森林の情報ばかりが集まることになる。収集したデータを誰が保有・管理するか検討が必要である等の課題もある。

---

## 4 事業構築の流れ、タイムスケジュール

---

本調査では、アンケート調査・ヒアリング調査等を通じて複数区との連携可能性が確認された自治体について、研究会を通じて具体的な議論を行った。そうした例を通じて、事業構築までに実施すべき事項やタイムスケジュール、留意すべき事項等を整理した。

### 4.1 山村部側で既に連携し譲与税活用メニューを有している地域との連携

---

秩父地域森林林業活性化協議会<sup>26</sup>（埼玉県秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）では、自治体間連携による譲与税活用を見据え、様々な事業メニューを揃え、オンライン活用セミナー等による情報発信も行っている（[図3-6](#)）。

---

25 (<https://biome.co.jp/app-biome/>)

26 地方自治法に基づく協議会ではなく、任意の協議会。2012年度に設置。

図 3-6：協議会による譲与税活用事業のメニュー

<p><b>①公共施設等での木材利用</b></p> <p>●事業の内容● 健全な森林(人工林)は、「建てて、育てる」だけでなく「適切な活用」のサイクルが重要 です。本財を都市部で活用することは、成長の過程で吸収した二酸化炭素を固定し、地球 温暖化防止に貢献します。 秩父産木材については、秩父木材協会の総合窓口を通じて、必要な木材の調達・確保が可 能です。また、秩父地域には一定の品質が確保された材種(日本産材環境)の認定工場が あるほか、様々なニーズに応えることができます。 なお、施設で木材利用を進める際の参考となるホームページを作成しました。ぜひ一度ご 覧ください。</p>  <p><a href="https://tschiba-wood.com/">https://tschiba-wood.com/</a></p>	<p><b>②木育の推進(ウッドスタート)</b></p> <p>●事業の内容● ウッドスタートとは、東京おもちゃ美術館が展開している「木育」のプランです。 この活動は「木を真ん中に置いた子育て」子育て環境を整備し、すべての子供たちが人生 最初のステージを、木の温もりを感じながら楽しく豊かに送ることができるようにしていく想 いを意味します。 生まれた赤ちゃんへの秩父産木材を使用した秩父の木職人が製作した玩具の誕生祝品と してのプレゼントや、子育て環境に秩父産木材をふんだんに取り入れる空間環境などを 東京おもちゃ美術館と協力し提供します。</p> 
<p><b>③秩父産木工品の活用(HP森のおくりもの)</b></p> <p>●事業の内容● 都市部自治体向けのHP「森のおくりもの」を展開し、秩父産木材のPRを行うとともに、 秩父産木材由来の木工製品等の窓口(一社)秩父地域産産センターに一括化し、 自治体等からの問い合わせ等に対応する体制を行っています。 ウッドスタート(誕生祝品)から、観光地まで秩父産木材のウッドエンディング(誕生祝品)までライ フスタイルに合わせた木材品を提供します。詳しくは「HP森のおくりもの」をご覧ください。</p> 	<p><b>④秩父地域での林業・木工体験</b></p> <p>●事業の内容● 秩父地域は、都内や埼玉県内から車で2時間ほどの距離にあります。 学校行事や市民参加行事として秩父地域にお越しいただき、各種林業体験、木工体験、 自然の中でのフォームドゥークなどをお楽しみください。 また、秩父地域は自然、歴史、祭りなど見どころがたっぶりあります。 (一社)秩父地域おもてなし観光公社との連携で観光や宿泊(見物)もあります)と合わせて 秩父地域をご堪能いただくプランを提案することが可能です。</p> <p>行先: 各中核自治体→秩父地域(関係林業中核企業、フォームドゥーク→秩父地域) 対象: 観光客・観光(団体)や市民参加ツアー、ジョブ型ツアー、フォームドゥーク体験ツアー→各中核自治体</p> 
<p><b>⑤自治体連携の森づくり(事例:としまの森)</b></p> <p>●事業の内容● 上下流域の自治体が連携して行う森林整備のご提案です。 その事例として、秩父市と林野都市の豊島区がとしまの森を整備し、CO2排出量 の削減(森林吸収によるカーボンオフセット)、気候の環境教育の推進を行っています。</p> <p><b>としまの森-秩父のスキーム</b></p> 	<p><b>⑥秩父地域での森林整備への支援</b></p> <p>●事業の内容● 秩父地域では秩父市・秩父町・皆野町・長瀬町・小倉野町の1市4町が連携し、荒川流 域の地域として、森林経営管理制度へ積極的に取り組み、集約化による森林整備を進め ています。 また、令和3年度からは、集約化の難しい森林の個性等について補助事業として取り 組みを開始しました。 これらの取組へ支援いただくことにより、水源のかん養や地球温暖化防止等森林の公 益的機能の更なる発揮に貢献いたします。 進めとして、個性発揮の発祥会や関係材や木工製品の提供等のご提案もできます。</p> 

(出所) 秩父地域森林林業活性化協議会「荒川上下流域の連携による森林づくり～森林環境譲与税活用のご提案～」(2021年8月20日 森林環境譲与税活用セミナー資料)より転載

【山村部自治体のニーズ】

- 森林整備への支援：森林整備予算が不足する中で、特別区を含む都市部の譲与税を活用した森林整備支援のニーズが高い。
- 秩父材の利活用・PR：地元産材の販売促進が目指されている。市有林及び地域内の製材工場では、森林認証を取得している。木材利用により、山側(林業事業者・森林所有者)への利益還元により林業振興に繋げることが求められている。

- その他：1：1連携のメニューとしては、公共施設等での木材利用、木育・林業体験等イベントへの協力や木製品の提供、自治体の森（1～数ha程度）等も提案されている。

【同地域との連携のポイント】

- 多様な事業で早期の連携が可能：既に山村部側自治体で協議会という組織体ができおり、事業メニューも提案されている。森林整備やカーボン・オフセット事業の実績も有していることから、特別区側のニーズと合致すれば、早期の事業実施が可能。
- 地域の関係団体が参画しての事業実施：同地域では、事業メニューごとに地域の関係団体をうまく巻き込むことにより、事業を運営することを検討している。具体的には、木材供給では秩父木材協同組合、森林体験では秩父おもてなし観光公社、といった関係団体が機能しうる。

【同地域と連携するにあたっての課題】

- 新たな連携先としての選定理由：特別区が同地域を選んで連携を検討する場合、同地域との連携理由を特別区担当部署が区議会や区民から求められた際に説明しづらい点について懸念が示されていた。これを背景に、同地域は自身が属する「荒川流域」という単位での連携を当初想定していた。
- 連携先が増えすぎることによる先方の負担：同地域では先述の通り情報発信により連携先を模索している。こうした中で複数区が連携を希望した際、先方にとって連携先が増えすぎることによって担当の自治体職員の負担が大きくなる可能性が指摘されている。また、同地域を含む埼玉県では、県内市町村を対象とした上下流域の連携を支援するサポートセンターを2021年に設置しており、こうした取組との両立に向けては県の関係機関からの支援をより強化するといった工夫が必要と考えられる。

図 3-7：連携事業ごとのスケジュールイメージ（秩父地域）

スケジュールイメージ	1年目	2年目	・・・	・・・
森林整備・オフセット	検討・準備	実施	実施 (+オフセット)	
木材・木材製品	検討・準備	実施	実施	実施
森林体験	検討・準備	実施	実施	実施

## 4.2 木材の販売を希望する自治体との連携

当該自治体は、木材の販路拡大に注力しており、譲与税を通じて特別区を含む都市部に木材を供給したい考えを有している。一方で、特別区側のニーズが

カーボン・オフセットや森林体験といった多様な内容であることも認識しており、両者の考えをもとに事業を具体化していくことになる。

#### 【山村部自治体のニーズ】

- 木材販路拡大：地域材の販売拡大に向けて森林認証の取得、認証材の生産・出荷に取り組んでいる。価格だけでなく森林の持続可能な経営管理を意識するビジネスパートナーの開拓・販路拡大を目指している。地域材の利用総合戦略委員会（地域内の林業事業者、製材事業者、森林組合、設計事業者等が参画する任意団体）が設立されており、木材生産・販売体制は既に構築されている。

#### 【特別区側のニーズへの対応】

- カーボン・オフセット：特別区側の強いニーズとして認識されており、具体的なニーズを踏まえて今後検討する準備がある。
- 森林体験：過去には特別区との連携・交流もあったが、近年は機会が減少している。ただし、交流を進めたい意向はあり、地域内には多様な森林があるため、時間を要する可能性があるがニーズに応じた対応を検討する。
- 木材製品の提供：地域内の民間事業者が主導して学習机を作っている例があるが、地域の事業者だけではキャパシティ不足の可能性があり、地域としては木材を提供し加工は特別区側でという体制が現実的と考えられている。

#### 【同地域との連携のポイント】

- 連携事業の具体化と合意形成に向けた協議：上述の通り、山村部側、都市部側（特別区）のニーズがそれぞれある中で、両者の目指す事業を具体的に議論しながら決定していく作業が喫緊で求められている。例えば森林整備について、収益を伴う林業経営、公益的機能発揮するための整備、新規植栽から関わりたい、資金提供のみを行いたい等、特別区側の想定を深掘する必要性が指摘されている。

#### 【同地域と連携するにあたっての課題】

- 山村部側受入れ体制の構築：木材販売以外の体制は構築しきれていない実態があり、連携が具体化していく段階では専任職員の配置も含めて体制を検討・構築する必要性が指摘されている。
- 山村部側の複数連携：複数区のニーズに対応するためには、県や隣接する

市との連携も必要になる可能性がある」と認識されている。それらの県・市とは木材販売拡大を目指す方向性は合致しているものの、それ以外の事業については今後新たにアプローチが必要な状況である。

図 3-8：連携事業ごとのスケジュールイメージ（木材販売中心）

スケジュールイメージ	1年目	2年目	・・・	・・・
森林整備・オフセット	検討・準備		実施	実施（+オフセット）
木材・木材製品	検討・準備	実施	実施	実施
森林体験		検討・準備	実施	実施

### 4.3 現場体験や森林整備への支援を希望する自治体との連携

当該自治体は現時点で事業に対する明確な優先順位を有しておらず、連携先の特別区の要望を踏まえて柔軟に対応可能との状況である。ただし、木材生産量があまり大きくないことから、木材・木材製品の調達については時間を要する見込みである。山村部側での複数自治体での連携についても、今後検討という段階ではあるが、一定の実現可能性を有している。

#### 【提供しうる事業メニュー】

- 森林・林業等の現場体験：山村部側の費用負担が生じず日程が調整できればすぐにでも実施が可能。親子を招いての伐採・木工体験のイベント実施実績を有する。観光資源もあることから、現場体験と合わせて観光メニューを提供することも可能。
- 森林整備＋カーボン・オフセット：自治体有林を企業の森として貸し出し森林整備費用の支援を受けている実績を有し、また自治体有林で年間10ha程度の間伐を実施していることから、今後数年間はそうした場所を対象に事業を実施することが可能。また、これまで実績はないものの、県の森林吸収量認証制度を活用可能。

#### 【同地域との連携のポイント】

- 複数年間の連携継続：単年度ではなく継続しての連携を希望している。
- 山村部側の複数連携：周辺地域を取りまとめた複数連携も検討の余地がある。これにより木材生産の盛んな自治体を巻き込むことで、木材・木材製品の調達事業も可能になる可能性がある。

#### 【同地域と連携するにあたっての課題】

- 木材・木材製品の調達：同地域単独では木材・木材製品調達に対応できる

木材生産量が確保できない。山村部側が複数連携することが同事業実施の条件となる。

図 3-9：連携事業ごとのスケジュールイメージ（現場体験等中心）

スケジュールイメージ	1年目	2年目	・・・	・・・
森林整備+オフセット	検討・準備	実施	実施(+オフセット)	
木材・木材製品		検討・準備	山村部側の複数連携	実施
森林体験	検討・準備	実施	実施	実施

#### 4.4 森林セラピー基地を活用した現場体験を提供できる自治体との連携

当該自治体では人口は少ないながら大面積の森林を有している。森林セラピー基地を有しており森林での体験であれば早期にメニュー提供が可能な状況である。また、木材加工機器を導入しておりブランド材を活用した木材製品の提供の希望も強い。カーボン・オフセットについては実績がないが、都市部のニーズを踏まえて検討の余地はある。

##### 【提供しうる事業メニュー】

- 森林での現場体験（森林セラピー等）：自治体有林を活用した植栽体験・間伐体験・森林散策・森林環境教育講話・木工体験や、森林セラピー基地を活用した活動（セラピーウォーク・ヨガ・アロマセラピー）等、様々なメニューが提案されている。森林セラピー基地には森林学習館や林業研修センター等の屋内施設、アスレチック、ウォーキングコース等も整備されている。山村部側の費用負担がなく都市部側との調整がつけば、早期の事業実施が可能な状況。観光資源もあり、1泊2日といった宿泊付きでのメニューが想定される。
- 木材製品の提供：地元材のブランド化に取り組んでおり、導入した木材加工機器による木材製品の提供が可能。自治体内の木材製品提供元を紹介することを希望している。数百個規模を想定。

##### 【同地域との連携のポイント】

- 山村部側の複数連携：県や近隣自治体を含めた山村部側の複数連携は、要調整ではあるが可能と見られている。複数連携により木材製品だけでなく一定量の木材（建材）の提供も可能になりうる。山村部側で既に構築されている既存連携を活用（機能を拡張）する場合には、参加自治体それぞれの議会の議決が必要。
- 住民交流の醸成：他分野も含めた連携事業を行う場合には、連携自治体の

住民の交流・往来が生まれるような事業を希望している。

【同地域と連携するにあたっての課題】

- 木材の調達：同自治体単独では困難、山村部側での複数連携が必要となる。
- カーボン・オフセット事業：実施実績がないとのことで、都市部側の要望を踏まえて今後改めての検討が必要な状況、実施までには一定の時間を要する。

図 3-10：連携事業ごとのスケジュールイメージ（環境教育等中心）

スケジュールイメージ	1年目	2年目	・・・	・・・
森林整備・オフセット	検討・準備	実施	実施	実施（+オフセット）
木材・木材製品	検討・準備	実施（木材製品）	実施（木材製品）	山村部側の複数連携（木材調達に向けて）
森林体験	検討・準備	実施	実施	実施

#### 4.5 東京都多摩地域との連携

東京都西多摩地域の6市町村は、森林環境譲与税の開始を契機に、森林経営管理制度を進めていくため、東京都と共に協議会を設立した。その協議会において、当該地域での森林整備推進や林業活性化に向けた特別区との連携可能性が模索されている。現時点では、特別区側のニーズを踏まえつつ、各市町村がどのような事業を実施できるか検討している段階。

【提供しうる事業メニュー】

- 森林での現場体験：森林セラピー基地等、インフラ（駐車場、トイレ、公共交通機関からのアクセス等）が整っている場所での実施が可能。この他、都市部側のニーズを踏まえて体験用地を選定しうる。

【同地域との連携のポイント】

- 都内連携：同じ都内で山村部と都市部が連携し森林整備の推進、林業活性化に取り組んでいくことは、都市部側としても説明がしやすい（川上～川下がつながっており、森林整備を支援することで公益的機能を楽しむという関係性が分かりやすい）。「とうきょう森づくり貢献認証制度」の活用や「花粉の少ない森づくり運動」への参加を通じて、森林整備への資金支援や木材利用を行うことで、都内森林の適切な管理促進の取組を支援することが可能。現場体験をするにあたっては、アクセスが容易で日帰り可能な点もポイント。
- 地産地消の推進：（直近で実施できるのは現場体験に限られるかもしれない）

いが) 将来的に木材調達でも連携していくにあたり、多摩産材「とうきょうの木」の地産地消につながる。

【同地域と連携するにあたっての課題】

- **連携体制の整備**：多摩地域の協議会は設立されて日が浅く、その設立趣旨は森林経営管理制度の推進や森林整備等における都市部との連携の検討が主な目的となっており、連携の協議に向けた窓口としては暫定的である。山村部側・都市部側の対話も開始段階であり、複数連携の体制構築が必要なことから、連携組織を運営する人材の確保や東京都の支援が求められる。
- **森林整備への支援**：一部、すぐに実施可能な市町村有林等の候補地はあるものの、これから森林経営管理制度の下での意向調査が開始される段階ということもあり、現時点では規模が不透明。そもそも、多摩地域の森林のうち市町村有林等は4%程度であり、森林面積の約7割を占める私有林も含めた事業地の検討が必要。
- **木材の調達（多摩産材）**：東京都の木材「愛称：とうきょうの木」の販売促進に取り組んでおり、産地証明制度を有する。ただし、流通量が限定的であるため、特別区側は供給量に合った使用方法が求められる。
- **市町村有林等の地理的条件**：多摩地域の森林面積における市町村有林等の面積割合は少なく、その中でも地形が急峻な箇所もあり、現場に応じた連携事業の内容を検討することが求められる。シカ等の獣害も問題になっており、獣害対策を含めた整備が必要。

図 3-11：連携事業ごとのスケジュールイメージ（東京都西多摩地域）

スケジュールイメージ	1年目	2年目	...	...
森林整備・オフセット		検討・準備		実施
木材・木材製品	連携体制構築	検討・準備		実施
森林体験		検討・準備	実施	実施 実施

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

---

## 5 連携先に応じた都市部側（複数区）の体制構築検討

---

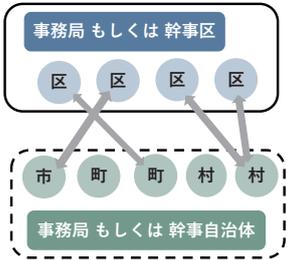
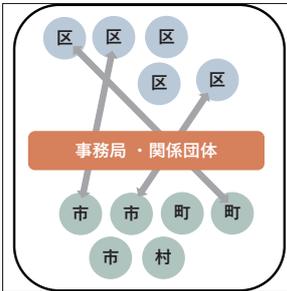
### 5.1 都市部側（複数区）の体制のあり方

---

本項では、特別区側が複数区で連携する際の体制のあり方について、以下3つのオプションを挙げ、その概要や体制構築に係る利点・欠点を整理した（図3-12）。

オプション1は、目指す譲与税活用事業の内容が共通している少数（例えば2区）の複数区で取組を開始するものである。小規模で開始するので組織体である必要は必ずしもなく、それゆえ早期の開始が可能である。オプション2は、はじめからある程度の数の特別区がまとまり、組織体を組成して幹事区等がこれを運用していくかたちである。同様に山村部側で既に連携しているような先と将来的に連携事業を行うことが想定される。つまり、特別区側の事務局もしくは幹事区は、参加区間の調整と、山村部側事務局もしくは幹事自治体とのやりとりの役割を担う。オプション3は、山村部自治体も含めてまとまった組織体を組成するものである。事務局は特別区側だけでなく山村部側自治体の調整も担うことになるため、特別区が幹事を務めるというよりは、都道府県規模の自治体や専門性を有する民間事業体等の支援を確保することが考えられる。特別区がこうしたオプションを取りうるのは東京都内での連携が最も現実的であり、この他、流域単位での連携も可能性として考えられる。

図 3-12：特別区側の複数連携体制のオプション

オプション1	オプション2	オプション3
		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目指す事業が共通している少数からスタート</li> <li>● 開始時点では組織体は必ずしも必要ない</li> <li>● 山村部側は1～数自治体</li> <li>● 将来的に、参加区・事業の拡大・多様化を目指す</li> <li>● 連携先のイメージ：特定の事業に特化したリソースを有する1～数自治体（木材販売を行いたい自治体、森林セラピー基地を有する自治体／等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数区による組織体を組成</li> <li>● 山村部側も同程度の複数自治体</li> <li>● 参加自治体間の事業の調整機能を有する（事務局もしくは幹事自治体）</li> <li>● 専門性（カーボン・オフセット手続き等）を有する民間事業者へ事務局を委託することも一案</li> <li>● 連携先のイメージ：山村部側で複数まとまっている協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山村部側も含めたまとまりを形成</li> <li>● 事務局を特別区側・山村部側の調整を担う立場の組織（都道府県、専門的知見・ネットワークを有する民間事業者等）が担当</li> <li>● 参加自治体間の事業の調整機能を有する</li> <li>● 専門性（カーボン・オフセット手続き等）を有する民間事業者へ事務局を委託することも一案</li> <li>● 連携先のイメージ：東京都西多摩地域</li> </ul>
<p><b>【利点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 早期の開始が可能</li> <li>● ニーズ・シーズの調整が容易</li> </ul> <p><b>【欠点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山村部側の硬直性が高いと拡大が困難（先方が他の連携先を巻き込めない場合）</li> <li>● 拡大した時点で取りまとめ機能の構築が必要（オプション2に移行する等）</li> <li>● 連携先選定の理由付けが必要</li> </ul>	<p><b>【利点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携の持続性が担保できる</li> <li>● スケールメリットを出しやすい</li> <li>● 事務局の民間への委託費用を工面できる可能性があり、その場合各区の労力が軽減</li> </ul> <p><b>【欠点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初期段階（組織設置段階）の調整・体制構築に時間を要する</li> <li>● 幹事区が運営する場合、区職員の負担が大きい</li> <li>● 連携先選定の理由付けが必要</li> </ul>	<p><b>【利点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携の持続性が担保できる</li> <li>● スケールメリットを出しやすい</li> <li>● 事務局の民間への委託費用を工面できる可能性があり、その場合各区の労力が軽減</li> <li>● 連携先選定の理由付けが不要</li> </ul> <p><b>【欠点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初期段階（組織設置段階）の調整・体制構築に時間を要する</li> <li>● 組織の規模が大きくなるため、運営の難易度が高い（都道府県等の支援が必要）</li> </ul>

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

## 5.2 連携体制の構築方法

自治体間連携の実施方法は、地方自治法等の法律に依拠する連携枠組みと、法律に依拠しない連携枠組みの2通りに大別される。このうち、地方自治法（第252条の2）に基づく枠組みは、**図3-13**のようなものが挙げられる。連携協約や協議会等の法人の設立を要しない枠組みと、一部事務連合等の法人の設立を要するものに大別される。

各枠組みの特徴の比較は**図3-14**の通りである。法人の設立を要しない枠組みは、法人格を持たず、固有の財産や職員を有しないため、あくまでも共同処理の対象となった事務は各構成団体（普通地方公共団体）に帰属し、各構成団体が管理・執行したものとして効力を有する。一方で、法人の設立を要する枠組みは、法人格を有し、固有の財産や職員を有する。法人が成立すると、共同処理の対象となった事務は各構成団体（普通地方公共団体）の権能から除外され、当該法人に引き継がれることになるため、自身が事業の発注者となることも可能である。なお、連絡調整協議会<sup>27</sup>を除き、これらの枠組みについては関係地方公共団体の議決を要する点も特徴である。

**図 3-13：地方自治法（第252条の2）に基づく枠組みの一覧**

	名称	制度の概要
法人の設立を 要しない	<b>連携協約</b>	■ 地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度
	<b>協議会</b>	■ 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度
	<b>機関等の共同設置</b>	■ 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度
	事務の委託	■ 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度
	事務の代替執行	■ 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度
法人の設立 を要する	<b>一部事務連合</b>	■ 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体
	<b>広域連合</b>	■ 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる

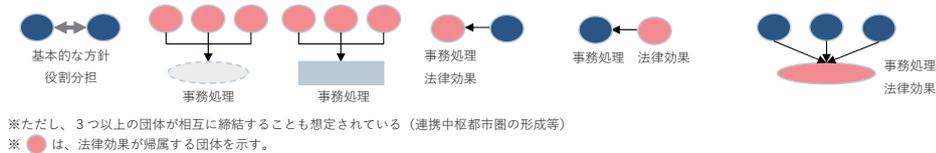
(注) 3つ以上の自治体間の連携を想定可能な枠組みは太字・下線。

(出所) 総務省「広域連携について」等を基に作成

27 協議会には、管理執行協議会、連絡調整協議会、計画作成協議会の3種類が存在する。

図 3-14：地方自治法に基づく枠組みの特徴

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務連合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
組織	法人格をもたない						
	-	構成団体職員が 処理 (機関なし)	構成団体職員が 処理 (機関あり)	受託団体が事務 を処理	一方が他方の事務 を処理	独立した法人格あり	
法律効果の帰属	-	各構成団体に帰 属	各構成団体に帰 属	受託団体に帰属	他方の団体に帰 属	法人に帰属	
当事者	1対1*	複数の団体		1対1		複数の団体	



(出所) 総務省「広域連携について」等をもとに作成

一方で、近年は新たに連携枠組みを設ける場合、自主的な協定の締結、法律に基づかない協議会や一般社団法人等団体の設立といった、「法律に基づかない枠組み」により事業を進めるケースが多くみられている。地方自治法に基づく枠組みと比較して、関係地方公共団体の議会の議決を要さない等、負担が少ないことがメリットとなっている。

### 5.3 民間事業者の活用

オプション2や3のように組織体を持つにあたり、各区職員の業務負担軽減を目的として、事務局機能（もしくはその一部）を民間事業者へ委託する必要性が生じる可能性もある。各区の譲与税配分額では委託費の捻出が難しくとも、複数区の連携事業であれば費用負担の分担が可能となる。

また、組織体の幹事は各区で持ち回ることとし、専門性を要する業務を切り出して民間に委託するといったことも考えうる。例えば3. で整理した事業のうち特にカーボン・オフセット事業については、森林吸収量の認証を受けるにあたっての申請手続き等は煩雑かつ専門性が求められる。従来は1：1連携では各区職員が時間を割いて対応していたこうした手続きを民間に委託し効率的に進めてもらうことも一案である。

事務局としての各機能を担うことを想定した際の、工数の目安は表3-7のとおりである。委託すべき業務を選択し、これに単価・数量を乗じることで、民間事業者への委託費用（人件費）を大まかに見積もることが可能である。

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

表 3-7：事務局機能を担う際の工数の目安

事務局機能	工数の目安 (1年あたりの稼働人日)
事務局としての運営業務	
都市部側のニーズの集約、山村部側への提示	8人日
山村部側の事業提案の集約・調整、都市部側への提示	15人日
都市部側・山村部側の事業マッチング・仲介	15人日
その他の事務作業(負担金の徴収、問い合わせ対応等)	30人日
専門的知見を有する業務	
森林吸収量認証の手続き代行	15人日/件
森林での現場体験支援(参加者募集、現場随行等)	8人日/件
森林整備事業の支援(森林整備計画作成、用地選定等の山村部側との相談)	10人日/件

(注) 組織体の設置に係る初期費用は対象外として、毎年の運営に係る工数をごく大まかに見積もった。

## 6 新たな事業スキーム構築に向けた道筋

5. で挙げた都市部側の体制構築のかたち(オプション)をもとに、複数区の連携として可能性のある体制構築の道筋を「新たな事業スキーム」として検討した。以下、5つの事業スキームの仮説を設定した。

- 仮説1：
  - 同じ事業ニーズを持つ2区程度の少数でオプション1を実施(小規模連携に留まる)
- 仮説2：
  - 同じ事業ニーズを有する複数区でオプション1からオプション2に移行
- 仮説3：
  - 山村部側のうち連携体制が構築されている先とオプション2を構築
- 仮説4：東京都とオプション3を構築
- 仮説5：既存の枠組みに参画

上記5つの仮説について、調査結果の分析と研究会での議論を通じ、以下の通り、事業スキーム(体制のあり方、各区の担うべき役割、資金の流れ、課題・留意点、スケジュールイメージ等)を整理した。

## 6.1 仮説1：同じ事業ニーズを持つ2区程度の少数でオプション1を実施（小規模連携に留まる）

### 【事業スキーム概要】

- 同じ事業ニーズを有する2区程度の少数区が、当該事業を提供できる山村部自治体（1～数自治体）と連携するかたち。
- 特別区側は同じ事業ニーズという共通認識をもって着手する前提。

### 【各区の役割・役割分担等】

- 同様の事業ニーズを持つ区が集まり、連携山村部自治体を探し、打診。
- 山村部側との調整等は特別区側が主導すべき。

### 【優先される事業と巻き込むべき庁内部局】

- 森林整備・カーボン・オフセット事業：環境部局
  - 木材・木材製品の調達：環境部局、建築部局、施設管理部局、教育部局
- ※上記の他、企画部門や財政部門の関与も必要

### 【資金の流れ】

- 各区が連携先自治体に、必要な資金（森林整備面積や獲得したい森林吸収量、木材調達希望量等に応じた金額）をそれぞれ投入。複数区での調整（負担額を一律にする等）は特段必要としない。
- 庁内で事業ニーズを固めて予算を確保したうえで、連携先への打診・事業構築を実施。ただし、実態としては連携先との相談は予算確保と並行して進めることが必要。

### 【課題・留意点】

- 組織体がないため自治体間の事務負担の偏りが懸念される。意思統一のためのルール作りが必要。
- 複数部局を巻き込む事業では、庁内の合意形成が煩雑になる。
- 各区の事務規則に沿うことが可能か、必要な物品を統一できるか等を要確認。
- 既存の連携先・事業とのすみわけや理由付けについて検討・明確化が必要。
- 長期的に連携を継続した場合、事業適地等の減少により、山村部側の事業ポテンシャルが減衰する可能性あり。
- 事業メニューを多様化するには、同じようなスキームを別の山村部自治体と構築しなければならない。

### 【スケジュールイメージ】

- 準備に1年間、その後実施に移行できる想定。

図 3-15：スケジュールイメージ（仮説1）

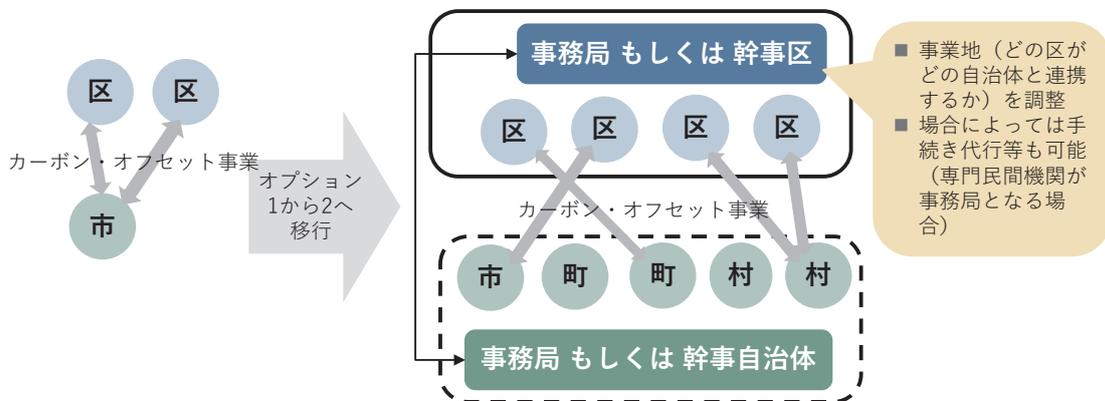
	R4年度 1年目	R5年度 2年目	R6年度 3年目	R7年度 4年目	R8年度 5年目
特別区側の連携・事業ニーズの決定	検討				
山村部側への打診・連携体制構築	検討・準備				
事業実施		実施	実施	実施	実施

## 6.2 仮説2：同じ事業ニーズを有する複数区でオプション1からオプション2に移行

### 【事業スキーム概要】

- 同じ事業ニーズを有する2区程度の少数区が、当該事業を提供できる山村部自治体（1～数自治体）と連携。その後、参加する区数が増え、管理・調整のために組織体を設置して連携体制を運営するかたち。
- オプション2に移行した際の組織体のあり方としては、以下が候補になる。
  - ➡ 連携協約：機動的に対応しうる（ニーズに応じた協約締結、事務負担の軽減、紛争解決の迅速さ）。
  - ➡ 協議会：連携協約よりも大規模な連携に対応可能。参加団体の主体性を維持したまま継続的な連携、事務処理が可能。
- 組織体の運営は、幹事区が持ち回りで行う方法と、外部民間機関等に委託する方法が考えうる。初期は提案区（オプション1の時点から参加していた区）が主導すべき。

図 3-16：仮説2のスキームイメージ



### 【各区の役割・役割分担】

- 幹事区がオプション2を運営する場合、幹事区は、各区の事業規模(予算、

面積、CO<sub>2</sub>吸収量等)のニーズを把握したうえで、事業地(どの区がどの自治体と連携するか)を、山村部側の事務局もしくは幹事自治体と調整する。

- 外部民間機関等が事務局を担う場合には当該業務は事務局が行うため、各区の役割は事業規模のニーズを示すのみとなる。

#### 【資金の流れ】

- 事務局を外部民間機関等に委託する場合、各区が負担金を拠出。同負担金は各区同一額であることが望ましい。
- 事業にかかる費用(山村部自治体に投じられる費用)は、各自治体の事業規模のニーズに応じて変動。当該費用が全額譲与税か、一部別予算を含むか等についても、各区に任される。

#### 【本事業スキームのメリット】

- スモールスタートで知見・ノウハウが構築されたうえで組織化するため、比較的スムーズに体制を拡大することが可能。
- 後から参加する区は連携開始が容易。
- 事務局を外部民間機関等に委託する費用負担を参加区で分担して賄うことが可能。この場合、各区職員の業務負担が軽減される。

#### 【課題・留意点】

- 特定の事業内容でしか連携できないため、数年単位で参加区の入替わりが生じうる。特に運営を幹事自治体が担う場合に入替わりが頻発すると連携のノウハウが蓄積されづらい。
- 幹事区の業務負担が大きい。
- 初期段階から目指す連携体制を見据えて、山村部自治体側も将来の複数連携が見込める先を選定しておく必要がある。連携先選定の理由付けも必要。

#### 【スケジュールイメージ】

- 事業内容が決まった状態で開始するため、オプション1の走り出し、オプション2に移行した後の事業地の調整は比較的短期に実施可能。

図 3-17：スケジュールイメージ（仮説2）

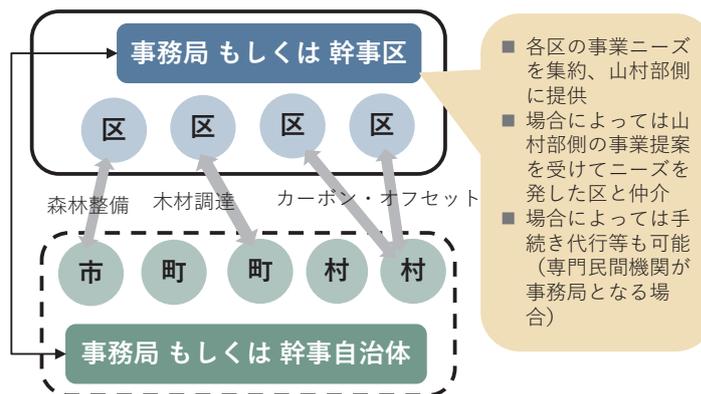
	R4年度 1年目	R5年度 2年目	R6年度 3年目	R7年度 4年目	R8年度 5年目
特別区側の連携・事業ニーズの決定	検討				
山村部側への打診・連携体制構築	検討・準備				
事業実施（オプション1）		実施	実施	実施	
組織化に向けた特別区側の検討・協議			検討・準備		
山村部側の体制構築			検討・準備		
組織の体制・ルール構築、協定等締結			検討・準備		
事業地の調整（都市部・山村部のマッチング）				準備	
事業実施（オプション2）					実施

### 6.3 仮説3：山村部側のうち連携体制が構築されている先とオプション2を構築

#### 【事業スキーム概要】

- 既に複数自治体の体制（協議会等）が構築されている山村部を選定し、これと複数区が連携するかたち。特別区側も山村部側と相応の区数で対応するため、はじめからオプション2を構築する。
- 組織体のあり方、組織体の運営方法は仮説2と同様。

図 3-18：仮説3のスキームイメージ



#### 【各区の役割・役割分担】

- 幹事区がオプション2を運営する場合、幹事区は、各区の事業内容及び規模のニーズを集約（リスト化）したうえで、山村部側の事務局もしくは幹事自治体にこれを提示して、山村部側から事業を提案してもらう。事業提案に対するマッチングは、各自治体が直接アプローチする方法と、運営主

体（幹事区もしくは事務局）が仲介する方法があり、後者の方が運営主体の負担が大きい。

- 外部民間機関等が事務局を担う場合には上記業務は事務局が行うため、各区の役割は事業内容・規模のニーズを示すのみとなる。

#### 【資金の流れ】

- 仮説2と同様。

#### 【本事業スキームのメリット】

- 多様な事業メニューを提供できる山村部側（複数）と連携することで、各区のニーズに何かしら合致する連携が成立しうる。

#### 【課題・留意点】

- 初期段階から一定数の複数区が連携するため、仮説1,2に比べて区を集め、まとめることが難しい。
- 幹事区の負担が大きい。
- 山村部側の連携策を検討するにあたり、事前の情報収集、データ分析により事業ポテンシャル（利用可能面積、木材生産量等）を把握しておくことが必要。事前調査に時間を要する。
- 山村部側選定の理由付けが必要。

#### 【スケジュールイメージ】

- 組織体の準備に1～2年を要する想定。

図 3-19：スケジュールイメージ（仮説3）

	R4年度 1年目	R5年度 2年目	R6年度 3年目	R7年度 4年目	R8年度 5年目
連携ニーズのある特別区での合意形成	検討				
山村部側との協議・調整	検討				
組織の体制・ルール構築、協定等締結		検討・準備			
事業マッチング		検討・準備			
事業実施			実施	実施	実施

## 6.4 仮説4：東京都とオプション3を構築

### 【事業スキーム概要】

- 東京都内の山村部自治体である西多摩地域との複数連携体制として、オプション3を構築する。
- 組織体としては、協議会（法人設立不要）もしくは一部事務組合（法人の設立を要する）が考えられる。自治体側・山村部側両方にとって中立的な立場が望ましいことから、外部機関等に事務局業務を委託するのが現実的。

- ➡東京都や東京都外部団体、民間機関等が運営主体となりうる。
- ➡山村部側の受け皿を多摩地域の協議会とし、特別区側の幹事組織を設けることも一案。

【各区の役割・役割分担】

- 各区は事業内容・規模のニーズを運営組織に対して提示する。
- 運営組織が都市部・山村部の仲介を担う場合には紹介を受けた山村部自治体で事業を実施する。仲介がない場合には山村部側の事業メニューを踏まえて直接山村部自治体に声かけを行う。

【資金の流れ】

- 特別区からの資金拠出の流れは、仮説2,3と同様。
- とくに法人格の組織体が運営する場合、連携事業の収益をどう配分するかを事前に取り決めておく必要がある。

【本事業スキームのメリット】

- 事務局を外部民間機関等に委託することで、各区職員の業務負担が軽減される。
- 連携先選定の理由付けが不要。

【課題・留意点】

- 運営組織を法人格を要する一部事務組合等にする場合、参加するすべての自治体の議会決議が必要なため、設立までに数年単位での準備時間を要する。

【スケジュールイメージ】

- 山村部側（西多摩地域）の体制整備に一定期間を要する想定。

図 3-20：スケジュールイメージ（仮説4）

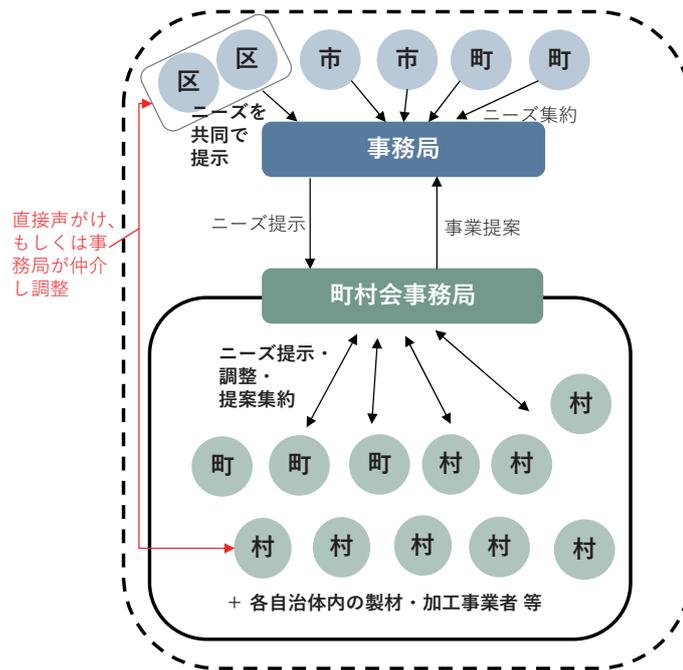
	R4年度 1年目	R5年度 2年目	R6年度 3年目	R7年度 4年目	R8年度 5年目
連携ニーズのある特別区での合意形成	検討				
山村部（多摩地域）側の体制整備		検討・準備			
組織の体制・ルール構築、協定等締結		検討・準備			
事業マッチング			準備		
事業実施				実施	実施

## 6.5 仮説5：既存の枠組みに参画

【事業スキーム概要】

- コンソーシアム等、既存のスキームへ参画するかたち。

図 3-21：仮説5のスキームイメージ



#### 【各区の役割・役割分担】

- 事務局が都市部・山村部の情報集約に特化し連携成立に向けた仲介を行わないスキームの場合、事業ニーズを提示した後、山村部側の事業提案を受けて、直接山村部側に声がけをすることが必要。
- 将来的に持ち回りの幹事を担当することになる場合には、庁内人材を確保のうえ対応が必要。

#### 【資金の流れ】

- 組織運営費用が生じている場合には、既存スキームの規則に従ってこれを支払う。
- 事業にかかる費用（山村部自治体に投じられる費用）は、各自治体の事業規模のニーズに応じて変動。当該費用が全額譲与税か、一部別予算を含むか等についても、各区に任される。

#### 【本事業スキームのメリット】

- 既存スキームへの相乗りのため、早期に連携実現が可能。

#### 【課題・留意点】

- 現状、国内にスケールメリットを発揮するような複数連携を促すスキームは見当たらない。既存スキームの中で複数区の連携を実現するためには、特別区間で合意形成がなされ、共同で事業ニーズの提示を行うことが必要。

### 【スケジュールイメージ】

- 連携枠組みに参画すること自体は容易。うまくマッチング売れば、早期に連携事業実現の可能性はある。他方、一定規模での事業実施の場合は山村部自治体がニーズに応じた事業構築がすぐにできず、連携事業実施までに時間がかかる可能性もある。

図 3-22：スケジュールイメージ（仮説5）

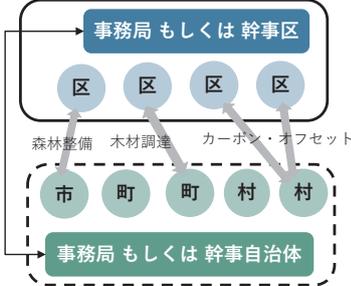
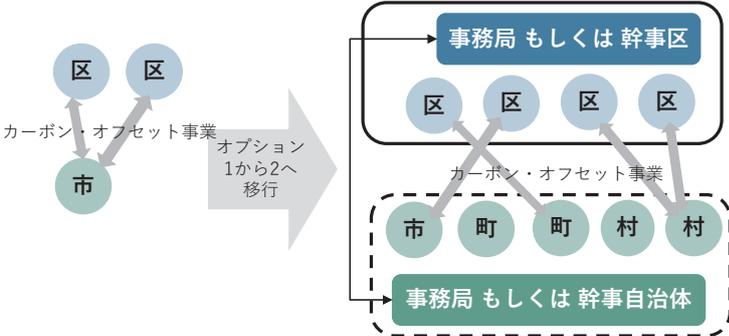
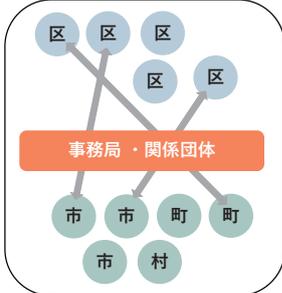
	R4年度 1年目	R5年度 2年目	R6年度 3年目	R7年度 4年目	R8年度 5年目
特別区側の連携・事業ニーズの決定	検討				
既存枠組みへの参画手続き	検討・準備				
事業マッチング	準備				
事業実施		実施	実施	実施	実施

## 7 具体的な連携先との事業スキーム構築の方向性

本章では、4. において研究会として具体的な議論を行った山村部自治体を想定しつつ、事業構築までに実施すべき事項やタイムスケジュール、留意すべき事項等を整理した。また、6. では複数区の連携として可能性のある体制構築の道筋を「新たな事業スキーム」の仮説として提示した。この2つの検討を組み合わせ、ある程度具体的に想定した連携先との事業スキーム構築の方向性を考察すると、表3-8に示すような可能性が考えられた。

4. 1で想定連携先としている秩父地域森林林業活性化協議会については、既に山村部側で連携体制が構築されていることから、仮説3のように特別区側でオプション2の体制を構築していくことが考えられる。4. 2～4. 4のように山村部自治体側が優先的に提供したいメニューが明確な自治体とは、仮説1のようにオプション1として小規模な複数連携を行うことや、仮説2のようにそれを段階的に拡大しオプション2のようなやや組織だった連携体制に進んでいく方策が考えうる。4. 5は東京都内での連携を想定していることから、仮説4（東京都とのオプション3の体制構築）が妥当と考察できる。

表3-8：具体的な連携先を想定した事業に適用可能性のある事業スキームの仮説

具体的な連携先を想定した事業 (本章第4節)	事業スキームの仮説 (本章第6節)
<p>4.1 山村部側で既に連携し譲与税活用メニューを有している地域との連携</p>	<p>6.3 仮説3：山村部側のうち連携体制が構築されている先とオプション2を構築</p> 
<p>4.2 木材の販売を希望する自治体との連携</p>	<p>6.1 仮説1：同じニーズを持つ2区程度の少数でオプション1を実施（小規模連携に留まる）</p> 
<p>4.3 現場体験や森林整備への支援を希望する自治体との連携</p>	<p>6.2 仮説2：同じ事業ニーズを有する複数区でオプション1から2に移行</p>
<p>4.4 森林セラピー基地を活用した現場体験を提供できる自治体との連携</p>	
<p>4.5 東京都西多摩地域との連携</p>	<p>6.4 仮説4：東京都とオプション3を構築</p> 

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

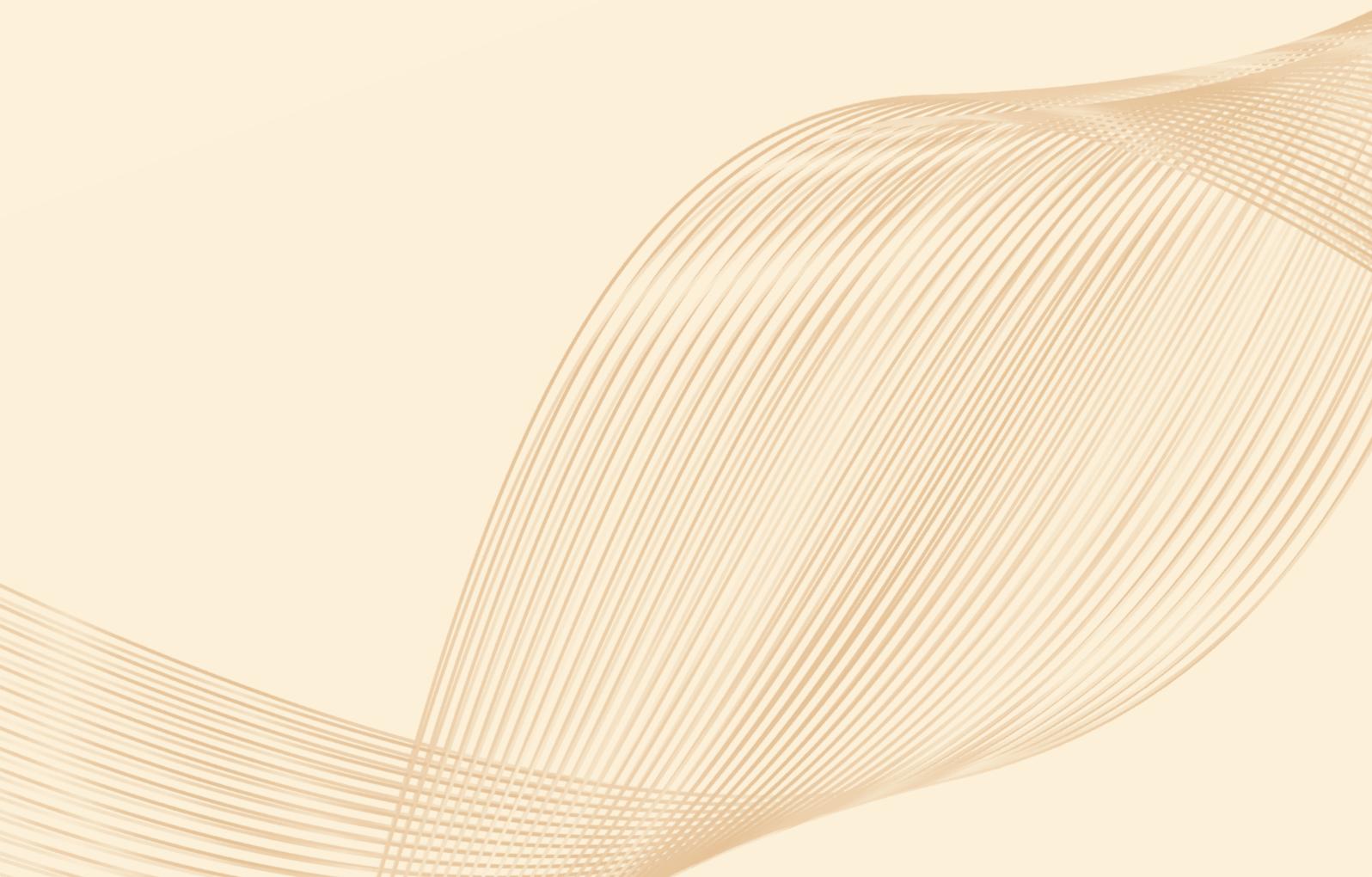
おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

なお、6.5に仮説5として示した既存枠組みへの参画は、4.に挙げた事業には当てはまりづらかったが、別途ヒアリングを実施し本報告書でも連携体制の例として紹介した奈良県の「上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム」への参画といった可能性が考えられる。

おわりに



おわりに

2019年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」が2024年度から課税され、それに先行して「森林環境譲与税」が2019年度から譲与されている。国民に広く恩恵を与える森林の多面的機能を十全に発揮させるために森林の適切な整備を推進していくこと、さらに地球温暖化対策（脱炭素）としても化石燃料や枯渇性資源に代わって木材を活用することがますます重要になっていることから、森林環境譲与税を有効に活用し、森林の持続可能な管理を行っていくことが求められる。

これを促進するためには、森林を持たない都市部においても連携し、山村部と一丸となって広域的に取り組む必要がある。この観点において本研究には大きな意義があり、文献資料調査やアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、それを踏まえて研究会における様々な議論や検討を行ってきた。

本研究においては、まず森林環境譲与税（以下、譲与税）の活用実態や、特別区をはじめとする都市部並びに山村部自治体の譲与税活用に関するニーズを把握したうえで、特別区が複数区連携しての新たな譲与税活用事業スキームを多面的に検討した。特に、山村部自治体との具体的な議論を通じて事業内容の実現可能性を明らかにし、特別区側での体制構築の仮説を示すことにより、今後に想定する連携事業実現に資する情報を整理した。

連携事業の主な内容としては、山村部自治体の森林整備支援、山村部自治体からの木材・木材製品の調達、森林環境教育・林業体験などの現場活動、カーボン・オフセット事業の4つが挙げられた。これらのうちどの事業を優先的に実施したいかについて、山村部自治体の要望は自治体ごとに様々であったが、現場活動については比較的早期に対応可能とする自治体が多く見られた。特別区側のニーズも多様であり、山村部側が提供できる事業との間でマッチングを図る体制が構築されることにより、連携の実現可能性が高まると考えられた。

体制構築のあり方として、優先的に実施したい事業が既にある山村部自治体とは、例えば2区程度の少数の特別区が連携を開始し、必要に応じて規模を拡大していくという方法が考えられた。連携のノウハウが蓄積された中で、後から参画する特別区にとって、そのハードルを下げることができ、連携自治体の拡大が進むことが考えられた。山村部側が既に複数で連携しているような場合では、特別区側も複数でまとめ、対応する組織体制を構築して連携を強化することも考えられた。この場合には、初期の段階には参画する特別区が幹事を持ち回りで担当する等により、ノウハウの蓄積を図って運営する方策が想定された。特別区単独での事業では専門人材の確保が課題であったが、複数区で費用を分担し専門的な民間機関に業務委託することにより、特別区の事務負担を軽減して連携を図れるという検討結果も得た。また、東京都内での連携を図る

場合には、都の担当部局や専門的な民間機関の支援を獲得しつつ、山村部自治体と特別区が連携体制を構築する可能性も提示された。

各特別区が他の山村部自治体と連携するにあたっての大きな課題として、とりわけ既存連携を有していない相手を連携先とすることの妥当性が挙げられた。新たな連携自治体の森林整備や木材生産等に特別区の譲与税を充てることについて、区民にとってのメリットを明確にすることが求められるという点である。一方で、複数の特別区がまとまることにより、そのハードルは下がるという意見も示された。特別区において区民への説明を十分に行いながら、本研究で検討したような事業スキームの構築を進めていくことは、譲与税がより有効に活用されていくためにも、区民に対してメリットの理解を得るためにも、必須のことと考えられる。また、複数区が集まることで事業に投じることのできる予算額は当然大きくなることから、連携事業の拡充などにおいてスケールメリットの発揮も期待して良い。想定される4つの事業の中でも、カーボン・オフセット事業への関心は特別区において高く、これを起点として連携に取り組むことも有効と考えられる。このような各特別区の事業ニーズを収集しつつ、共通するところから連携を始めて可能な限り多くの区が参画するかたちを目指していく方向が重要になると考えられる。

今後、連携事業構築を実際に進めていくにあたっては、まず複数区連携を望む特別区同士での認識共有が必要となる。複数区連携に高い関心を有する区がこれを表明し、協働を始めることが不可欠であろう。上述のようなやり方を含め、当面及び将来の連携体制のあり方についても協議し、改善していくことが重要となる。このような特別区側としての最低限の準備ができた段階で、連携先の候補となりうる山村部自治体を見据えながら、特別区・山村部双方のニーズを持ちより、互いに具体的な事業内容を詰めていくことになる。アンケート・ヒアリング調査を通じて、互いのニーズや、そもそもアプローチすべき窓口が分からないといった段階で足踏みしている状態が確認された。本研究で実施した自治体間の意見交換等をきっかけに、速やかに議論を開始していくことが望まれる。具体的に議論を詰めていく段階では、事業量や予算の規模を合わせていくことや、特別区側と山村部側の認識を共有しながら進めていくことが重要になる。本研究で明らかになった課題に1つ1つ着実に対処するには、数カ月から数年単位まで様々な時間幅での検討・実施が必要になると考えられるが、段階を踏みながら丁寧に事業構築し、成果を生み出していくことが不可欠となる。

なお、自治体間連携の既存事例を踏まえると、連携構築に向けた首長の意思

表示や行動力（参加呼びかけ等）は早期実現に向けた1つの重要な鍵となる。各自治体の意思決定がリーダーシップに基づいて行われることで、その後の調整がスムーズになりうるのである。

近年、国際社会において脱炭素社会への移行が必要と指摘され、各国政府や民間企業が将来的なカーボンニュートラル実現を約束する中で、CO<sub>2</sub>吸収効果や災害抑制・軽減の効果を有する森林の重要性が強く認識されている。国際約束を実現させていくには各自治体の役割も重要であり、とりわけ人口が多く一定額の譲与税配分を受けている特別区は担うべき役割も大きい。本研究を通じ、複数区での連携によるメリットとして、事業規模の拡大・事業メニューの多様化、連携先の拡大、新規の自治体の参画しやすさ向上、事務負担の軽減・専門家知見の共有等、様々な点が挙げられた。複数区でまとまることでうまく諸負担を下げつつ、より高い効果を得られる方向を模索することが求められる。本研究の結果が活かされ、複数区での共同連携が早い時期に実現し、森林環境譲与税の活用事業が拡充していくことを期待する。

# 資料編



## 1 研究会開催結果

### ●研究体制

リーダー	
筑波大学生命環境系農学域理工情報生命学術院 生命農学学位プログラム 准教授	立花 敏
研究員	
中央区環境土木部環境推進課長	武藤 智宣
中央区環境土木部環境推進課環境活動係課長補佐	荒木 雅樹
中央区環境土木部環境推進課環境活動係	水木 未公
中央区環境土木部環境推進課環境活動係	田代 祐人
中央区企画部政策企画課政策企画担当係長	保志名 沙紀
千代田区環境まちづくり部環境政策課長	笛木 哲也
千代田区環境まちづくり部環境政策課企画調査係長	松下 晃
千代田区環境まちづくり部環境政策課企画調査係	伊東 晴之
荒川区環境清掃部環境課環境計画係主任	蛭田 雄大
荒川区環境清掃部環境課環境推進係主任	木村 友昭
板橋区土木部みどりと公園課みどり推進係	田中 悠太
足立区都市建設部みどりと公園推進室みどり推進課計画係	小野 太郎
調査・研究会支援	
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	

### ●開催日時・議題

	日時	議事
第1回	2021年 4月23日(金)	(1) 本研究会の設置目的及び研究の実施スケジュール (2) 森林環境譲与税の概要 (3) 各区研究員からの報告：森林環境譲与税の活用や森林環境業務の実施状況 (4) 今後のスケジュールについて

	日時	議事
第2回	2021年 4月25日(火)	(1) 森林環境譲与税の活用状況(調査報告) (2) 東京都における森林環境譲与税の活用方針(東京都オブザーバー参加・ご発表) (3) アンケート調査実施に向けた検討 (4) 総合討論 (5) 今後のスケジュールについて
第3回	2021年 6月28日(月)	(1) 森林環境譲与税の活用に向けた課題と対策の検討 (2) 特別区における既存の自治体間連携 (3) 今後のスケジュールについて
第4回	2021年 7月26日(月)	(1) 森林環境譲与税の活用状況、課題及びニーズ(アンケート調査報告) (2) 森林環境譲与税の活用に向けた課題・ニーズを踏まえた対策の検討 (3) 今後のスケジュールについて
第5回	2021年 9月24日(金)	(1) 調査の進捗報告(アンケート、ヒアリング調査) (2) 自治体間連携による森林環境譲与税の活用に向けた検討 (3) 今後のスケジュールについて
第6回	2021年 10月27日(水)	(1) 新たな連携の模索を目的とした先進自治体との意見交換(甲府市、秩父市、日光市ゲスト参加・ご発表) (2) とりまとめに向けた議論 (3) 今後のスケジュールについて
第7回	2021年 11月26日(金)	(1) 特別区側の体制構築について (2) とりまとめに向けた議論 (3) 今後のスケジュールについて
第8回	2021年 12月22日(水)	(1) とりまとめに向けた議論

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

## 2 ヒアリング調査の概要

### ●概要一覧：

有識者ヒアリング		
所属・氏名	日時	主なヒアリング事項
石崎 涼子 (国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 森林管理制度担当 チーム チーム長)	2021年 5月6日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題について</li> <li>➡自治体間連携の取組</li> <li>➡森林環境譲与税活用の新たなスキーム構築に向けたアイデア</li> </ul>
香坂 玲 (名古屋大学大学院 環境学研究科 教授) 内山 愉太 (神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 助教)	2021年 5月6日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題について</li> <li>➡自治体間連携の取組</li> <li>➡森林環境譲与税活用の新たなスキーム構築に向けたアイデア</li> </ul>
諸富 徹 (京都大学大学院 経済学研究科 教授)	2021年 5月7日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の創設に際しての論点・課題</li> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題について</li> <li>➡森林を含む環境分野における自治体間連携の取組</li> <li>➡森林環境譲与税活用の新たなスキーム構築に向けたアイデア</li> </ul>
吉弘 拓生 (一般財団法人 地域活性化センター 新事業企画室長)	2021年 5月13日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林・林業・木材産業に係る地域資源を活かした自治体間の交流・連携</li> <li>➡自治体間の交流・連携の促進に向けて</li> <li>➡森林環境譲与税活用の新たなスキーム構築に向けたアイデア</li> </ul>

先進自治体等ヒアリング		
自治体・団体名	日時	議事
川崎市	2021年 5月7日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題について</li> <li>➡自治体間連携の取組</li> <li>➡森林環境譲与税活用の新たなスキーム構築に向けたアイデア</li> </ul>

先進自治体等ヒアリング		
自治体・団体名	日時	議事
東京都	2021年 5月14日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡東京都における森林環境譲与税の活用方針について</li> <li>➡特別区における森林環境譲与税の活用に対する認識、取組について</li> <li>➡森林環境譲与税活用の新たなスキーム構築に向けたアイディアについて</li> <li>➡特別区への森林環境譲与税の活用に関するアンケート調査の実施について</li> </ul>
秩父市	2021年 7月27日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題</li> <li>➡森林環境譲与税の用途検討状況</li> <li>➡森林環境譲与税の活用における自治体間連携について</li> </ul>
大子町	2021年 9月2日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題</li> <li>➡森林環境譲与税の用途検討状況</li> <li>➡森林環境譲与税の活用における自治体間連携について</li> </ul>
中之条町	2021年 9月2日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題</li> <li>➡森林環境譲与税の用途検討状況</li> <li>➡森林環境譲与税の活用における自治体間連携について</li> </ul>
甲府市	2021年 9月7日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題</li> <li>➡森林環境譲与税の用途検討状況</li> <li>➡森林環境譲与税の活用における自治体間連携について</li> </ul>
さいたま市	2021年 9月7日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題</li> <li>➡森林環境譲与税の用途検討状況</li> <li>➡森林環境譲与税の活用における自治体間連携について</li> </ul>
日光市	2021年 9月9日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題</li> <li>➡森林環境譲与税の用途検討状況</li> <li>➡森林環境譲与税の活用における自治体間連携について</li> </ul>
盛岡市	2021年 9月30日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡森林環境譲与税の活用に関する現状と課題</li> <li>➡森林環境譲与税の用途検討状況</li> <li>➡森林環境譲与税の活用における自治体間連携について</li> </ul>

研究にあたって

1.  
2.

1

1.  
2.  
3.

2

1.  
2.  
3.  
4.

3

1.  
2.  
3.  
4.  
5.  
6.  
7.

おわりに

資料編

1.  
2.  
3.

先進自治体等ヒアリング		
自治体・団体名	日時	議事
東京都、東京都森林経営管理制度協議会（あきる野市、青梅市、奥多摩町、八王子市、日の出町、檜原村）	2021年 10月26日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡事業検討に当たっての基礎情報</li> <li>➡特別区側の想定を踏まえての連携可能性</li> <li>➡事業の優先順位とタイムスケジュール</li> <li>➡山村部自治体間での連携の可能性</li> <li>➡連携事業実施に向けた手続き</li> <li>➡その他</li> </ul>
上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム（田原本町）	2021年 11月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム構築のご知見・ご経験</li> <li>➡連携体制構築に向けたポイント</li> <li>➡連携体制の運営・維持に向けたポイント</li> </ul>

### 3 アンケート調査の概要

#### 3.1 特別区へのアンケート調査

●目的：

特別区における森林環境譲与税の活用実態、自治体間連携の状況や今後の意向、譲与税活用に向けた課題を把握する

●調査期間：2021年6月10日～30日

●調査対象：特別区（23区）

●回収率：100%

●設問の概要

- ➡基本情報（回答者の所属、連絡先等）
- ➡譲与税の担当部署、譲与税額
- ➡これまでの譲与税の用途内容、金額、自治体間連携の有無
- ➡用途の検討プロセス、新たな用途の検討状況
- ➡用途検討に際しての課題、重視する点
- ➡譲与税活用における自治体間連携の意向、想定される課題
- ➡行政課題に対し森林・木材を活用する新たなアイデア／等

## ●特別区アンケート調査票

## 特別区における森林環境譲与税の活用実態に関するアンケート

このたび、特別区長会調査研究機構では、森林環境譲与税の活用に関する現状と課題を把握し、複数の区が連携しての新たな譲与税活用のあり方を検討するためのアンケート調査を実施することといたしました。設問は【全11問】から構成されています。

ご多用のところ誠に恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【問1】ご回答者のご所属について教えてください。

自治体名	
部署名	
氏名	
ご連絡先	TEL : E-mail :

【問2】貴自治体における、森林環境譲与税（以降、譲与税）の担当部署及び役割を教えてください。

	部署名	主な役割
主管		
その他、関連部署		
その他、関連部署		
その他、関連部署		

（注）必要に応じ、列を追加して記入ください。

【問3】貴自治体に配分される譲与税の金額について、教えてください。

	譲与税の金額 [千円]	うち、基金への積立額 [千円]
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度		

（注）令和4年度以降については、見込みで構いません。未定であれば、未定とお答えください。

【問4】貴自治体における令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）の譲与税の用途について教えてください。

（1）貴自治体における譲与税の用途を年度別に教えてください。また、それぞれの事業において、友好都市等の他自治体との連携を行っている場合には、その自治体のお名前を記載ください。

■令和元年度（2019年度）

	事業名	事業内容	庁内 担当部署	予算額 （うち 譲与税 充当額） [千円]	決算額 （うち 譲与税 充当額） [千円]	連携自治 体名（自 治体間連 携事業 の場合）
記入 例	中央区の森推進事業 （普及啓発）	区民等を対象とした間伐や植樹等の体験ツアーを実施。また事業の普及啓発を図るため、パンフレットやガイドマップ等を配布。	環境土木部 環境推進課	1,313 (1,206)	1,313 (1,206)	檜原村 (東京)
①						
②						
③						
④						
⑤						

（注）必要に応じ、列を追加して記入ください。

上記のうち、譲与税導入により新たに開始した事業（既存事業への充当ではない事業）の番号（①～⑤）をお答えください。

\_\_\_\_\_



【問5】譲与税の用途検討状況について、用途内容別に伺います。各用途内容について、検討の状況を【実施中・検討あり（検討したが実施しなかった場合を含む）・検討せず】から1つ選び、○をつけてください。また、自治体間連携を検討する（した）場合は右端列に○をつけてください。

	用途内容例	貴自治体での検討状況			自治体間連携
		実施中	検討あり	検討せず	
緑地整備 森林・	森林の整備 （間伐、荒廃森林の整備、作業道の整備／等）				
	小規模森林の整備 （屋敷林・川辺林等を対象）				
	公園・緑地の整備				
	その他の森林・緑地整備（下記に記載ください） （ ）				
木材利用	公共施設における木質化の推進・補助				
	民間施設における木質化の推進・補助				
	その他の木材利用（下記に記載ください） （ ）				
普及啓発	木製品の提供				
	森林環境教育・体験活動等の充実				
	地域材（国産材）の利用拡大に向けたイベント開催				
	その他の普及啓発（下記に記載ください） （ ）				
人材の確保・育成	森林・林業・木材産業の担い手育成				
	就労環境改善・資格取得支援				
	林政アドバイザー等の雇用				
	その他の人材の確保・育成（下記に記載ください） （ ）				
システム構築	森林 GIS の整備				
	レーザー測量等の実測調査				
	その他のシステム構築（下記に記載ください） （ ）				
その他	CO <sub>2</sub> 吸収量算定・カーボンオフセット事業				
	森林に関する調査 （利用実態調査等。測量調査を除く）				
	その他の用途（下記に記載ください） （ ）				

【問6】貴自治体が譲与税の使途を検討する（した）プロセスについて伺います。使途の検討にあたり実施している（した）内容について、「事業ごと」に、あてはまる番号をお答えください。該当する内容項目が選択肢にない場合には、文章でお答えください。

#### 選択肢

	番号	内容
自治体内での 議論機会の 設置	1	庁内財政部局による判断
	2	庁内職員間（部署内）での意見交換
	3	庁内職員間（部署横断）での意見交換
	4	森林組合・林業事業者との意見交換
	5	製材事業者等の木材産業界との意見交換
	6	その他団体（教育関係者・NPO等）との意見交換
	7	一般市民との意見交換
情報収集	8	国や都道府県からの情報提供・説明会への参加
	9	他自治体の先進事例の情報収集
	10	他自治体との意見交換
	11	他自治体への訪問・見学
	12	有識者へのインタビュー
自治体間 連携	13	都道府県による連携会議への参加
	14	他自治体（他市区町村）との連携に関する検討機会の設置
その他	15	広報誌等での周知

（注）庁内財政部局の判断に基づき使途が決定する自治体も多くあろうかと思えます。そうした中でも、例えば森林環境部局が参考情報までに情報収集や意見交換を実施した場合には、該当する選択肢（2、3、9など）を含めてご回答ください。

#### 回答欄

##### ■令和元年度

	事業名 （問4で記入いただいた通り再記入 してください）	回答 （上記選択肢から該当する番号すべてを お答えください。 選択肢にない場合は、文章で記入ください）
①		
②		
③		
④		
⑤		

（注）必要に応じ、列を追加して記入ください。

■令和2年度

	事業名 (問4で記入いただいた通り再記入 してください)	回答 (上記選択肢から該当する番号すべてを お答えください。 選択肢にない場合は、文章で記入ください)
①		
②		
③		
④		
⑤		

(注) 必要に応じ、列を追加して記入ください。

【問7】貴自治体における譲与税の用途を検討する(した)際に、どのような点に悩んでいますか(悩みましたか)?それぞれの内容項目について、どの程度悩んでいる(悩んだ)かを5段階でお答えください。【1:全く悩んでいない、2:あまり悩んでいない、3:少し悩んでいる、4:悩んでいる、5:非常に悩んでいる】から、あてはまるもの一つに○をつけてください。該当する内容項目が選択肢にない場合には、下記の自由記述欄に記載ください。

←全く悩んでいない(1) 非常に悩んでいる(5)→

	内容	(5段階評価)				
		1	2	3	4	5
自治体内 での議論	区民に譲与税が認知・理解されていない	1	2	3	4	5
	譲与税の活用に関する区民のニーズが分からない	1	2	3	4	5
	事業の意義について区民への説明が難しい	1	2	3	4	5
	区民にもたらすメリットが小さい・見えづらい	1	2	3	4	5
	事業の効果・成果が小さい・見えづらい	1	2	3	4	5
	庁内の部署間の調整が難しい	1	2	3	4	5
	利害関係者間(区職員以外を含む)の調整が難しい	1	2	3	4	5
	域内のみでは活用が難しい(用途が思いつかない)	1	2	3	4	5
	譲与税の用途として適切な事業かが判断できない	1	2	3	4	5
財源	財源が不足している	1	2	3	4	5
人材・人員	担当職員のマンパワーが不足している	1	2	3	4	5
	担当職員の知識・経験が不足している	1	2	3	4	5
自治体間 連携	適切な連携先が見つからない	1	2	3	4	5
	連携自治体への負担が大きい (連携自治体が享受するメリットが少ない)	1	2	3	4	5

【問7】 つづき

(自由記述)

【問8】貴自治体が譲与税の使途を検討する(した)際に重視する(した)点は何ですか?それぞれの内容について、どの程度重視する(した)かを5段階でお答えください。【1:全く重視しない、2:あまり重視しない、3:少し重視する、4:重視する、5:非常に重視する】から、あてはまるもの一つに○をつけてください。該当する内容項目が選択肢にない場合には、下記の自由記述欄に記載ください。

←全く重視しない(1)                      非常に重視する(5)→

	内容	(5段階評価)				
		1	2	3	4	5
自治体内での議論	区民のニーズに合致しているか	1	2	3	4	5
	事業の意義について区民への説明が容易か	1	2	3	4	5
	区民にもたらすメリットが大きいか	1	2	3	4	5
	事業の効果が明らかか	1	2	3	4	5
	着手しやすい事業であるか	1	2	3	4	5
	区の課題(森林・林業・木材産業以外の一般的課題を含む)を解決できるか	1	2	3	4	5
	譲与税の使途として適切か	1	2	3	4	5
財源	既存の財源では捻出が難しい使途か	1	2	3	4	5
	継続した財源が必要であるか	1	2	3	4	5
林業・木材産業への貢献	林業の活性化につながるか	1	2	3	4	5
	木材産業の活性化につながるか	1	2	3	4	5
環境問題への貢献	地球環境問題に貢献できるか (CO <sub>2</sub> 吸収量の増大)	1	2	3	4	5
	森林の多面的機能発揮につながるか (水源涵養等の、CO <sub>2</sub> 吸収以外の機能の増大)	1	2	3	4	5

(自由記述)

【問9】自治体間連携事業についてお伺いします。

(1) 貴自治体における譲与税の用途検討において、自治体間連携の実施を検討していますか。

ご回答	1	はい： 検討している・検討した
	2	いいえ： 検討していないが、今後検討してみたい
	3	いいえ： 検討していないし、今後も検討予定はない

■以下、(2)と(3)は、上記(1)で「1、はい」もしくは「2、いいえ：検討していないが、今後検討してみたい」と回答された自治体にお尋ねします。

(2) 特にどのような用途で、どのような自治体との連携を検討していますか／検討してみたいですか。また、その自治体を連携先として想定する理由は何ですか。用途内容については、【問5】の分類を参考にしてください。

用途内容 (問5を参考に記入)	想定する連携自治体 (該当する番号を全て記入： ①特別区 ②特別区以外の都市部自治体 ③山村部自治体。 具体の自治体名も可)	左記の自治体を連携先として想定する理由 (自由記述)

(3) 自治体間連携の実施を検討する中で、どのような点を特に課題と感じていますか。用途内容については、【問5】の分類を参考にしてください。

用途内容 (問5を参考に記入)	課題内容 (自由記述)

【問10】貴自治体において、森林・木材の新たな活用のアイデアがあれば、記載ください。下記の分野にあてはまらない課題については、自由記述欄に記載ください。

分野	森林や木材を使用したアイデア
産業・経済	
健康・医療・福祉	
子育て・教育	
文化・スポーツ	
防災・まちづくり	
環境	

（記入例）防災・まちづくり：ブロック塀の老朽化に伴う建替えが急務。ブロックの代わりに木製壁を活用できないか。

（自由記述）

【問11】その他、特別区における譲与税の活用の促進に向けて、アイデアや具体的な提言・要望等がありましたらご自由に記載ください。

（自由記述）

質問は以上です。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

## 3.2 先進自治体等へのアンケート調査

### ●調査目的

- ➔ 使途の検討や自治体間連携の実施に関し、参考事例となる先進自治体の取組を把握する
- ➔ 特別区に類似した特徴を持つ都市部自治体が、譲与税活用の検討に向けてどのような課題を有し、対策しているかを把握する
- ➔ 特別区が今後連携しうる山村部自治体が、譲与税活用に関しどのような考えを有しているか（連携の意向やアイデアがあるか等）を把握する

### ●調査期間・方法

- ➔ 2021年7月2日～30日
- ➔ 電子メール、FAX、郵送による送付（各自治体からの要望に応じて対応）

### ●調査対象：174自治体（参考となる先進自治体、特別区に類似した特徴を持つ都市部自治体とその連携先、特別区が今後連携しうる山村部自治体）

	送付先	条件（具体例）	送付自治体数 （重複含）	回答自治体数 （重複含）
参考事例となる先進自治体	■ 先進的な都市部自治体	● 山村部自治体と連携した譲与税活用事業を実施。 -（例）国立市、昭島市、豊明市、北島町	7自治体	5自治体
	■ 先進的な山村部自治体	● 特別区を含む都市部自治体と連携した譲与税活用事業を実施。 -（例）岩泉町、日光市、秩父市、檜原村	23自治体	18自治体
特別区に類似した特徴を持つ都市部自治体と連携先	■ 特別区と類似した特徴を有する都市部自治体	● 東日本に位置する自治体のうち、令和元年度の譲与額8,000千円以上、私有林人工林100ha以下の自治体。 -（例）越谷市、府中市、平塚市、横須賀市	21自治体	16自治体
	■ 特別区と類似した都市部自治体の連携先	● 上記自治体の連携自治体。ただし、多数の自治体が該当するため、友好都市・姉妹都市での連携に限り対象。 -（例）中札内村、花巻市、富岡市	22自治体	14自治体
特別区が今後連携しうる山村部自治体	■ 特別区と姉妹都市・友好都市、もしくは他の協定を締結している自治体	● 特別区と協定による連携を行っている自治体。ただし、姉妹都市・友好都市以外の協定については、一部のみを対象。 -（例）最上町、五城目町、大多喜町、鋸南町	60自治体	38自治体
	■ 森林セラピー基地を有する自治体	● 群馬、栃木、茨城、埼玉、山梨、千葉、神奈川等の各県に位置し、森林セラピー基地を有する自治体。 -（例）上野村、草津町、南房総市	22自治体	13自治体
	■ 今後、特別区と連携しうる関係性にある山村部自治体	● 水源涵養の観点から、特別区の水源地が位置する自治体、荒川・利根川・多摩川流域で水利施設が位置する自治体を対象。 -（例）板倉町、戸田市、瑞穂町、小菅村	39自治体	28自治体
その他	■ 上記以外の東京都内の市町村	● 島しょ部など、上記にあてはまらない東京都内の自治体。 -（例）西東京市、清瀬市、大島町、小笠原村	19自治体	12自治体

### ●回収率：66.1%（115自治体）

### ●設問の概要

- ➔ 基本情報（回答者の所属、連絡先等）
- ➔ 譲与税の担当部署、譲与税額
- ➔ これまでの譲与税の使途内容、金額、自治体間連携の有無
- ➔ 使途の検討プロセス、新たな使途の検討状況
- ➔ 使途検討に際しての課題、重視する点
- ➔ 譲与税活用における自治体間連携の意向、想定される課題
- ➔ 特別区との既存連携、今後の連携意向

➡行政課題に対し森林・木材を活用する新たなアイデア / 等  
●先進自治体等アンケート調査票

市町村における森林環境譲与税の活用実態に関するアンケート

このたび、特別区長会調査研究機構では、森林環境譲与税の活用に関する現状と課題を把握し、特別区における新たな譲与税活用のあり方を検討するためのアンケート調査を実施することといたしました。設問は【全12問】から構成されています。

ご多用のところ誠に恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 以下、「特別区」とは「東京23区」のことを指します。

【問1】ご回答者のご所属について教えてください。

自治体名	
部署名	
氏名	
ご連絡先	TEL : E-mail :

【問2】貴自治体における、森林環境譲与税（以降、譲与税）の担当部署及び役割を教えてください。

	部署名	主な役割
主管		
その他、関連部署		
その他、関連部署		
その他、関連部署		

（注）必要に応じ、列を追加して記入ください。

【問3】貴自治体に配分される譲与税の金額について、教えてください。

	譲与税の金額 [千円]	うち、基金への積立額 [千円]
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度		

（注）令和4年度以降については、見込みで構いません。未定であれば、未定とお答えください。

【問4】貴自治体における令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）の譲与税の用途について教えてください。

（1）貴自治体における譲与税の用途を年度別に教えてください。また、それぞれの事業において、友好都市等の他自治体との連携を行っている場合には、その自治体のお名前を記載ください。

■令和元年度（2019年度）

	事業名	事業内容	庁内 担当部署	予算額 （うち 譲与税 充当額） [千円]	決算額 （うち 譲与税 充当額） [千円]	連携自治 体名（自 治体間連 携事業 の場合）
記入 例	中央区の森推進事業 （普及啓発）	区民等を対象とした間伐や植樹等の体験ツアーを実施。また事業の普及啓発を図るため、パンフレットやガイドマップ等を配布。	環境土木部 環境推進課	1,313 (1,206)	1,313 (1,206)	檜原村 （東京）
①						
②						
③						
④						
⑤						

（注）必要に応じ、列を追加して記入ください。

上記のうち、譲与税導入により新たに開始した事業（既存事業への充当ではない事業）の番号（①～⑤）をお答えください。

\_\_\_\_\_



【問5】譲与税の用途検討状況について、用途内容別に伺います。各用途内容について、検討の状況を【実施中・検討あり（検討したが実施しなかった場合を含む）・検討せず】から1つ選び、○をつけてください。また、自治体間連携を検討する（した）場合は右端列に○をつけてください。

	用途内容例	貴自治体での検討状況			自治体間連携
		実施中	検討あり	検討せず	
緑地整備 森林・	森林の整備 （間伐、荒廃森林の整備、作業道の整備／等）				
	小規模森林の整備 （屋敷林・川辺林等を対象）				
	公園・緑地の整備				
	その他の森林・緑地整備（下記に記載ください） （ ）				
木材利用	公共施設における木質化の推進・補助				
	民間施設における木質化の推進・補助				
	その他の木材利用（下記に記載ください） （ ）				
普及啓発	木製品の提供				
	森林環境教育・体験活動等の充実				
	地域材（国産材）の利用拡大に向けたイベント開催				
	その他の普及啓発（下記に記載ください） （ ）				
人材の確保・育成	森林・林業・木材産業の担い手育成				
	就労環境改善・資格取得支援				
	林政アドバイザー等の雇用				
	その他の人材の確保・育成（下記に記載ください） （ ）				
システム構築	森林 GIS の整備				
	レーザー測量等の実測調査				
	その他のシステム構築（下記に記載ください） （ ）				
その他	CO <sub>2</sub> 吸収量算定・カーボンオフセット事業				
	森林に関する調査 （利用実態調査等。測量調査を除く）				
	その他の用途（下記に記載ください） （ ）				

【問6】貴自治体が譲与税の用途を検討する（した）プロセスについて伺います。用途の検討にあたり実施している（した）内容について、「事業ごと」に、あてはまる番号をお答えください。該当する内容項目が選択肢にない場合には、文章でお答えください。

#### 選択肢

	番号	内容
自治体内での議論機会の設置	1	庁内財政部局による判断
	2	庁内職員間（部署内）での意見交換
	3	庁内職員間（部署横断）での意見交換
	4	森林組合・林業事業者との意見交換
	5	製材事業者等の木材産業界との意見交換
	6	その他団体（教育関係者・NPO等）との意見交換
	7	一般市民との意見交換
情報収集	8	国や都道府県からの情報提供・説明会への参加
	9	他自治体の先進事例の情報収集
	10	他自治体との意見交換
	11	他自治体への訪問・見学
自治体間連携	12	有識者へのインタビュー
	13	都道府県による連携会議への参加
その他	14	他自治体（他市区町村）との連携に関する検討機会の設置
	15	広報誌等での周知

（注）庁内財政部局の判断に基づき用途が決定する自治体も多くあろうかと思えます。そうした中でも、例えば森林環境部局が参考情報までに情報収集や意見交換を実施した場合には、該当する選択肢（2、3、9など）を含めてご回答ください。

#### 回答欄

##### ■令和元年度

	事業名 （問4で記入いただいた通り再記入してください）	回答 （上記選択肢から該当する番号すべてをお答えください。 選択肢にない場合は、文章で記入ください）
①		
②		
③		
④		
⑤		

（注）必要に応じ、列を追加して記入ください。

■令和2年度

	事業名 (問4で記入いただいた通り再記入 してください)	回答 (上記選択肢から該当する番号すべてを お答えください。 選択肢にない場合は、文章で記入ください)
①		
②		
③		
④		
⑤		

(注) 必要に応じ、列を追加して記入ください。

【問7】貴自治体における譲与税の使途を検討する(した)際に、どのような点に悩んでいますか(悩みましたか)?それぞれの内容項目について、どの程度悩んでいる(悩んだ)かを5段階でお答えください。【1:全く悩んでいない、2:あまり悩んでいない、3:少し悩んでいる、4:悩んでいる、5:非常に悩んでいる】から、あてはまるもの一つに○をつけてください。該当する内容項目が選択肢にない場合には、下記の自由記述欄に記載ください。

←全く悩んでいない(1) 非常に悩んでいる(5)→

	内容	(5段階評価)				
		1	2	3	4	5
自治体内での議論	市民に譲与税が認知・理解されていない	1	2	3	4	5
	譲与税の活用に関する市民のニーズが分からない	1	2	3	4	5
	事業の意義について市民への説明が難しい	1	2	3	4	5
	市民にもたらすメリットが小さい・見えづらい	1	2	3	4	5
	事業の効果・成果が小さい・見えづらい	1	2	3	4	5
	庁内の部署間の調整が難しい	1	2	3	4	5
	利害関係者間(市職員以外を含む)の調整が難しい	1	2	3	4	5
	域内のみでは活用が難しい(使途が思いつかない)	1	2	3	4	5
	譲与税の使途として適切な事業かが判断できない	1	2	3	4	5
財源	財源が不足している	1	2	3	4	5
人材・人員	担当職員のマンパワーが不足している	1	2	3	4	5
	担当職員の知識・経験が不足している	1	2	3	4	5
自治体間連携	適切な連携先が見つからない	1	2	3	4	5
	連携自治体への負担が大きい (連携自治体が享受するメリットが少ない)	1	2	3	4	5

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

【問7】 つづき

(自由記述)

【問8】 貴自治体が譲与税の使途を検討する(した)際に重視する(した)点は何ですか?それぞれの内容について、どの程度重視する(した)かを5段階でお答えください。【1:全く重視しない、2:あまり重視しない、3:少し重視する、4:重視する、5:非常に重視する】から、あてはまるもの一つに○をつけてください。該当する内容項目が選択肢にない場合には、下記の自由記述欄に記載ください。

←全く重視しない(1) 非常に重視する(5)→

	内容	(5段階評価)				
		1	2	3	4	5
自治体内での議論	市民のニーズに合致しているか	1	2	3	4	5
	事業の意義について市民への説明が容易か	1	2	3	4	5
	市民にもたらすメリットが大きい	1	2	3	4	5
	事業の効果が明らかか	1	2	3	4	5
	着手しやすい事業であるか	1	2	3	4	5
	自市町村の課題(森林・林業・木材産業以外の一般的課題を含む)を解決できるか	1	2	3	4	5
財源	譲与税の使途として適切か	1	2	3	4	5
	既存の財源では捻出が難しい使途か 継続した財源が必要であるか	1	2	3	4	5
林業・木材産業への貢献	林業の活性化につながるか	1	2	3	4	5
	木材産業の活性化につながるか	1	2	3	4	5
環境問題への貢献	地球環境問題に貢献できるか (CO <sub>2</sub> 吸収量の増大)	1	2	3	4	5
	森林の多面的機能発揮につながるか (水源涵養等の、CO <sub>2</sub> 吸収以外の機能の増大)	1	2	3	4	5

(自由記述)

【問9】譲与税を活用した自治体間連携事業についてお伺いします。

(1) 貴自治体における譲与税の使途検討において、自治体間連携の実施を検討していますか。

ご回答	1	はい： 検討している・検討した
	2	いいえ： 検討していないが、今後検討してみたい
	3	いいえ： 検討していないし、今後も検討予定はない

■以下、(2)と(3)は、上記(1)で「1、はい」もしくは「2、いいえ：検討していないが、今後検討してみたい」と回答された自治体にお尋ねします。

(2) 特にどのような使途で、どのような自治体との連携を検討していますか／検討してみたいですか。また、その自治体を連携先として想定する理由は何ですか。使途内容については、【問5】の分類を参考ににご回答ください。

使途内容 (問5を参考に記入)	想定する連携自治体 (該当する番号を全て記入： ①特別区 ②特別区以外の都市部自治体 ③山村部自治体。 具体の自治体名も可)	左記の自治体を連携先として想定する理由 (自由記述)

(3) 自治体間連携の実施を検討する中で、どのような点を特に課題と感じていますか。使途内容については、【問5】の分類を参考ににご回答ください。

使途内容 (問5を参考に記入)	課題内容 (自由記述)

【問10】貴自治体と特別区（東京23区）との連携についてお聞きします。

（1）これまでに、貴自治体と特別区との連携による取組を行ったことがありますか。ある場合は、その内容を教えてください（譲与税に限らず、お答えください）。なければ、無記入としてください。

連携した特別区	取組の時期	取組の内容

（注）必要に応じ、列を追加して記入ください。

（2）譲与税の活用に関して、今後、特別区と連携するとすれば、どのようなニーズ、アイデアがありますか。ご自由に意見をお聞かせください。

連携したい特別区（※）	貴自治体の役割・実施内容	特別区の役割・実施内容 その他、特別区に求めること

（※）具体的な想定があれば、お書きください（〇〇川流域の区、など）。特定の特別区の名称でも構いません。なければ無記入で結構です。

（注）必要に応じ、列を追加して記入ください。

【問11】貴自治体において、森林・木材の新たな活用のアイデアがあれば、記載ください。下記の分野にあてはまらない課題については、自由記述欄に記載ください。

分野	森林や木材を使用したアイデア
産業・経済	
健康・医療・福祉	
子育て・教育	
文化・スポーツ	
防災・まちづくり	
環境	

(記入例) 防災・まちづくり：ブロック塀の老朽化に伴う建替えが急務。ブロックの代わりに木製壁を活用できないか。

(自由記述)

【問12】その他、貴自治体及び特別区における譲与税の活用の促進に向けて、アイデアや具体的な提言・要望等がありましたらご自由に記載ください。

(自由記述)

質問は以上です。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

研究にあたって

- 1.
- 2.

1

- 1.
- 2.
- 3.

2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

3

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

おわりに

資料編

- 1.
- 2.
- 3.

## 令和3（2021）年度 特別区長会調査研究機構調査研究報告書一覧

テーマ名	提案区
特別区のスケールメリットを生かした業務効率化	渋谷区
特別区における森林環境譲与税の活用 ～複数区での共同連携の可能性～	中央区
新型コロナウイルスによる社会変容と特別区の行政運営への影響	港区
公共施設の樹木の効果的なマネジメント手法	江東区
食品ロス削減に向けたナッジをはじめとする行動変容策	荒川区
「ゼロカーボンシティ特別区」に向けた取組み	葛飾区

以上の6テーマについて報告書を発行しています。  
各報告書は、特別区長会調査研究機構ホームページで閲覧できます。

<https://www.tokyo23-kuchokai-kiko.jp/>

特別区長会調査研究機構

検索

CLICK!



### 令和3年度 調査研究報告書 特別区における森林環境譲与税の活用 ～複数区での共同連携の可能性～

令和4年3月31日発行

発行：特別区長会調査研究機構 事務局：公益財団法人特別区協議会  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 TEL：03-5210-9053 Fax：03-5210-9873

※本書の無断転載・複製は、著作権法上での例外を除き禁じられています。

印刷所：能登印刷株式会社



Kuchokai  
Institute for Research and Study

特別区長会調査研究機構